

みんなでつなごう
愛なん障がい者計画

第7期 愛南町障がい福祉計画・第3期 愛南町障がい児福祉計画



愛南町ブランディングロゴマーク/令和3年3月作成

愛南町

●みんなでつなごう「愛なん障がい者計画」について

本計画は、第7期愛南町障がい福祉計画、第3期愛南町障がい児福祉計画として位置付けております。

●表紙の作品について

表紙の作品は、令和5年度作成の人権作品集「えがお（第20号）」の特別支援学級の部へ掲載された小学生のポスター作品です。

(上段左)
作品名：「にこにこ」
児童名：岩本 楓雅
(城辺小学校1年)

(上段・右)
作品名：「なかよし」
児童名：久保 竣平
(一本松小学校1年)

(中段上・左)
作品名：「だいすき」
児童名：湯浅 惣大
(長月小学校2年)

(中段上・中央)
作品名：「え顔いっぱい」
児童名：松田 誠雅
(城辺小学校3年)

(中段上・右)
作品名：「なかよく遊ぼう」
児童名：山本 和摩
(一本松小学校3年)

(中段下・左)
作品名：「楽しい学校」
児童名：徳田 琴
(一本松小学校4年)

(中段下・中央)
作品名：「友だちいっぱい
大集合」
児童名：幸田 快星
(城辺小学校3年)

(中段下・右)
作品名：「笑顔でゴールへ」
児童名：中川 英澄
(城辺小学校5年)

(下段・左)
作品名：「元気でうれしいな」
児童名：湯浅 量也
(長月小学校5年)

(下段・右)
作品名：「心ひとつに」
児童名：川崎 柚尽
(福浦小学校6年)

はじめに

近年、我が国では、少子高齢化で人口減少が進む中、障がいのある人は年々増加しています。

このような現状を踏まえ、国においては、共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める第5次障害者基本計画を策定しました。



現在、国では、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の構築及び医療的ケア児等の支援体制の構築など障がいがあっても住み慣れた地域で暮らしていくための体制を作るとともに、障がいのある本人の自己決定と社会参加を促進するよう基本計画で示しています。

本計画は、「第3次愛南町障がい者計画」の基本理念である「支え合い健やかに暮らせるまちづくり」の実現に向け、国の基本方針に即した障がい福祉施策に関する基本的な事項や成果目標等を定めた3か年計画となります。

本計画を推進するに当たり、関係機関、地域、障がいのある人やその家族と行政との連携が不可欠となりますので、今後ともより一層の御支援を賜りますようお願いいたします。

終わりに、アンケート調査に貴重な御意見をいただきました町民の皆様や愛南町福祉関係計画策定懇話会において御提言をいただきました委員の皆様、関係機関の方々など、本計画の策定に御協力をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

愛南町長 清水 雅 文

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の法的根拠と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画策定への住民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

- 1 統計による愛南町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 障がいのある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 障がい福祉に関するアンケート調査結果・・・・・・・・ 12
- 4 パブリックコメントによる意見・・・・・・・・・・・・ 49

第3章 計画の課題と実績

- 1 計画策定にあたっての課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 2 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい福祉計画の実績・・・・ 53

第4章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

- 1 基本指針のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 2 成果目標に対する目標値の設定・・・・・・・・・・・・ 65
- 3 必要量の見込みと必要量確保の取り組み
 - (1) 障害福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
 - (2) 地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
 - (3) 児童福祉法によるサービス・・・・・・・・・・・・ 78

第5章 計画の推進体制

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- 2 行政の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- 3 計画の進捗状況の管理・評価・・・・・・・・・・・・ 80

- 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化・重複化が進む中で、障害福祉サービスに対するニーズが複雑化・多様化しており、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、国においては、令和5年に「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための基本理念が定められました。

そのような現状を踏まえ、町では「第7期愛南町障がい福祉計画」及び「第3期愛南町障がい児福祉計画」（計画年度：令和6年～令和8年）において、障がい者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、就労選択支援の新設、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加の推進等、愛南町における地域の実情、課題等ニーズを踏まえた計画を一体的に策定します。

2 計画策定の方針

現在、国の基本指針等において、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」、「地域生活支援拠点等」、「医療的ケア児等の支援体制」の構築が示されています。このように個の支援から包括的に支援できる体制づくりにシフトしていく必要があります。

また、障がいの重度化・高齢化や障がいのある人とその家族等は支援につながらないまま社会で孤立してしまう「8050問題」など、より複合化・複雑化し地域コミュニティの希薄化や人口減少などさらに深刻化することが懸念される中、愛南町では、「地域共生社会の実現」に向けては、現在行っている重層的支援体制整備事業への取り組みや必要なサービス量・質の確保に加え、障がいの有無に関わらず住民一人一人の多様な地域活動の推進も求められます。官民が協働し、安心して暮らせる地域づくりを目指していきます。

3 計画の法的根拠と位置づけ

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等における成果目標を設定し、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

策定にあたっては、「愛媛県障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」、「第3次

愛南町総合計画」さらに「第4次愛南町地域福祉計画」、「第2次愛南町健康増進計画」、「第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」、「愛南町子ども・子育て支援事業計画」とも整合性を図りました。

第3次愛南町総合計画

ともにあゆみ育て創造するまち

政策1

支え合い健やかに暮らせるまちづくり

愛南町子ども・子育て支援計画

第10次高齢者福祉計画
第9期介護保険事業計画

第3次愛南町障がい者計画
第7期愛南町障がい福祉計画
第3期愛南町障がい児福祉計画

第4次愛南町地域福祉計画

第2次愛南町健康増進計画

【国】

障害者基本法
(第5次障害者基本計画)

障害者総合支援法

児童福祉法

(基本指針)

【愛媛県】

第6次愛媛県障がい者計画

第7期愛媛県障がい福祉計画

第3期愛媛県障がい児福祉計画

4 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次愛南町障がい者計画					
第6期愛南町障がい福祉計画 第2期愛南町障がい児福祉計画			第7期愛南町障がい福祉計画 第3期愛南町障がい児福祉計画		

5 計画策定への住民参加

(1) 愛南町福祉関係計画策定懇話会

町民参加の推進を図る観点から公募委員（3名）、学識経験者及び関係機関代表等で構成する「愛南町福祉関係計画策定懇話会」を設置し、計画内容の検討・審議を行っています。

(2) アンケート調査

障がいのある人の現状や意向などを把握するため、アンケート調査を行い、広く意見等を聴取し、計画づくりに反映させています。

(令和5年度実施)

調査対象	70歳未満の障がい者・児 (※)
調査期間	令和5年10月4日～令和5年10月20日
調査票配布数	700件
有効回収件数	329件
有効回収率	47.0%

(※) 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者、障害児通所支援事業利用者、難病患者

(3) 愛南町地域自立支援協議会

学識経験者及び関係機関代表等で構成する「愛南町地域自立支援協議会」において計画策定に関する意見聴取を行っています。この協議会では、障がい福祉全般について様々な協議を行っており、より広い視野での意見を聞くことができます。

(4) パブリックコメント

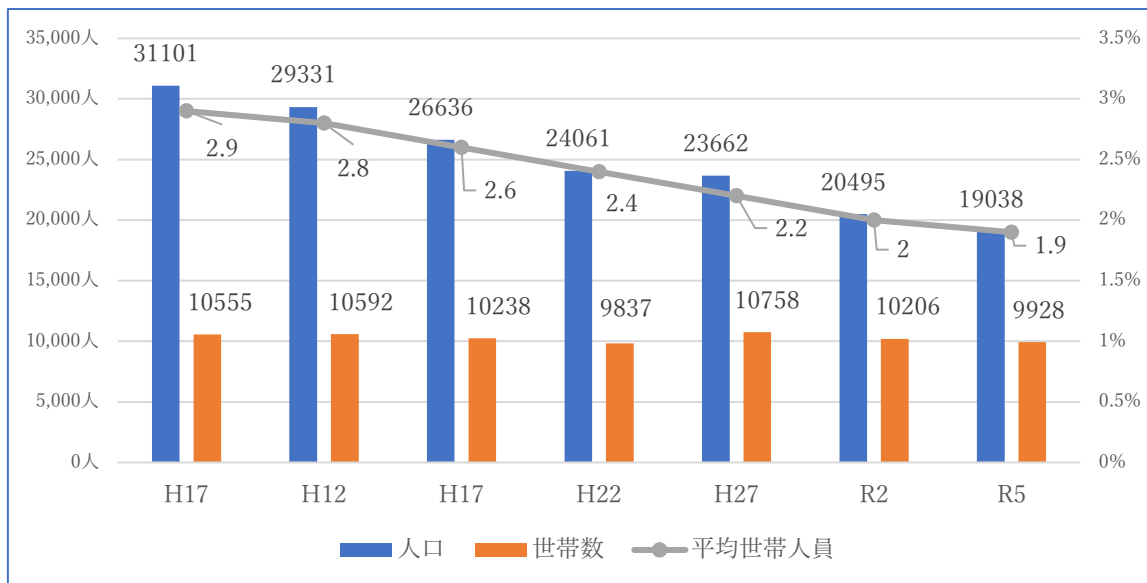
町ホームページに計画案を公表し、計画に関する町民の意見聴取を行います。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 統計による愛南町の状況

(1) 人口・平均世帯人員の推移

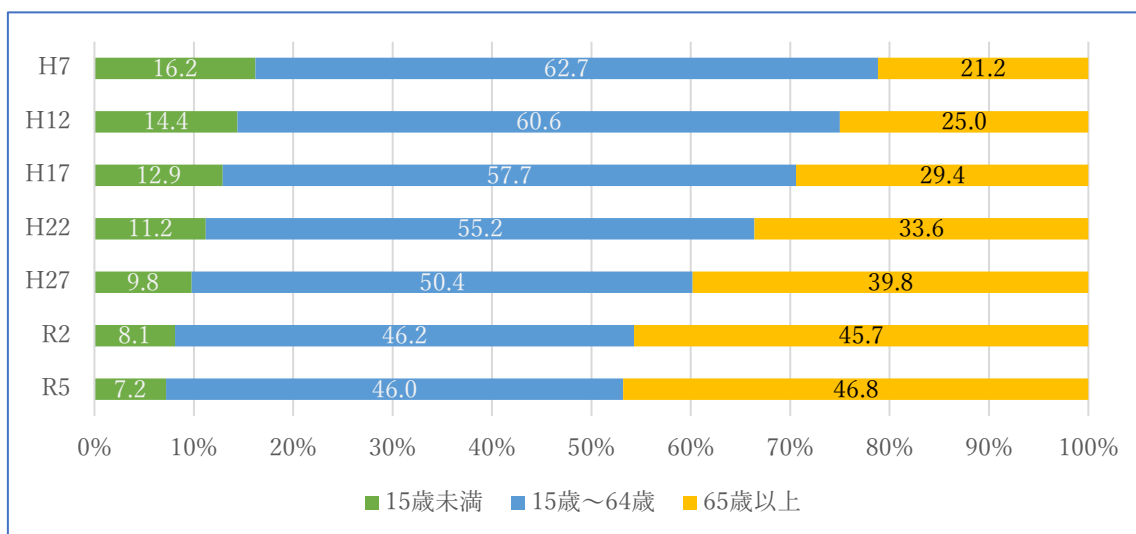
人口は昭和25年(49,359人)をピークに減少を続け、令和5年には19,038人となり、1世帯当たり平均世帯人員数は1.9人となっています。



※国勢調査引用、令和5年度は住民基本台帳(R6.1.1現在)より引用

(2) 年齢階層別人口割合の推移

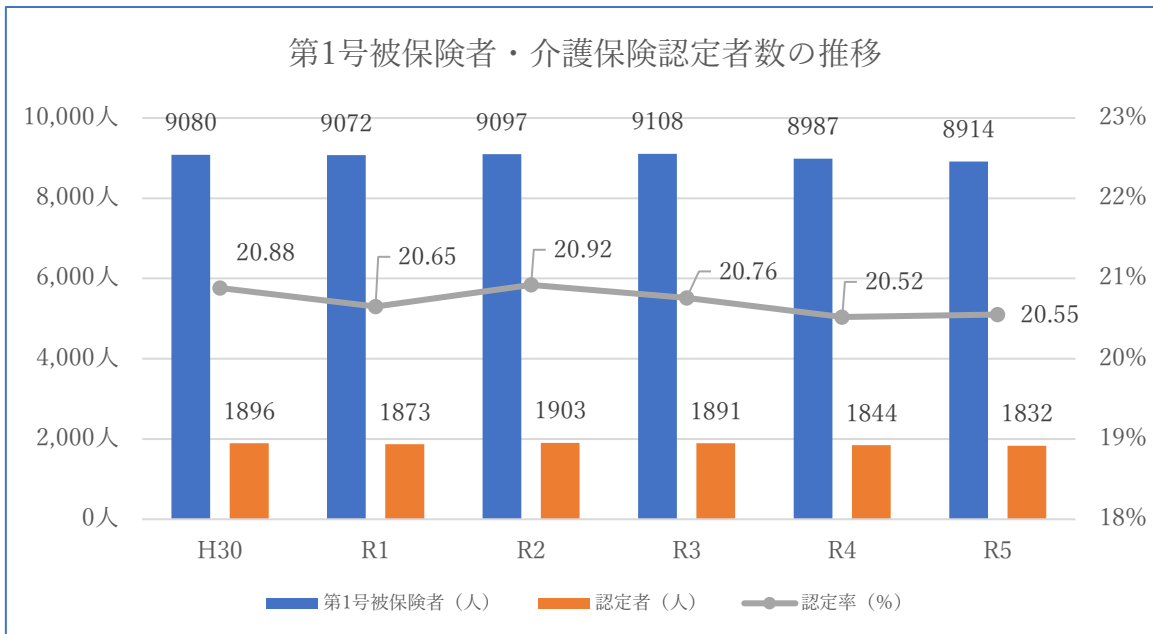
平成7年以降、15歳未満の年少人口割合は65歳以上の老年人口割合を下回り、令和5年には、15歳未満の年少人口割合は7.2%まで減少し、65歳以上の老年人口割合は46.8%に増加しました。15歳以上64歳以下の生産年齢人口割合は、昭和60年以降減少を続け46.0%となっています。



※国勢調査引用、令和5年度は住民基本台帳(R6.1.1現在)より引用

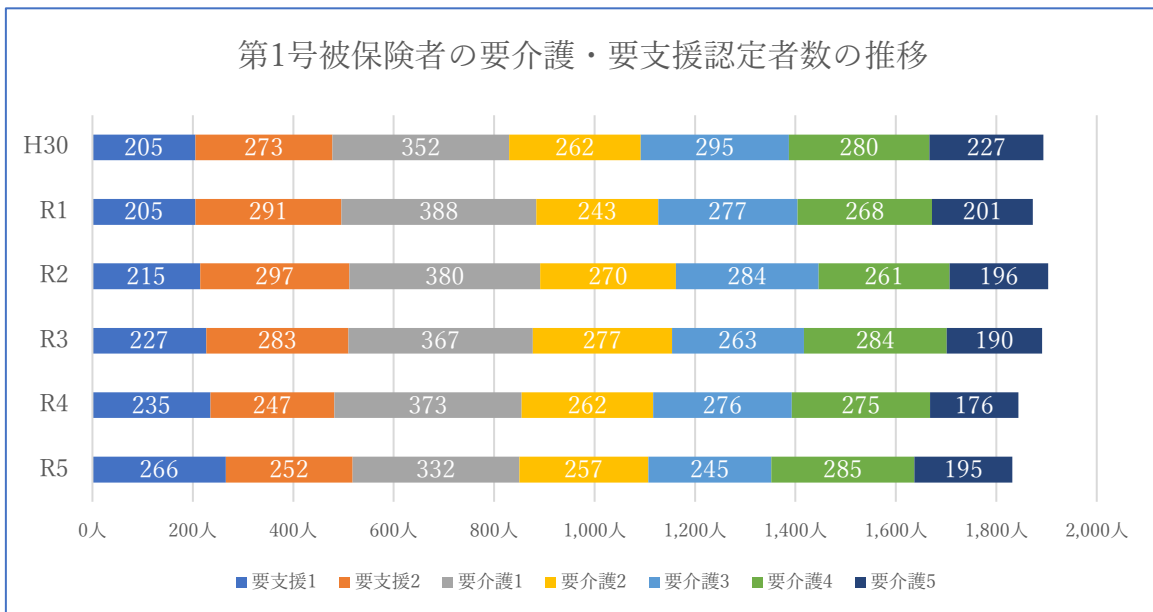
(3) 介護保険認定の状況

第1号被保険者は令和3年から減少傾向にあります。要支援・要介護認定者は年により微増・微減はありますが大幅な増減はみられません。また、認定率は平成25年をピークに20%台で推移しています。令和5年の第1号被保険者は8,914人、認定者は1,832人で、認定率は20.55%でした。



※介護保険事業状況報告書令和5年10月分より引用

認定区分については、大幅な増減はありませんが微増、微減しながら推移しています。



※介護保険事業状況報告書令和5年10月分より引用

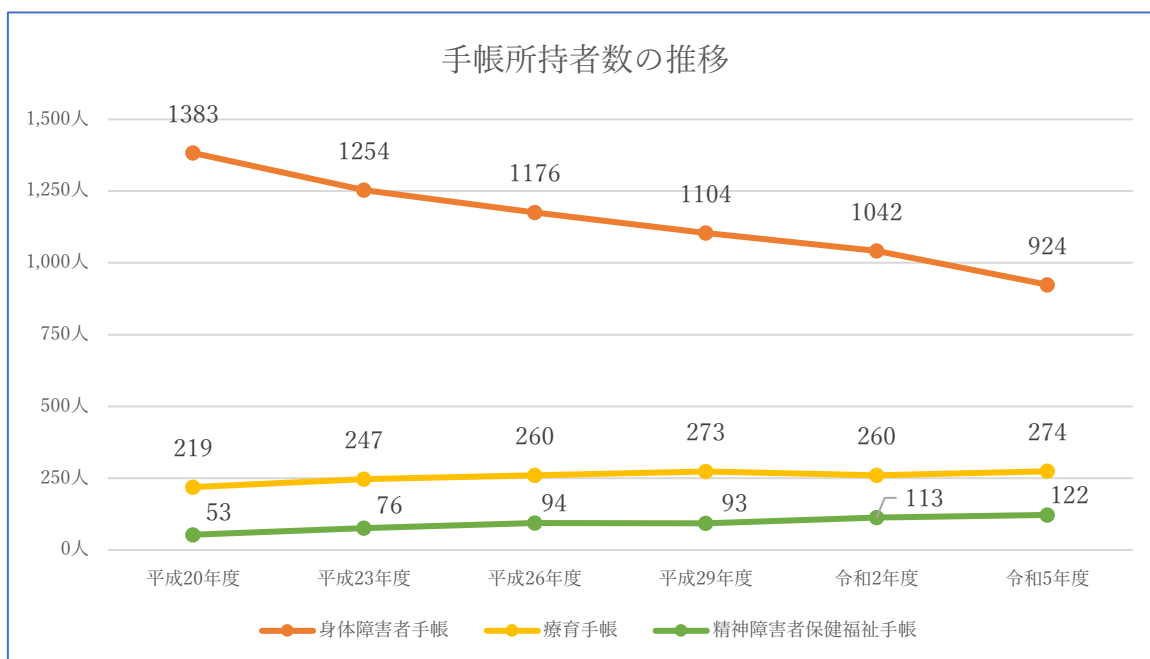
2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者（児）の推移（障害者手帳所持者等）

（基準日 4月1日）

区 分		平成 20 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年	令和 2 年	令和 5 年
身体障害者手帳	1 級	449	440	323	395	379	342
	2 級	281	246	237	209	190	168
	3 級	188	147	205	127	122	109
	4 級	278	272	271	251	255	211
	5 級	104	88	77	71	56	53
	6 級	83	61	63	51	40	41
	計	1,383	1,254	1,176	1,104	1,042	924
療育手帳	A	106	117	111	105	101	96
	B 1	78	75	79	85	73	74
	B 2	35	55	70	83	86	104
	計	219	247	260	273	260	274
精神障害者保健福祉手帳	1 級	10	23	18	16	16	15
	2 級	37	50	69	65	86	89
	3 級	6	3	7	12	11	18
	計	53	76	94	93	113	122
合 計		1,655	1,577	1,530	1,470	1,415	1,320

（H20、H23、H26、H29、R2、R5 は計画策定作業年度）



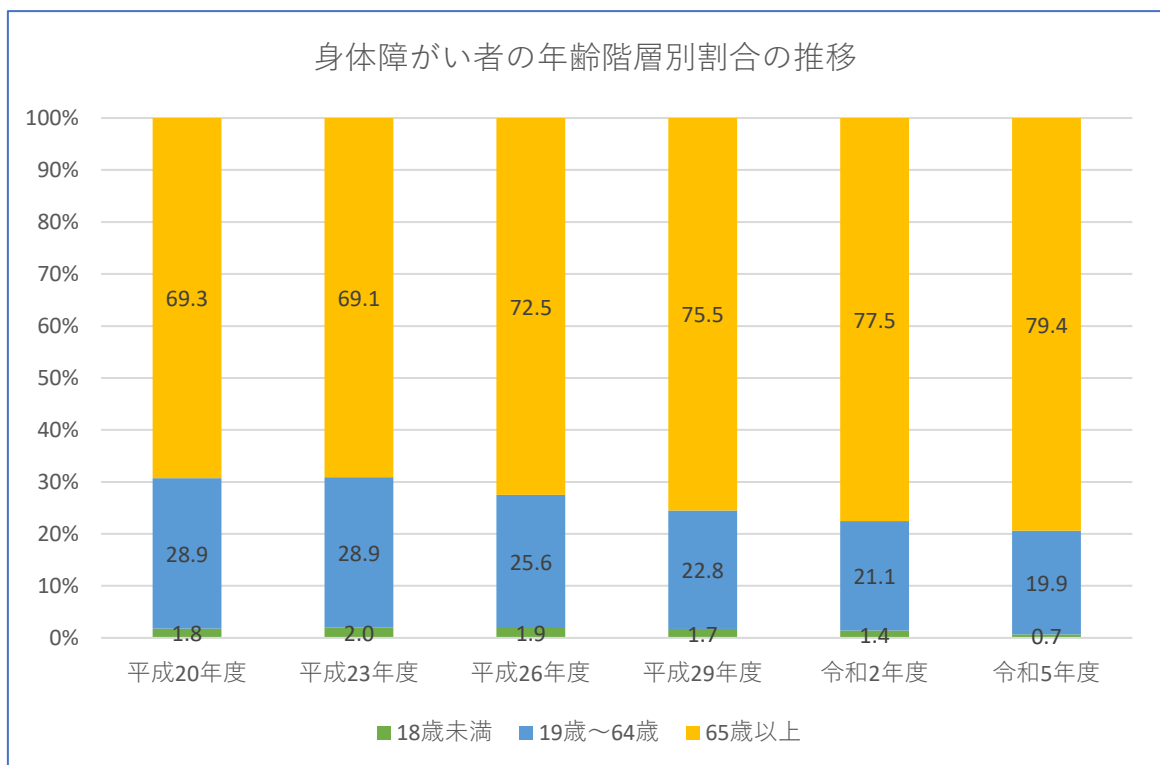
計画策定年度別に障害者手帳所持者数をみると、平成20年度以降減少で推移し、令和5年4月1日現在で1,320人となっています。

手帳種別でみると、人口の減少に伴い身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、わずかではありますが増加で推移しています。

(2) 身体障がい者（児）の状況（身体障害者手帳所持者）

年齢階層別でみると平成20年度から65歳以上は増加傾向、19歳～64歳までは減少傾向、18歳未満は1～2%の間で推移しています。

先天性の方は少なく、病気や怪我などにより障がいになる方が多いため65歳以上が全体の7割と多く年齢階層が低くなると割合が下がってきます。



令和5年の身体障害者手帳の障がい種別では、肢体不自由が460人(49.8%)と約半数を占めています。次いで内部障がい334人(36.1%)、視覚障がい69人(7.5%)、聴覚・平衡機能障がい55人(6.0%)、音声・言語・そしゃく機能障がい6人(0.9%)となっています。

等級別にみると1級が342人(37.0%)、2級が168人(18.2%)、3級が109人(11.8%)、4級が211人(22.8%)、5級が53人(5.7%)、6級が41人(4.4%)となっています。

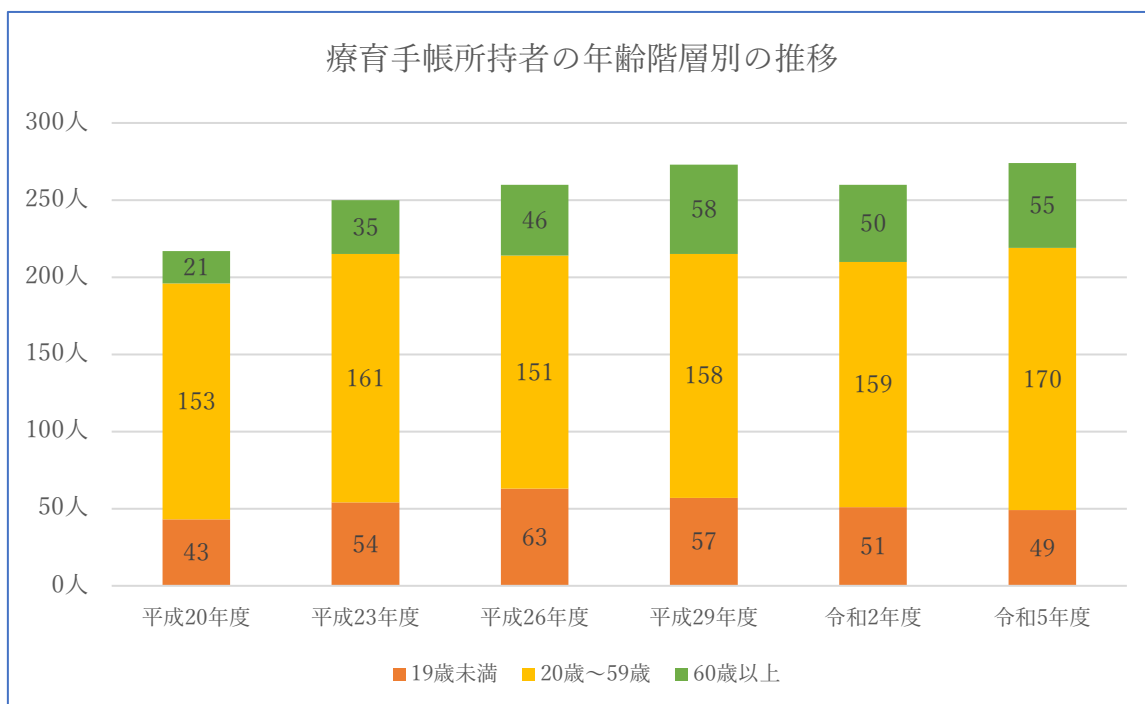
身体障害者手帳の交付状況

令和5年4月1日現在

	年齢層	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	0歳－17歳	0	0	0	0	0	0	0
	18歳－39歳	0	0	0	0	0	0	0
	40歳－64歳	3	4	0	1	2	0	10
	65歳－	22	22	3	7	2	3	59
	計	25	26	3	8	4	3	69
聴覚・ 平衡機能	0歳－17歳	0	2	0	0	0	0	2
	18歳－39歳	0	2	0	0	0	0	2
	40歳－64歳	1	3	1	3	0	1	9
	65歳－	1	10	5	11	0	15	42
	計	2	17	6	14	0	16	55
音声・ しゃく 言語・	0歳－17歳	0	0	0	0	0	0	0
	18歳－39歳	0	0	0	0	0	0	0
	40歳－64歳	0	0	1	0	0	0	1
	65歳－	0	1	4	0	0	0	5
	計	0	1	5	0	0	0	6
肢体不自由	0歳－17歳	0	1	0	0	0	2	3
	18歳－39歳	12	2	0	2	0	0	16
	40歳－64歳	24	24	11	14	17	4	94
	65歳－	68	96	38	97	32	16	347
	計	104	123	49	113	49	22	460
内部障がい	0歳－17歳	1	0	0	0	0	0	1
	18歳－39歳	2	0	5	1	0	0	8
	40歳－64歳	32	0	3	9	0	0	44
	65歳－	176	1	38	66	0	0	281
	計	211	1	46	76	0	0	334
合計	0歳－17歳	1	3	0	0	0	2	6
	18歳－39歳	14	4	5	3	0	0	26
	40歳－64歳	60	31	16	27	19	5	158
	65歳－	267	130	88	181	34	34	734
	計	342	168	109	211	53	41	924

(3) 知的障がい者（児）の状況（療育手帳所持者）

年齢階層別でみると年度によって微増、微減はありますが横ばいで推移をしています。



療育手帳の交付状況

令和5年4月1日現在

	A			B 1			B 2			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	合計
0歳～19歳	3	3	6	7	4	11	23	9	32	33	16	49
20歳～39歳	16	12	28	11	7	18	24	17	41	51	36	87
40歳～59歳	19	19	38	13	12	25	8	12	20	40	43	83
60歳以上	9	15	24	13	7	20	10	1	11	32	23	55
合計	47	49	96	44	30	74	65	39	104	156	118	274

(4) 自立支援医療（精神通院）利用及び精神障害者保健福祉手帳の交付状況

令和5年4月1日現在

自立支援医療（精神通院） 受給者	精神障害者保健福祉手帳所持者数			
	1級	2級	3級	合計
345	15	89	18	122

※345人は自立支援医療（精神通院）を利用して通院されている方の人数になりますので、制度を利用せずに通院されている方や入院されている方の人数は含まれていません。

(5) 支援の必要な児童・生徒

① 幼児健診で把握した支援の必要な子ども

愛南町では、1歳6か月、3歳、5歳で幼児健診を実施しています。言語発達遅滞や多動など発達障がい疑いのある子どもは増加傾向にあります。

令和4年度には、226人が受診し54人が要支援となりました。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
要支援人数	22	27	28	36	40	46	44	65	43	49	53	54
要支援率(%)	5.3	7.5	7.2	9.1	11.5	9.7	12.6	20.9	17.1	17.1	25.0	23.9

② 保育所・幼稚園に通っている子どもの状況

令和3年度と比べると、「発達障がい疑いを含め診断のある子ども」は減少していますが、「その他気になる子ども」は増加しています。

令和5年12月1日現在

区分		1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	合計
発達障がい疑い含 め診断のある子ども	人数	0	2	3	5	8	18
	割合	0%	4.0%	4.6%	6.6%	8.7%	4.8%
その他気になる 子ども	人数	21	21	20	45	47	154
	割合	38.2%	42.0%	30.8%	59.2%	51.1%	41.2%

※その他気になる子どもは、25項目の気になる行動で1つでも該当するとカウントされます。

③ 通級指導教室を利用している児童・生徒

平城小学校、城辺小学校、城辺中学校に通級指導学級を設置し、児童・生徒の特性に合わせた個別の指導を行っています。

令和5年5月1日現在

学年	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
人数	4	8	6	8	2	6	34	6	3	4	13	47

④ 特別支援学級に在籍している児童・生徒

特別支援学級は、小学校で9校14学級、中学校で2校3学級が設置されています。

令和5年5月1日現在

学年	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
人数	5	8	7	4	7	5	36	1	2	2	5	41

3 障がい福祉に関するアンケート調査結果

本計画を作成するにあたり、障がいのある人の状況や意見等を把握するため、令和5年10月にアンケート調査を実施しました。

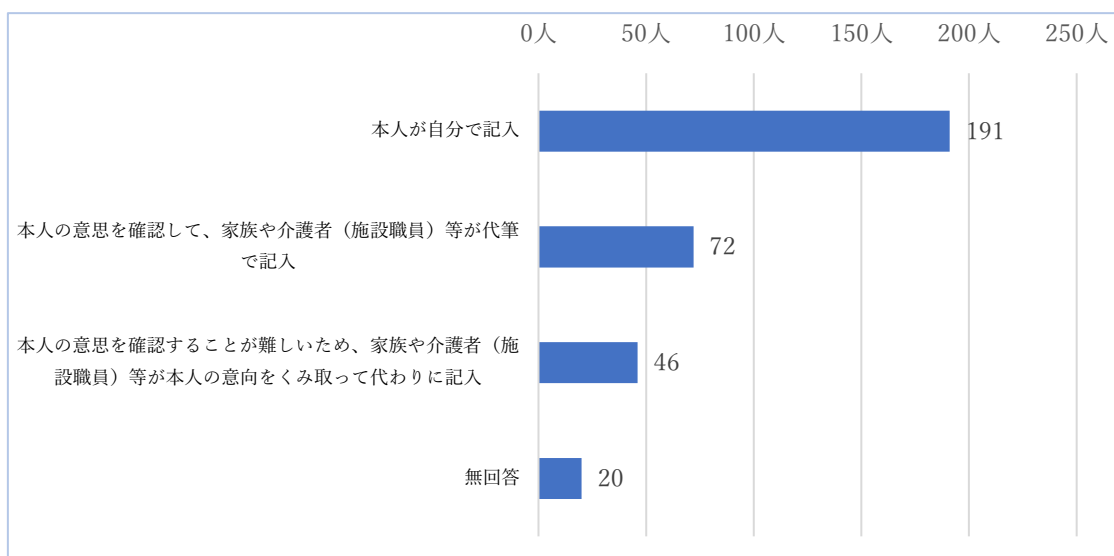
調査方法は、愛南町全域及び町外施設入所者（グループホームを含む）で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者、障害児通所支援事業利用者、難病患者の人のうち令和5年7月1日時点で70歳未満700名に調査票を送付し、返信用封筒にて回答を得ました。

回答者数は、329名で回収率は47.0%でした。

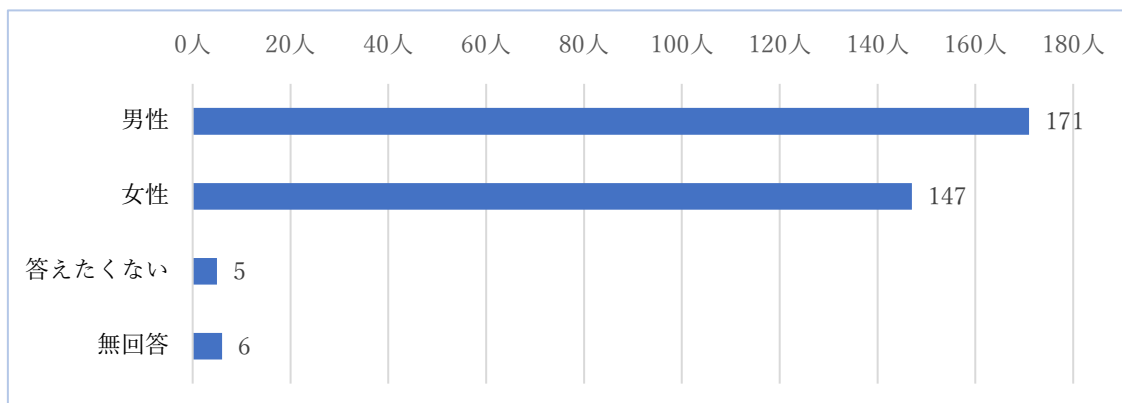
○アンケート回答者（329名）

〔1〕ご本人等の状況

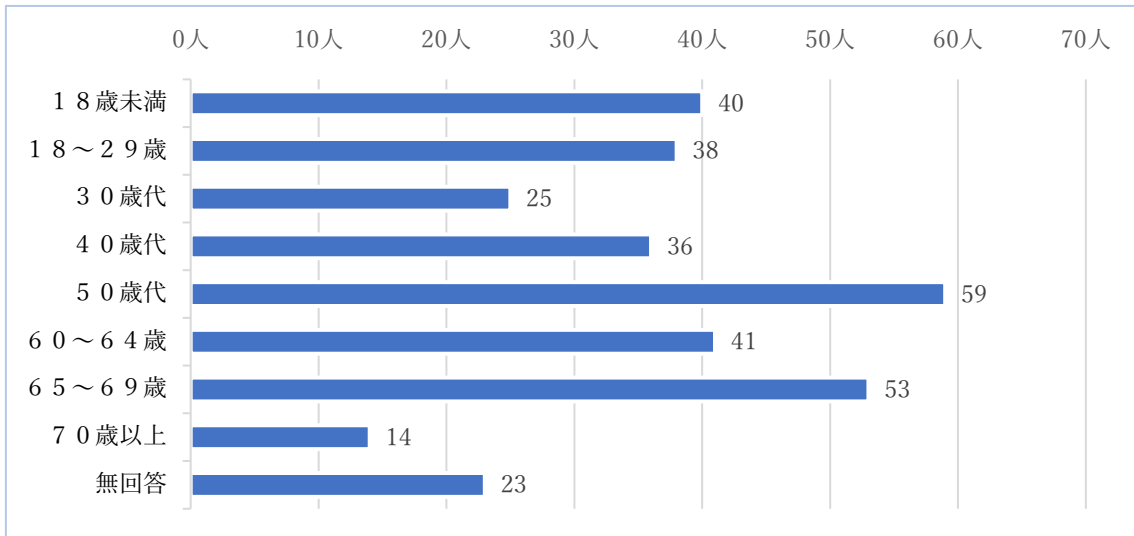
①調査票の記入者について（N=329）



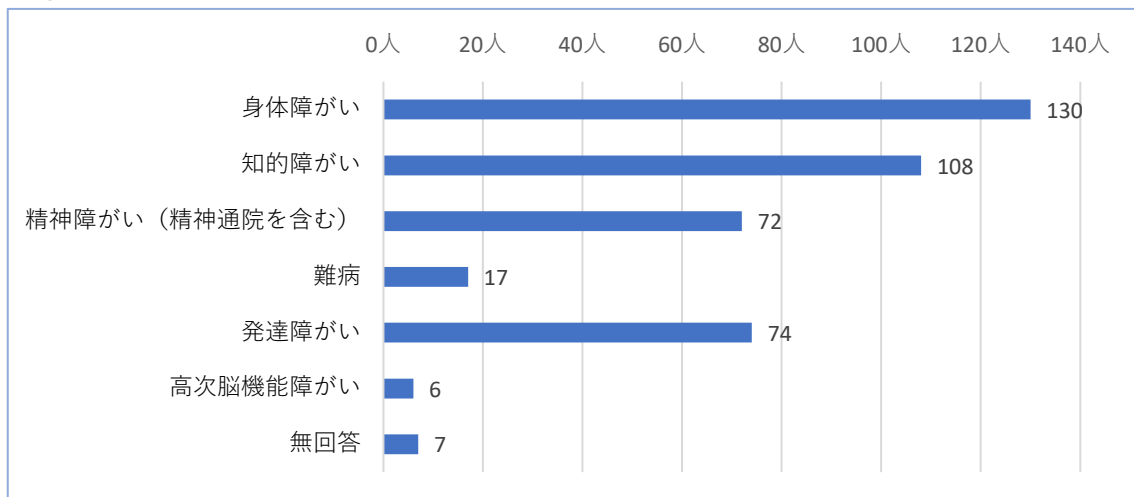
②性別について（N=329）



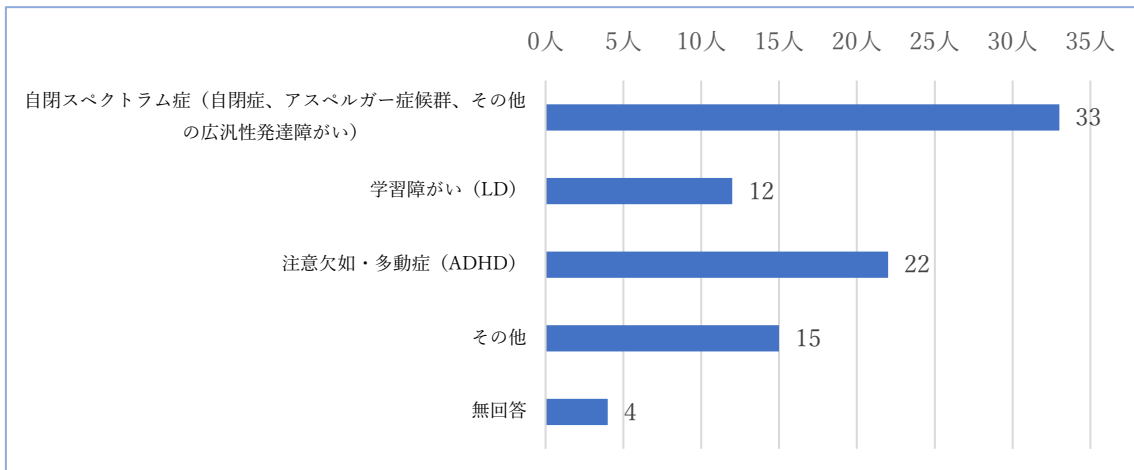
③年齢について (N=329)



④障がいについて (N=329) ※複数回答あり



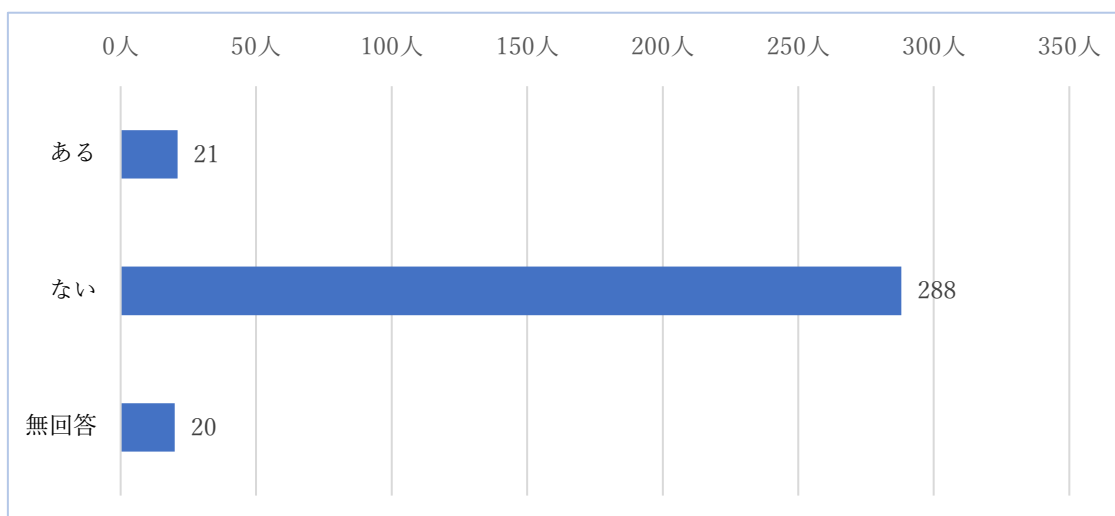
発達障がいの内容 (N=74) ※複数回答あり



その他の内容

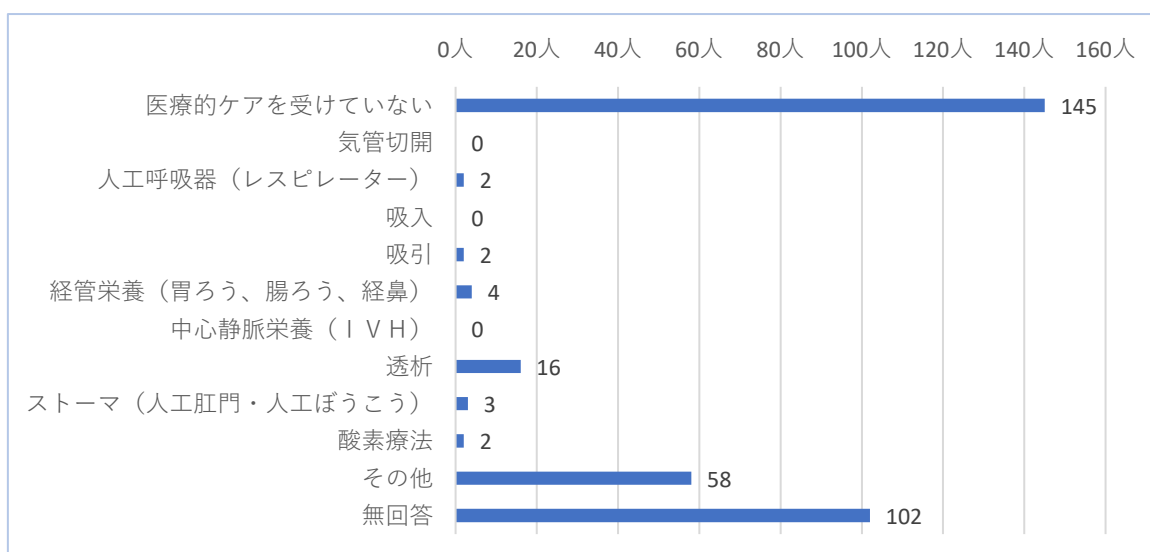
- ・ 統合失調症
- ・ 脳梁欠損症
- ・ 統合失調症
- ・ 情緒
- ・ 双極性感情障がい
- ・ パーキンソン病
- ・ 特異的言語発達遅延
- ・ 透析
- ・ アルコール・スペクトラム症
- ・ 診断がついていない
- ・ 「多動症」とだけ診断されています
- ・ 低年齢のためまだはっきり病名がついていない

⑤強度行動障がいの有無について (N=329)

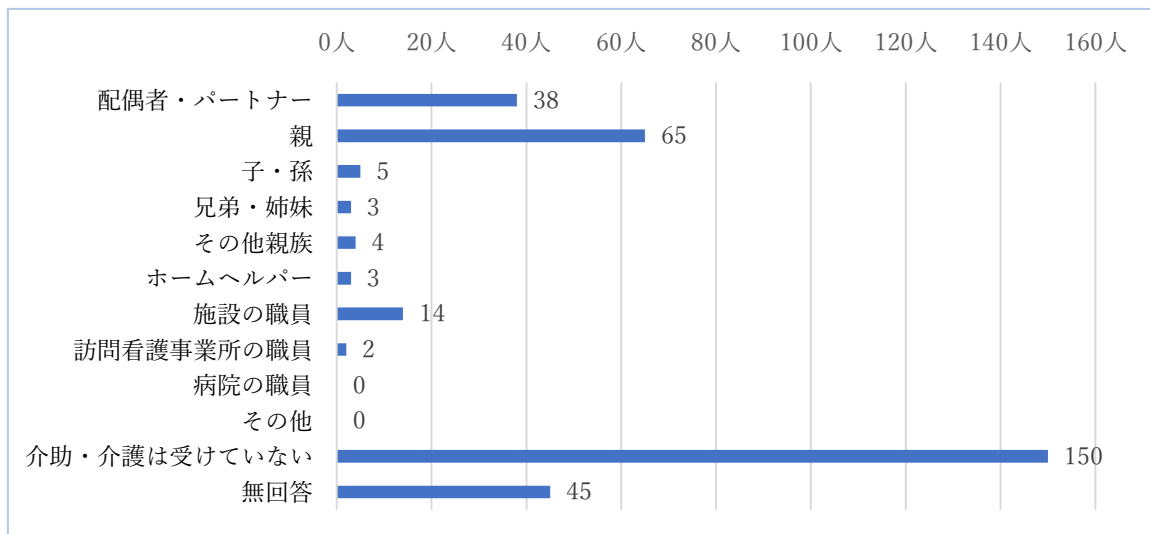


※強度行動障がいとは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。

⑥受けている医療的ケアについて (N=329) ※複数回答あり

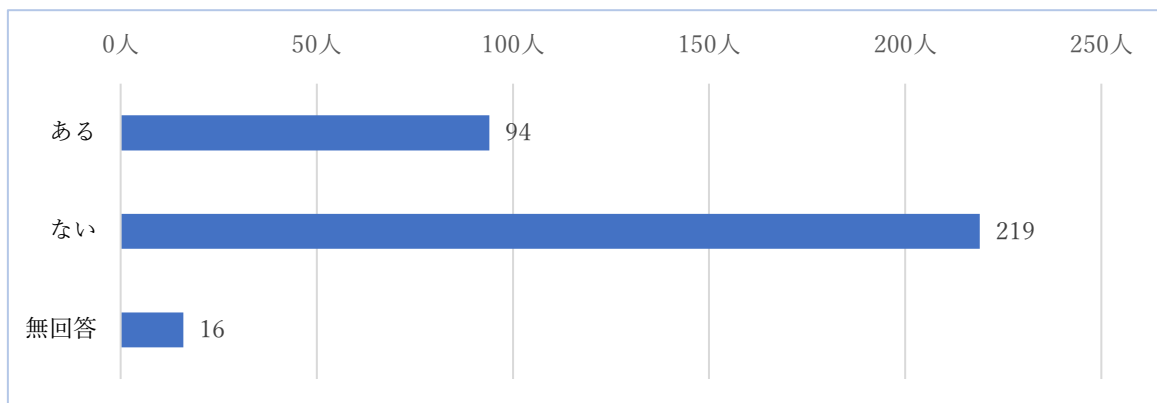


⑦主な介助、介護者について (N=329)

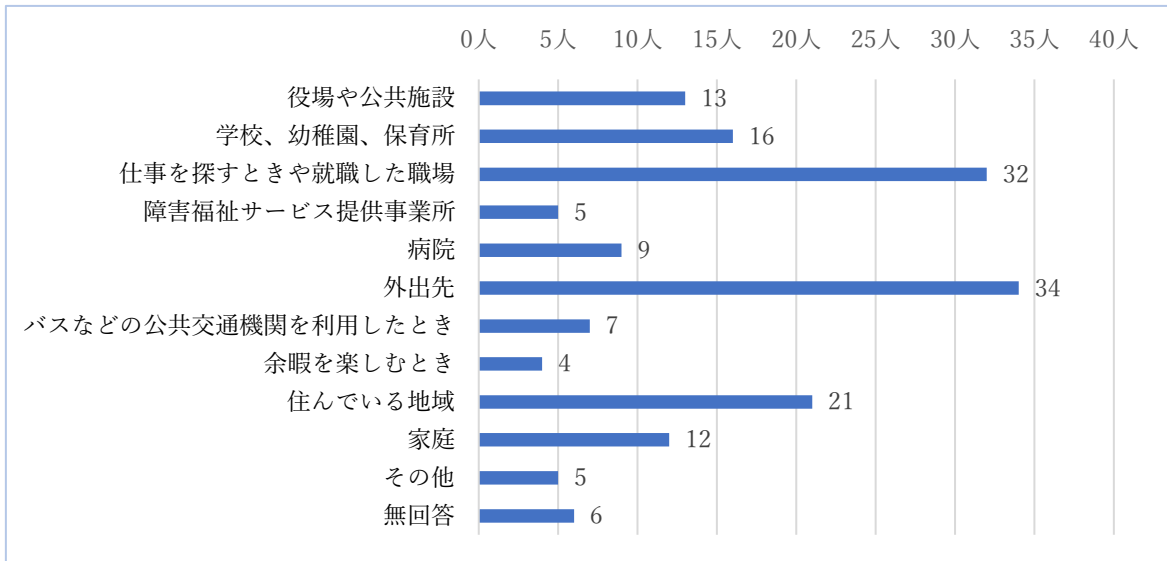


[2] 障がい者の権利について

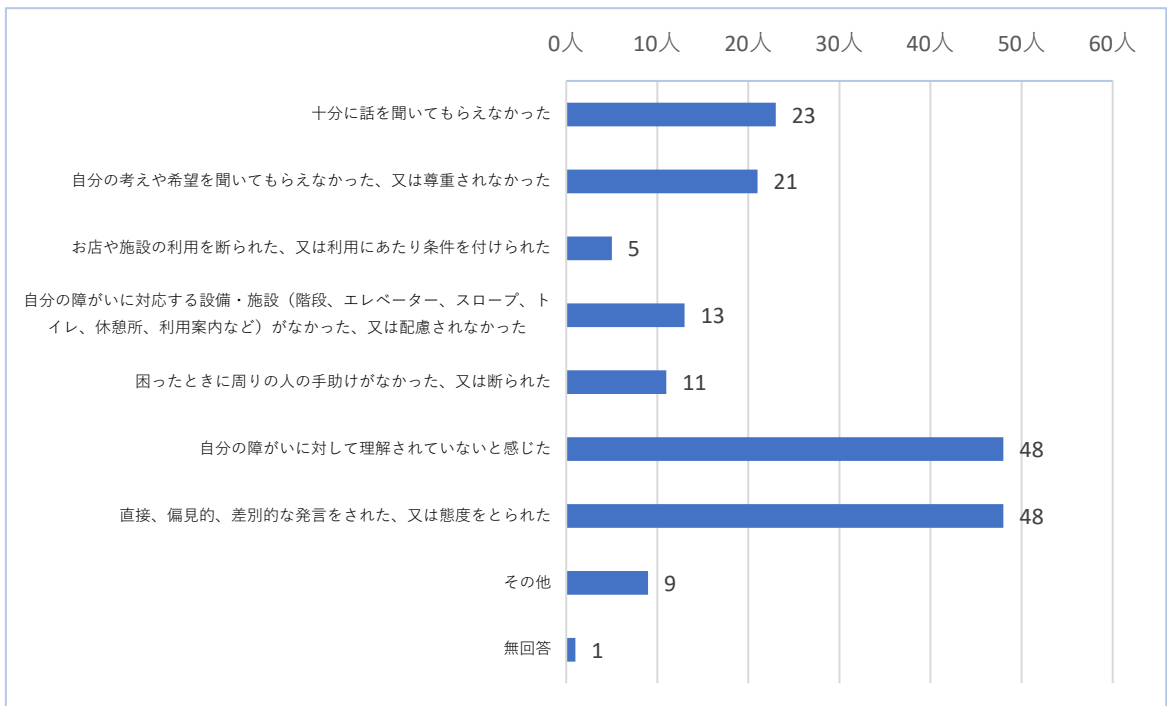
①差別を受けたり、嫌な思いをしたことがあるか (N=329)



②どのような場所で感じたか (N=94) ※複数回答あり



③どのような時に感じたか (N=94) ※複数回答あり

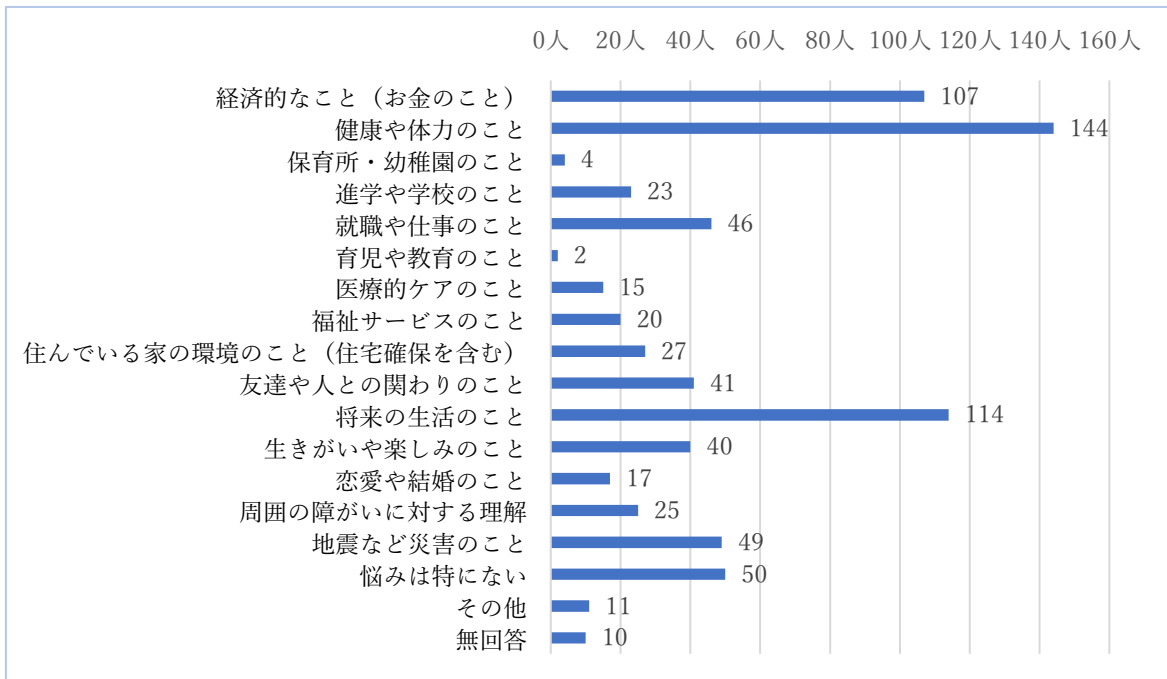


その他の内容

- ・ 悪口を言われた
- ・ 毎月のタクシー代
- ・ 好奇の目にさらされる
- ・ 看護師に何度も精神科に行けと言われた
- ・ 保護者(私のいない所)で悪い噂を流された
- ・ チラチラ、あの人なにと言う目で見られたとき
- ・ 相談に乗ってくれていた保健福祉の方が突然いなくなった。
- ・ デイケアで皆に親切にされたけどスーパーで酷い言葉で高校生に言われた。もう気にしてない、私にも非があるから。

〔3〕 悩み事・困りごとについて

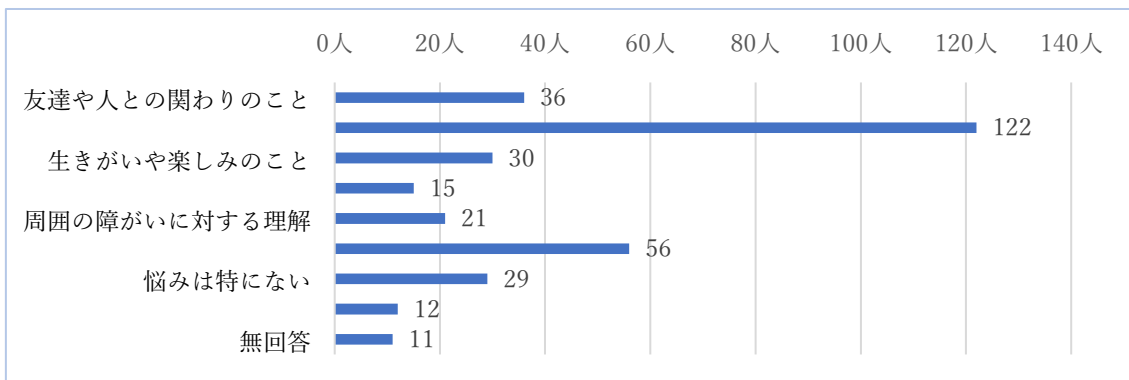
①現在の悩み事（N=329） ※複数回答あり



その他の内容

- ・ わからない ・ 家族のこと ・ 親の介護 ・ 父親の健康
- ・ 同居家族の高齢化 ・ 通院している病院が遠い
- ・ パートナーがいなくなることへの不安（家事・育児）

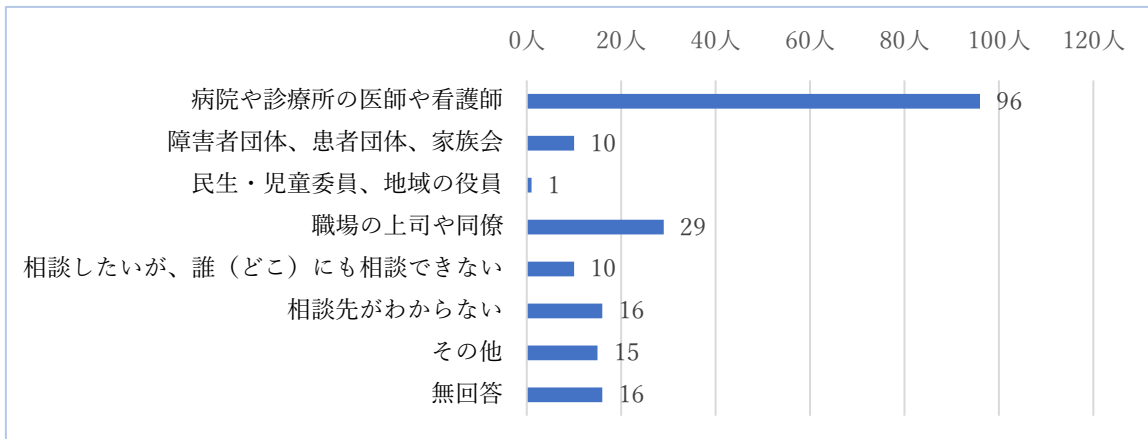
②将来について、不安に思うこと（N=329） ※複数回答あり



その他の内容

- ・ コロナ感染 ・ 家事・育児 ・ 通院 ・ 父親の健康
- ・ 家族のこと ・ 親の介護 ・ 親の死後のこと ・ わからない

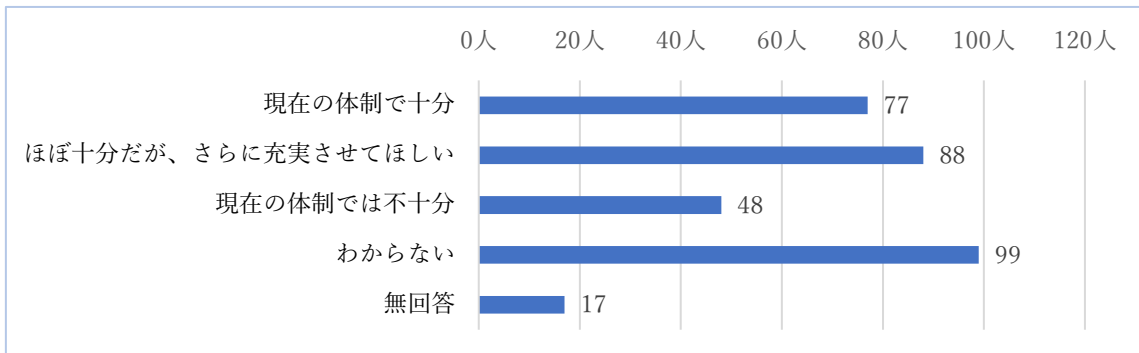
③困りごとの相談相手（N＝329） ※複数回答あり



その他の内容

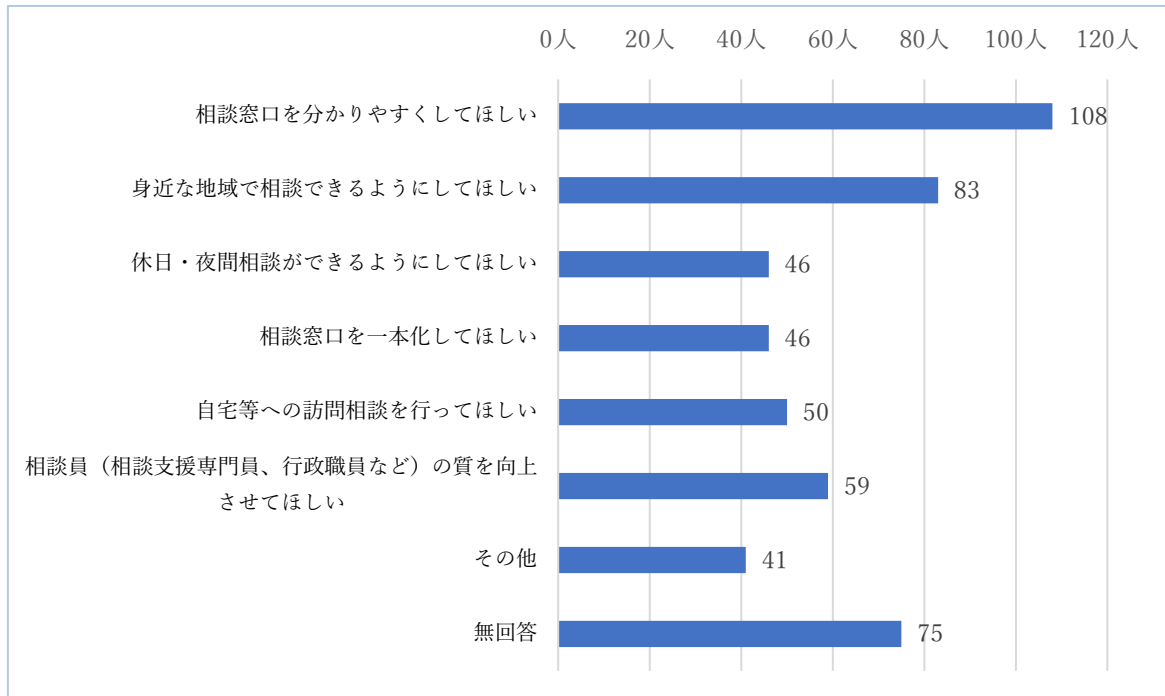
- ・ 保佐人
- ・ 施設職員
- ・ あまり深くは話せない
- ・ ほとんどしない
- ・ ヘルパー・ケアマネ
- ・ 意思疎通困難
- ・ わからない
- ・ 他に相談する所がわからない
- ・ グループホームの職員さん
- ・ 作業所のスタッフ
- ・ 学校の先生
- ・ 相談するつもりなし。障がい者と一緒の社会などと役場が言ったからひどいめにあった。ウソはやめる。

④福祉や生活に関する相談体制（N＝329）



⑤今後の福祉や生活に関する相談支援体制についての希望（N=329）

※複数回答あり

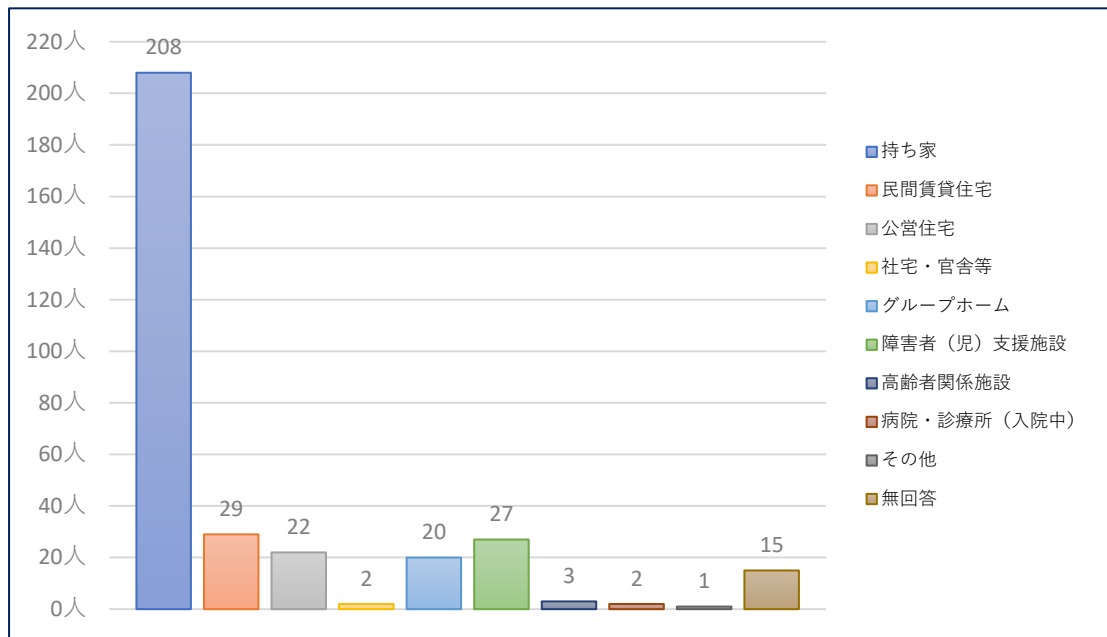


その他の内容

- ・ あまり思わない
- ・ ネットでの相談
- ・ 経済的なこと
- ・ ウソはやめろ
- ・ 相談していないので不明
- ・ 今現在相談相手を全く知りません
- ・ 今のところ考えていない
- ・ わからない
- ・ 特にない
- ・ 県庁所在地にも増やしてほしい
- ・ 現在で十分です
- ・ 回数を多くしてほしい
- ・ 度々相談に来て欲しい
- ・ 家の中がゴチャゴチャなのでデイの方がときどき訪問に来てもらってます。
- ・ 申請を窓口まで行かなくていいようにしてほしい
- ・ 相談しても、また聞いてくれないような気がします
- ・ 相談して下さる方は丁寧でいつも感謝しております。希望したことへ支援、相談のあり方、充実してほしい。

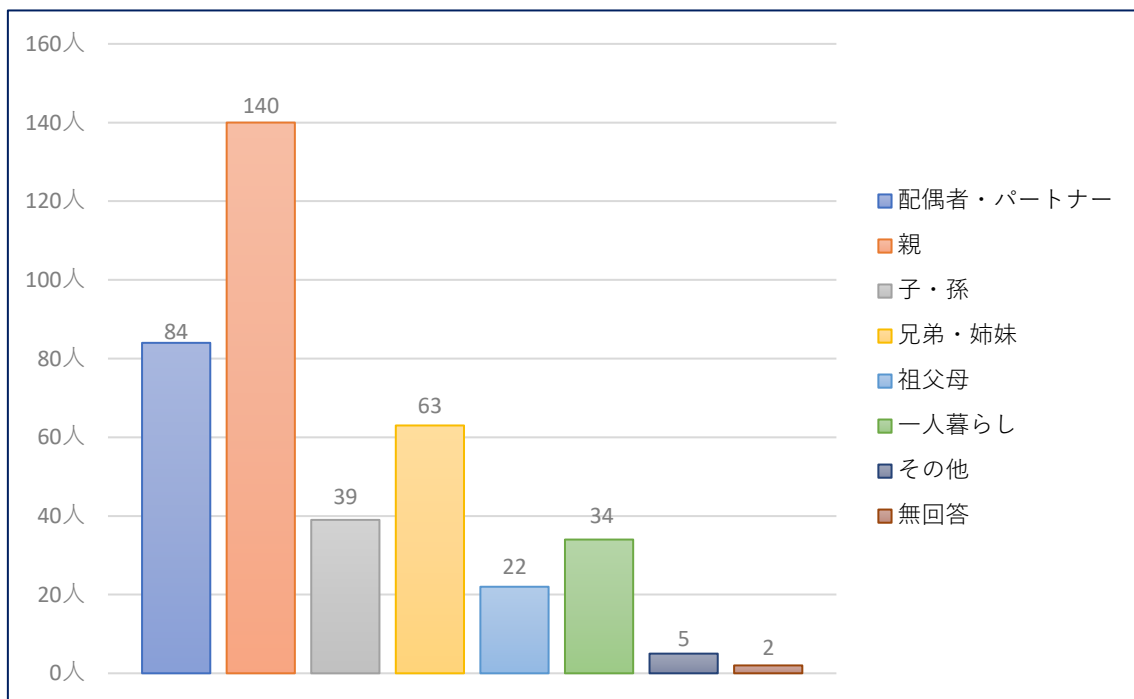
[4] 暮らしについて

①あなたが生活している場所について (N=329)



②誰と一緒に暮らしていますか (N=261) ※複数回答あり

(持ち家・民間賃貸住宅・公営住宅・社宅・官舎等と答えた方への質問)

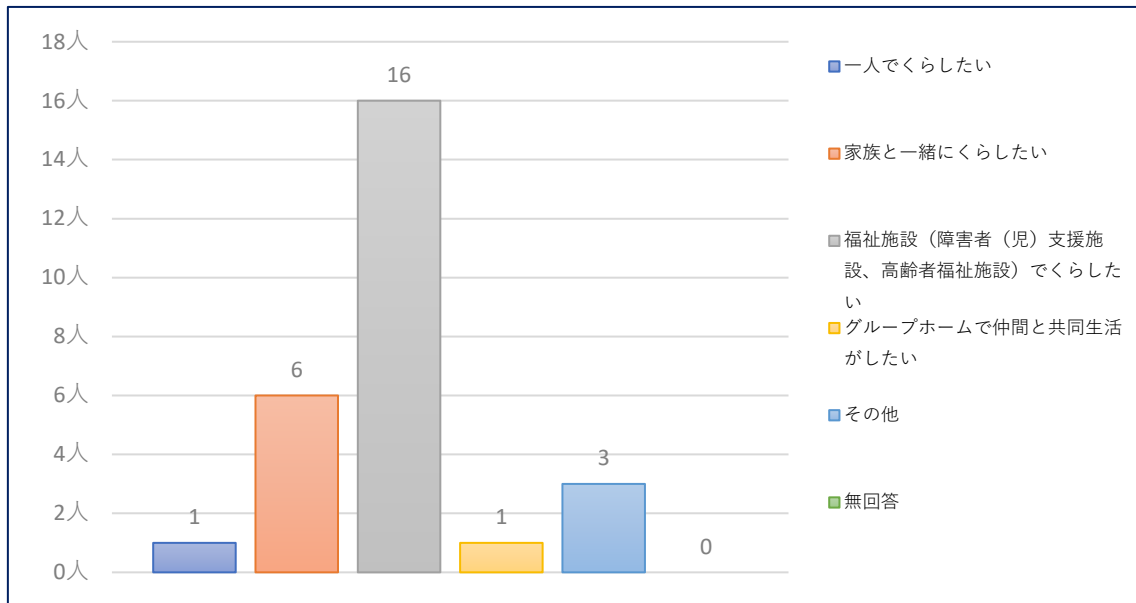


その他の内容

・ いとこ

・ 伯母

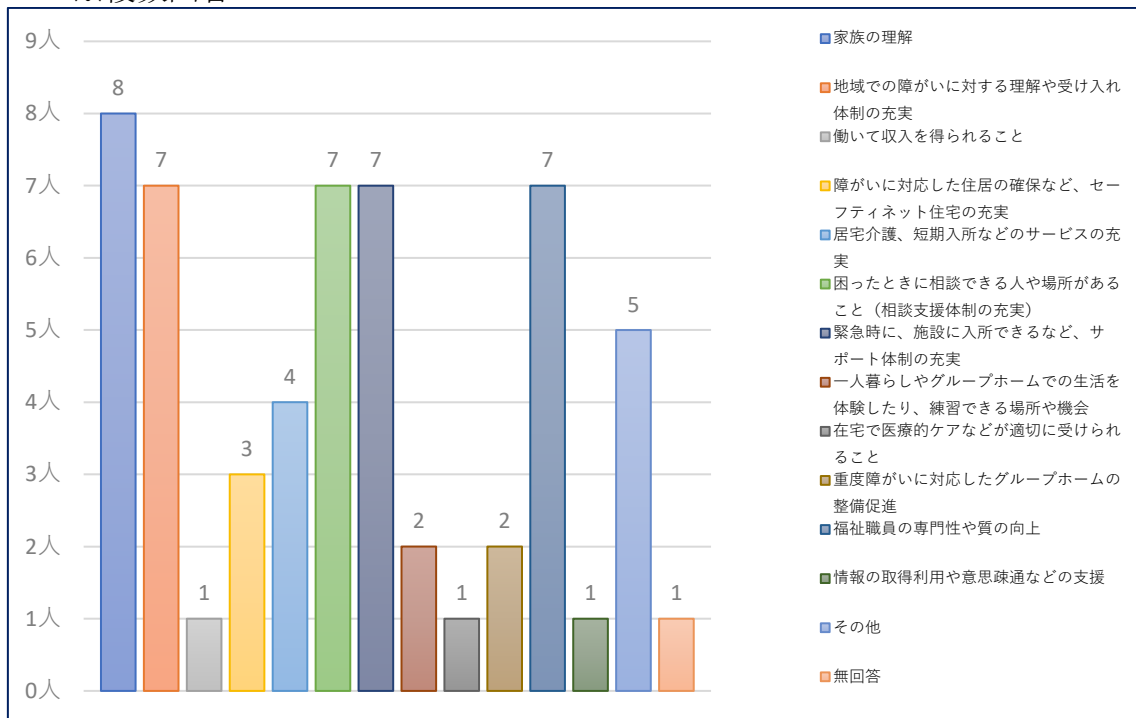
③今後、どのように暮らしたいか (N=27)
 (障がい者(児)支援施設と答えた方への質問)



その他の内容

- ・ わからない

②施設以外で暮らすためには、どのような支援があればよいか (N=27)
 ※複数回答



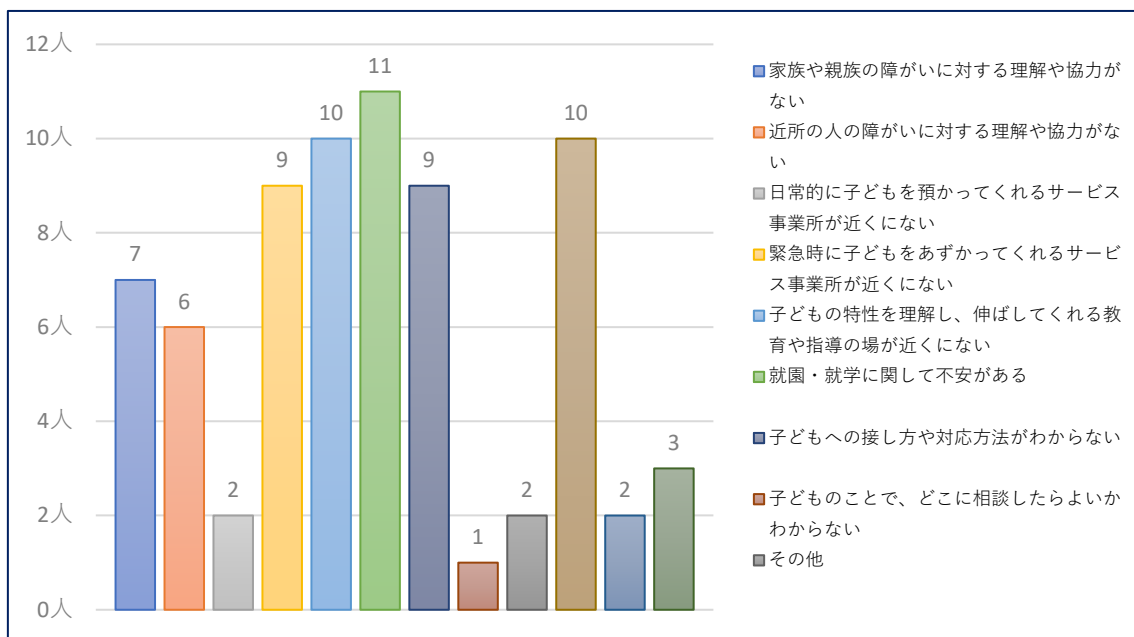
その他の内容

- ・ わからない

〔5〕療育・保育・教育について

①お子さんについての困りごとや悩み事について (N=40)

※複数回答あり

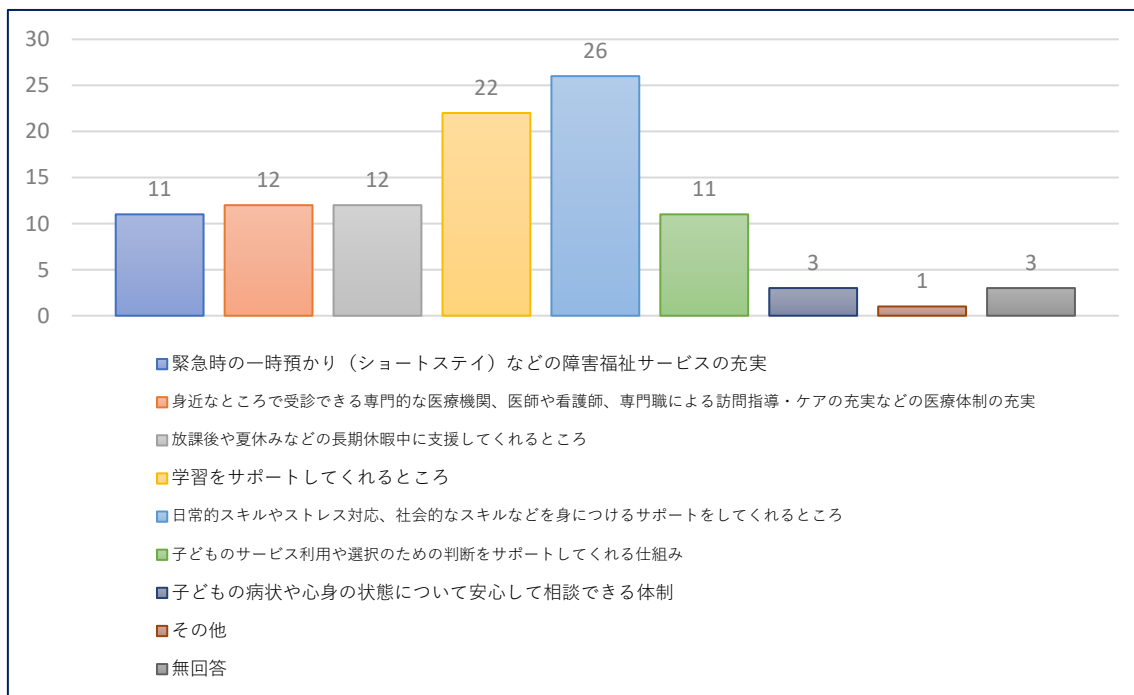


その他の内容

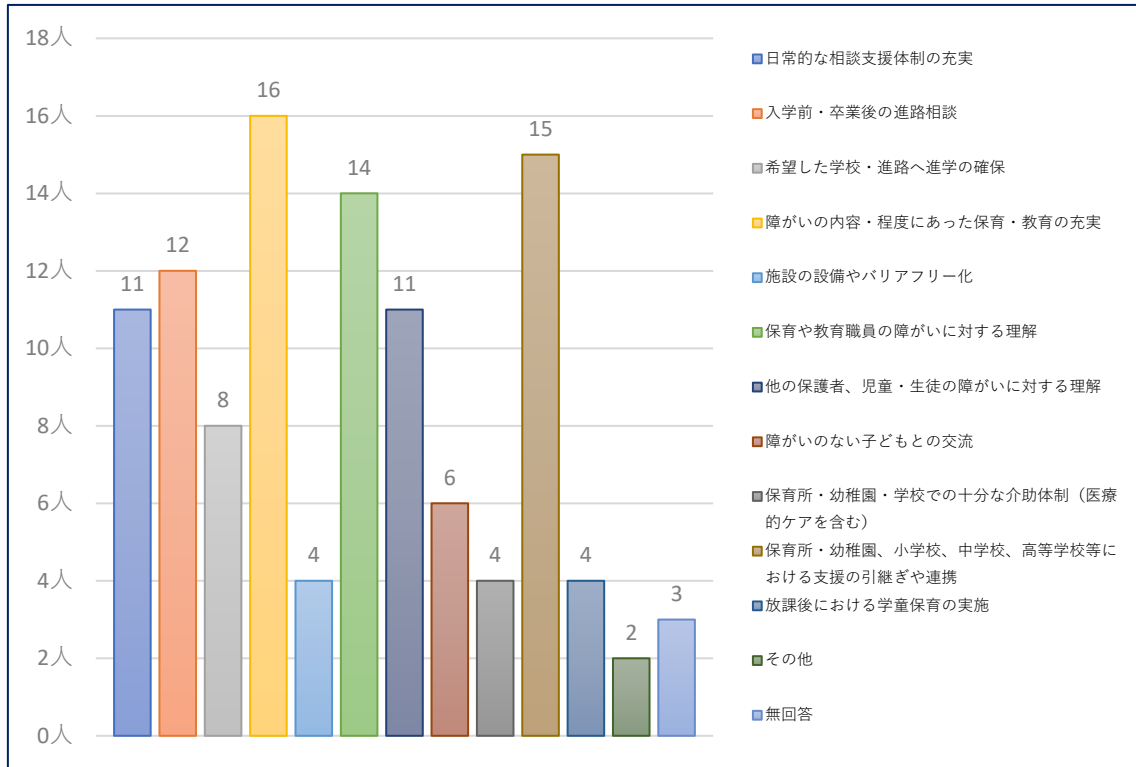
- ・ サービス事業所が少ないため子どもにあう事業所が選べない。

②今後、充実してほしいサービスについて (N=40)

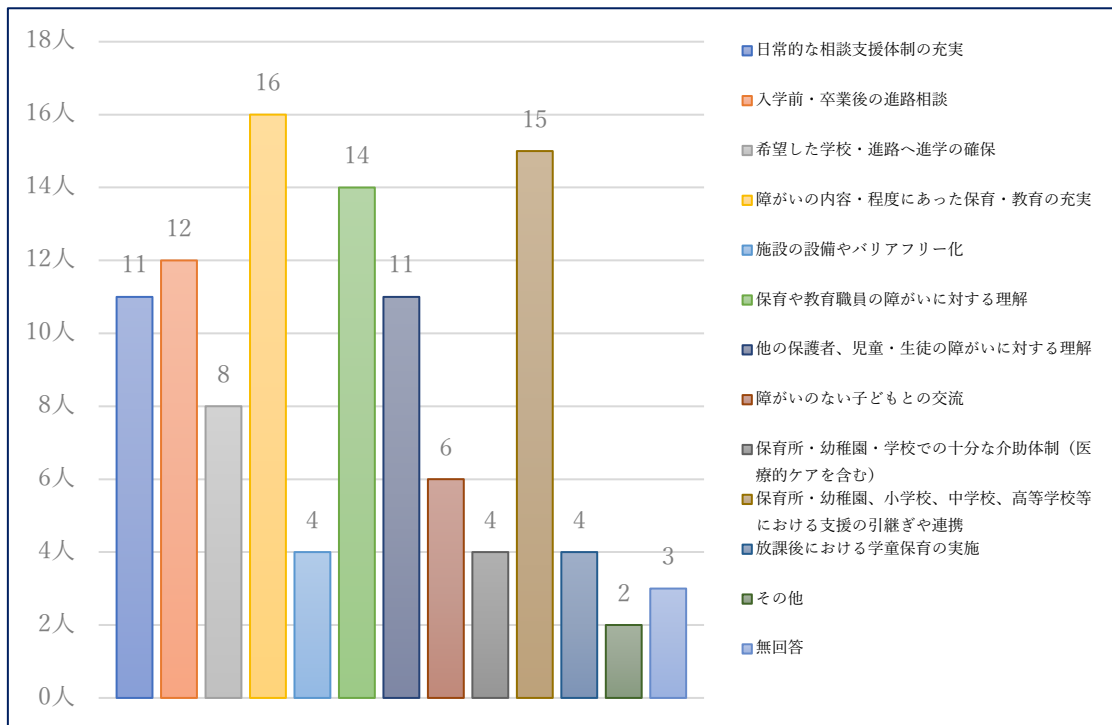
※複数回答あり



③お子さんの保育・教育環境について希望すること (N=40)
※複数回答



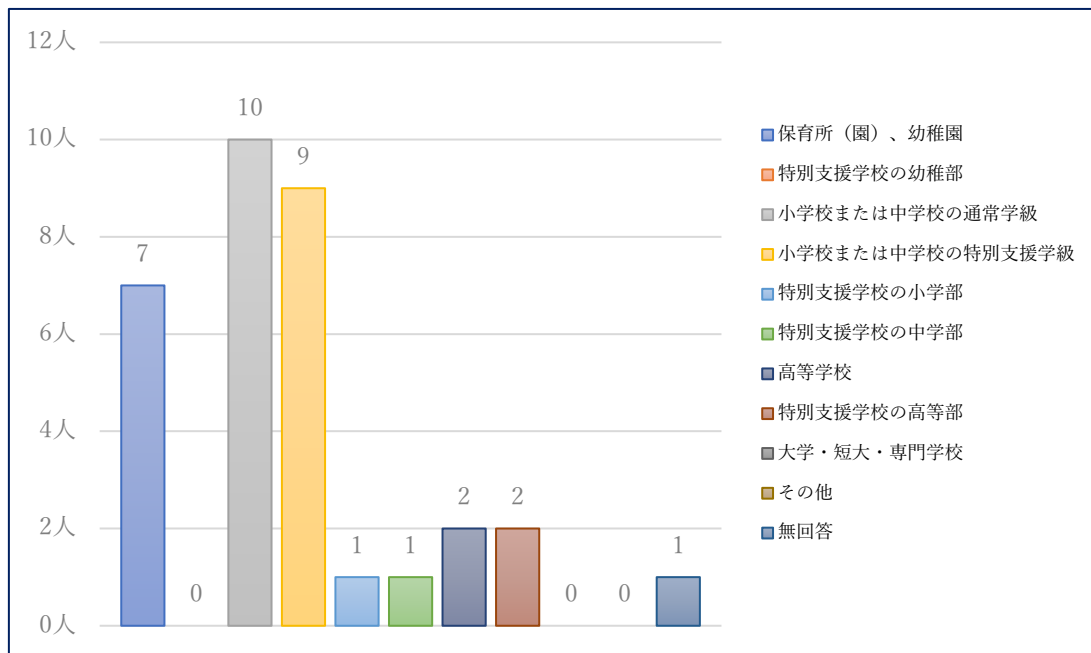
④望ましい教育環境について (N=40)



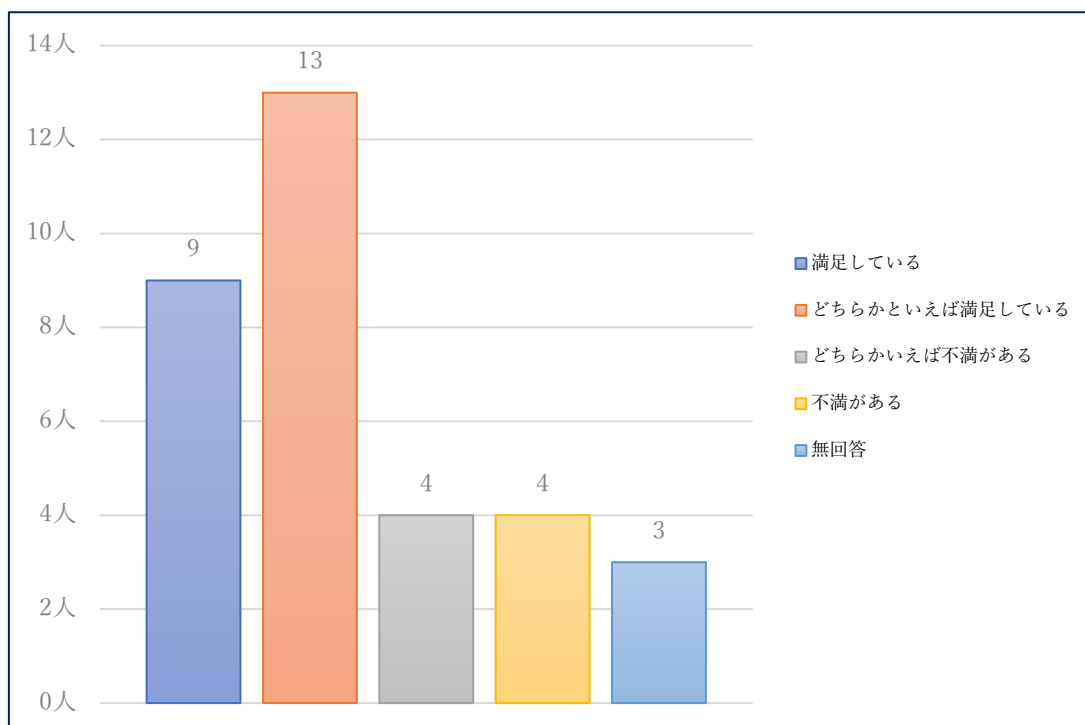
その他の内容

・ 地域の学校の通常学教においてできるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境。

⑤通園・通学中の学校・学級等について (N=33)



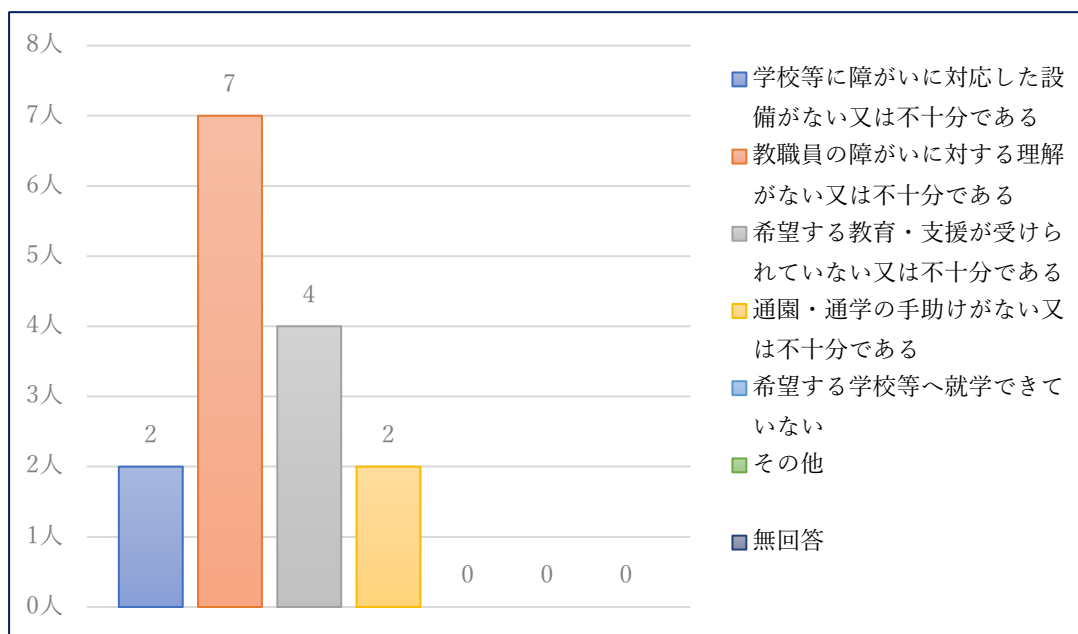
⑥学校等の教育や支援、配慮は満足していますか (N=33)



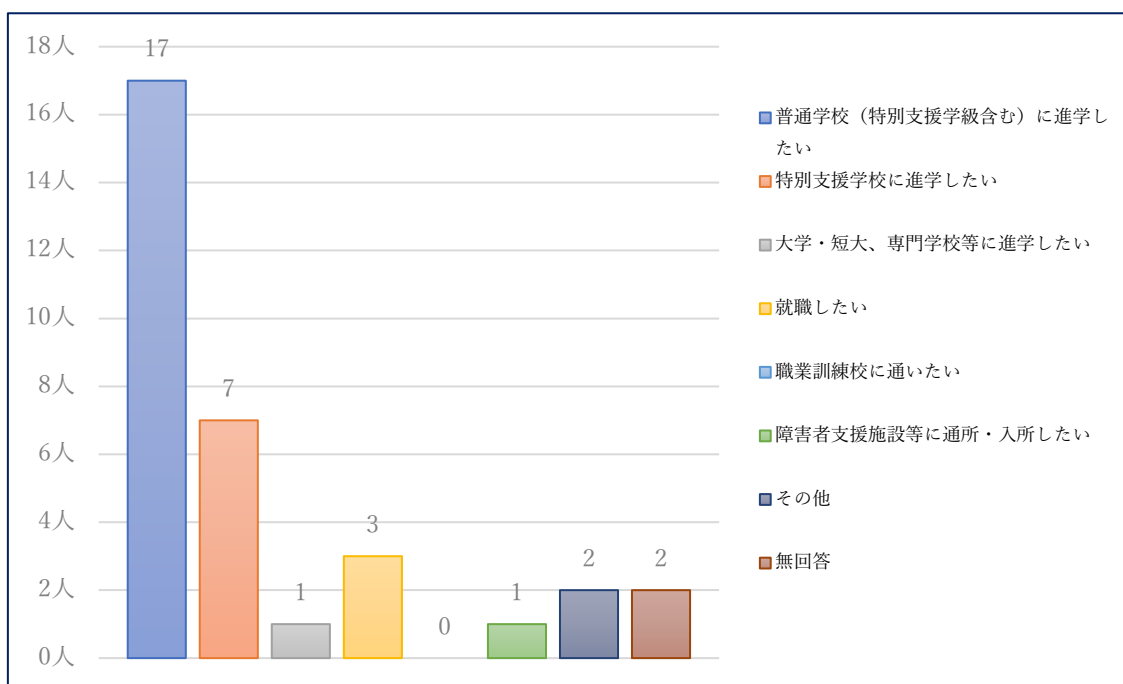
※⑥で「3 どちらかといえば不満がある」「4 不満がある」と回答した方にお伺いします。

⑦どのような点に不満がありますか (N=8)

※複数回答あり



⑧卒業・卒園後の進路について (N=33)

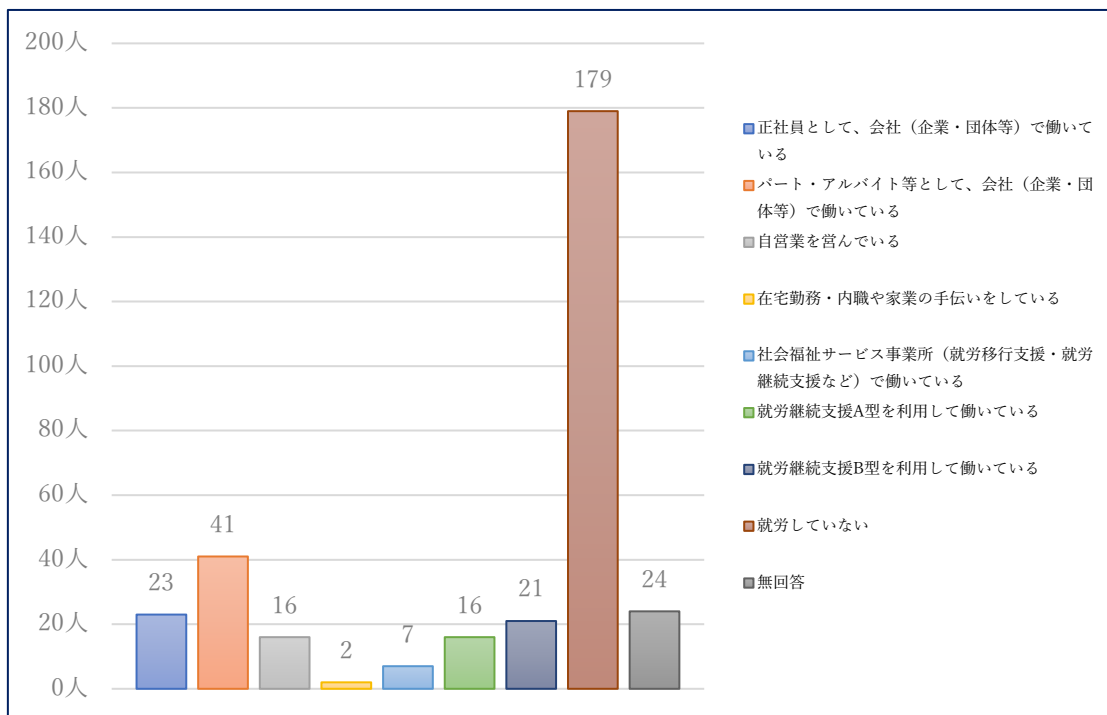


その他の内容

- ・ 普通学校（特別支援学級含む）か特別支援学校どちらか本人に会う方を選びたい
- ・ わからない

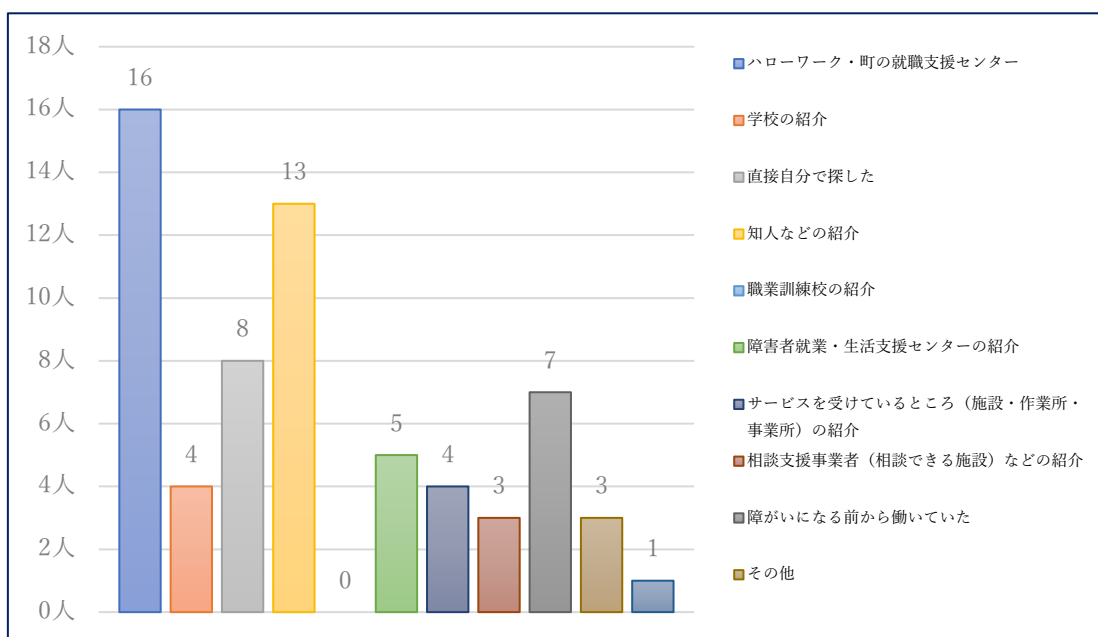
〔6〕 就労について

①日中に仕事をしていますか (N=329)



※①で「1 正社員として会社（企業・団体等）に勤めている」「2 パート・アルバイト等として、会社（企業・団体等）に勤めている」と回答した方にお伺いします。

②どのようにして見つけられましたか (N=64)

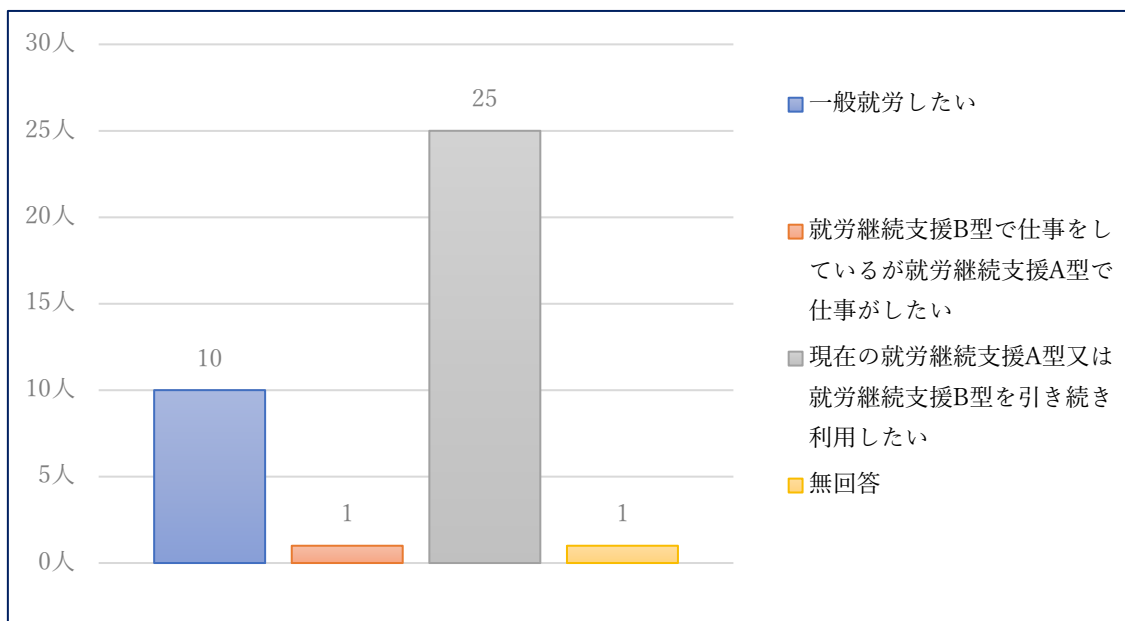


その他の内容

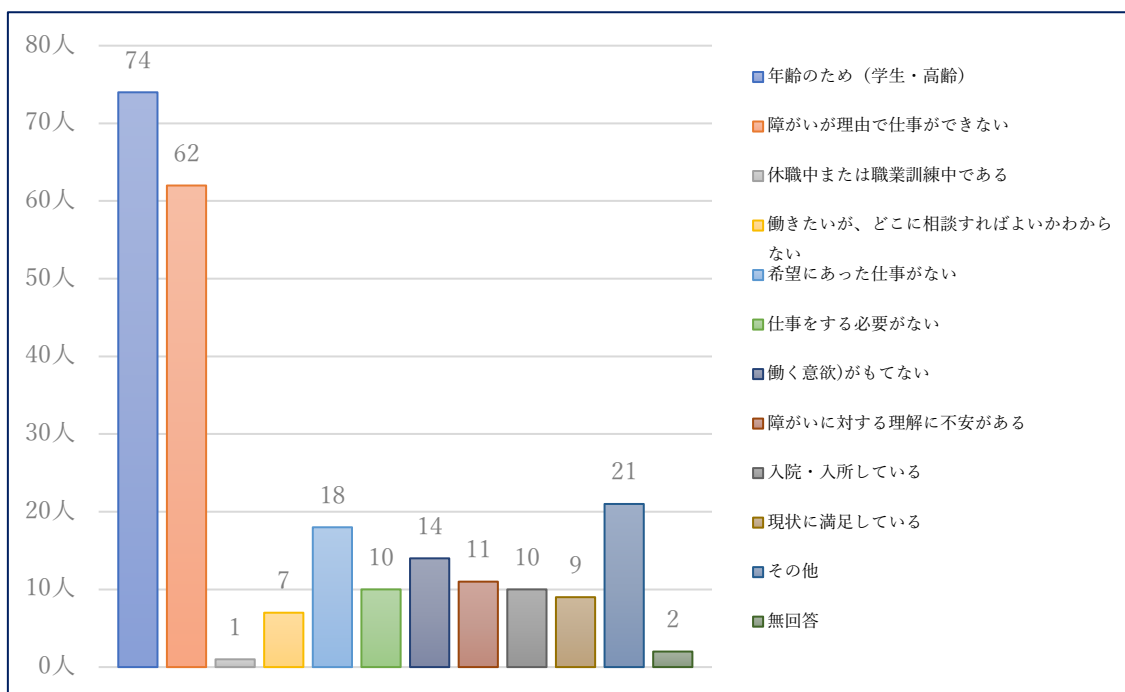
・ 元職場

・ 親の紹介

※①で「6 就労継続支援A型」「7 就労継続支援B型」と回答した方にお伺いします。
 ③就労に関する考え方について (N=37)



※①で「8 就労していない」と回答した方にお伺いします。
 ④仕事をしていない理由について (N=64)



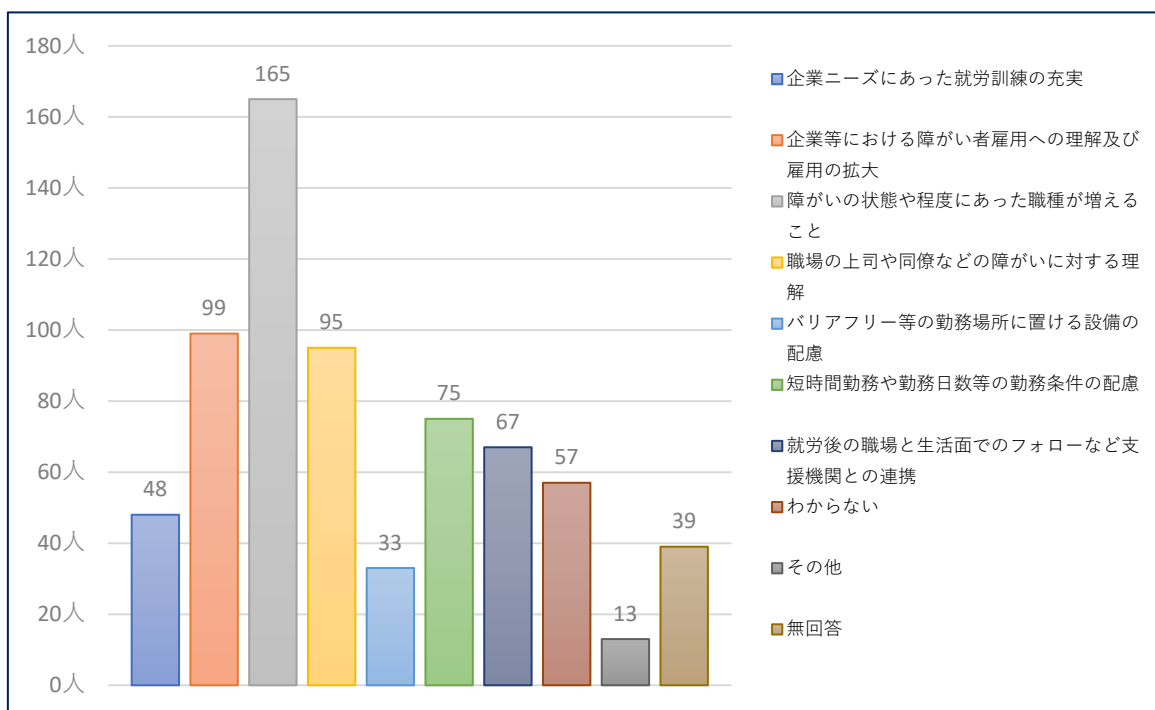
その他の内容

- ・ 介護のため
- ・ 親の介護
- ・ 透析のため
- ・ わかりません
- ・ 体力もなし
- ・ 歳のため
- ・ 就職活動中
- ・ 体調不良のため休んでいる
- ・ 生活介護を利用しているから
- ・ 就労の対象ではない
- ・ 人との関係が怖い

- ・今の障がいのできる仕事が見当たらない ・ 職場に合わない人がいて休職中
- ・仕事先は決まっているもののコロナで待機中
- ・タトゥーを入れているので断られる
- ・最近、就職したがやめた。病気のため、症状悪化のため、家にいてゆっくりしているように病院で（先生に）言われている。
- ・色々な所に相談はしているがその場所に1人で行くことが不可能（同行援護、同行介助がない）なためそこから話が進まない。

⑤障がいのある人の就労支援として必要だと思うことについて（N=179）

※複数回答あり



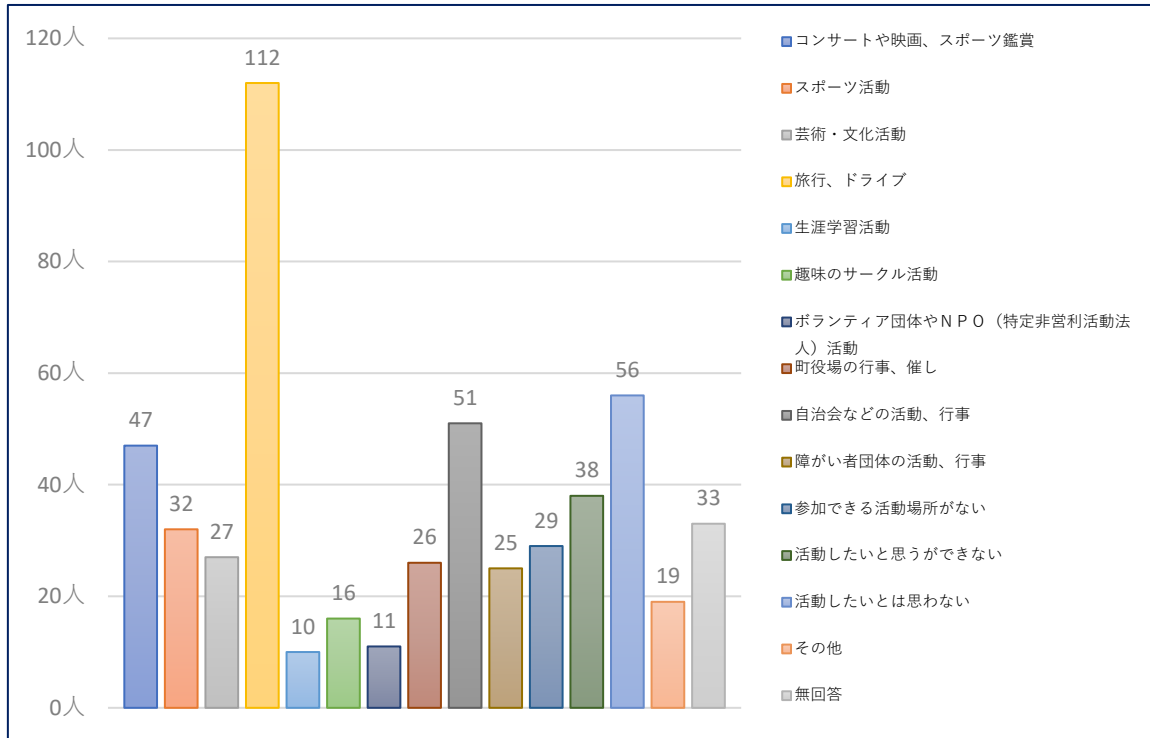
その他の内容

- ・ 金銭面での向上 ・ 町が生活費を全額出すべき ・ 見た目で選ばないでほしい
- ・ 義務教育での障がい者への認知度
- ・ 就労支援の形でその人にあった支援で働ける場所を作ってほしい。
- ・ 若いときの体験で企業に対する嫌悪感がひどくて
- ・ いずれにしろ本人に何事にも意欲がないので無理
- ・ 障がいの状態や程度にあった支援の拡充
- ・ スキルを身につけるための機関の拡大。今の時代なのでリモート講義などの拡大。リモートで可能なお仕事の斡旋。自宅にいながらお仕事ができるようなシステムの紹介。ウェブなど、メタバースの推進。
- ・ 短時間勤務や勤務日数が少なくても、最低でも毎月生活ができるだけの給料が欲しい。

〔7〕社会参加等について

①この1年間に、あなた（本人）は、趣味やスポーツ、芸術文化活動等の社会参加をしましたか（N=329）

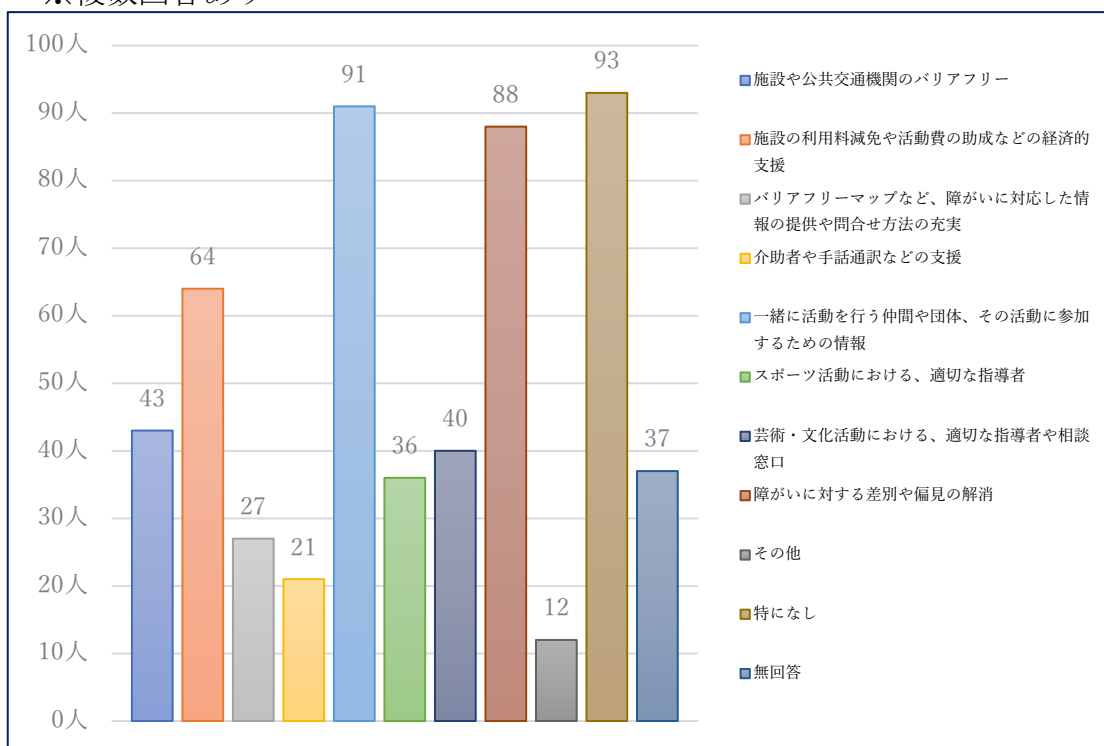
※複数回答



その他の内容

- ・ 見守り
- ・ カラオケ
- ・ PTA 役員
- ・ 楽器の習い事
- ・ やる気が起きない
- ・ 地元での行事を希望します
- ・ 参加なし
- ・ よくわからない
- ・ 知らなかった
- ・ 入所施設においてサークル活動などあり
- ・ 歩行困難のためできない
- ・ 腰が痛くてスポーツができない
- ・ どうしてもお金がかかりからあまりできない
- ・ 同行援護、同行介助が無いため参加したくてもできないのが現実。毎日の生活に追われ、休日に主人にお願いしにくい。
- ・ 朝9:30～夜7:15まで1日立ち仕事をしています。時間がありません

②どうすれば、社会活動にもっと参加しやすくなると思いますか（N＝329）
 ※複数回答あり



その他の内容

- ・ わからない
- ・ 送迎支援
- ・ 施設職員の増員
- ・ 周りの目かなと思う
- ・ HP、SNS 等で情報を受けられるようにしてほしい。
- ・ 終わってからこんなイベントがあったとよく聞く
- ・ 足が痛くて人中は気をつかうしなかなか。
- ・ 障がいの特性に合った環境や支援の仕方

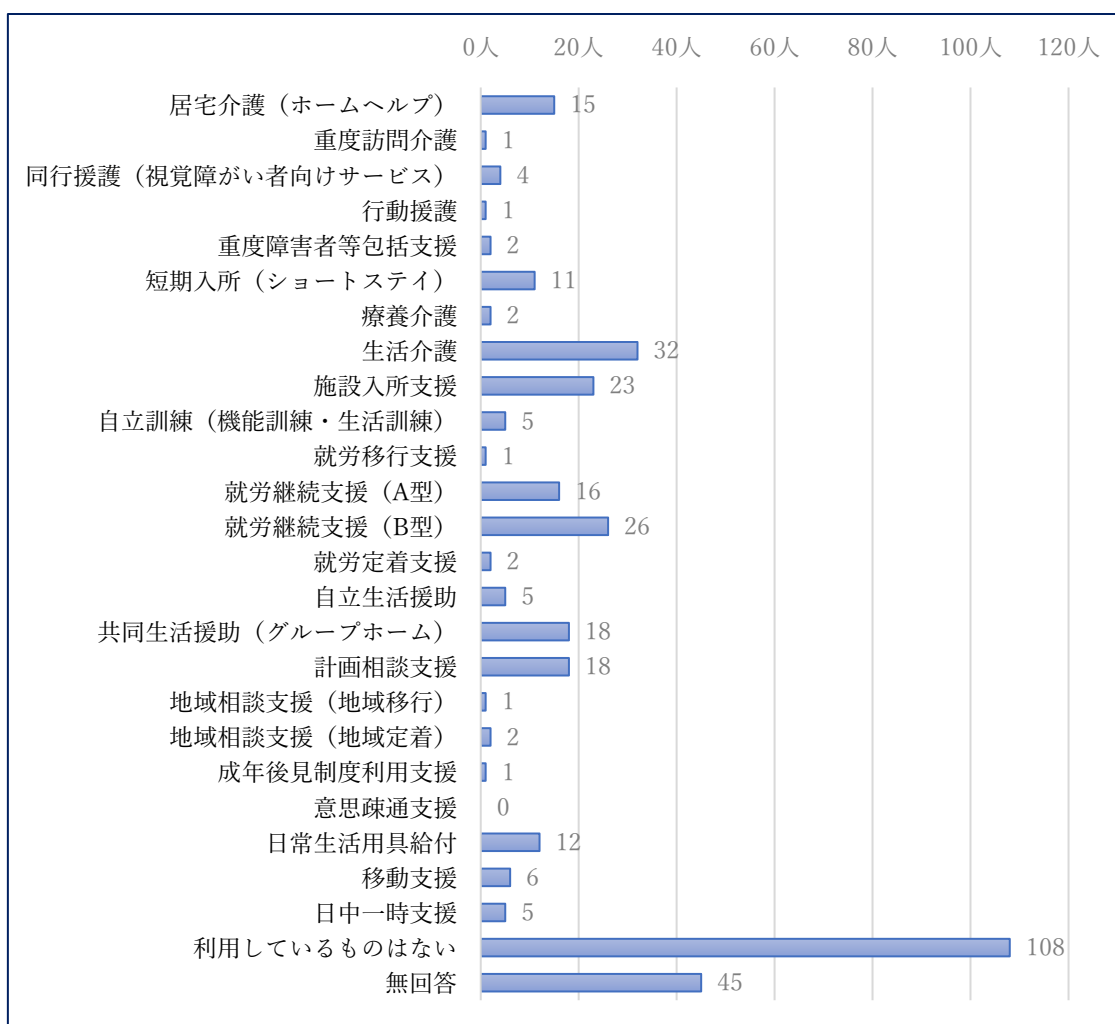
〔8〕 障害福祉サービスの利用について

※18歳以上の方への質問

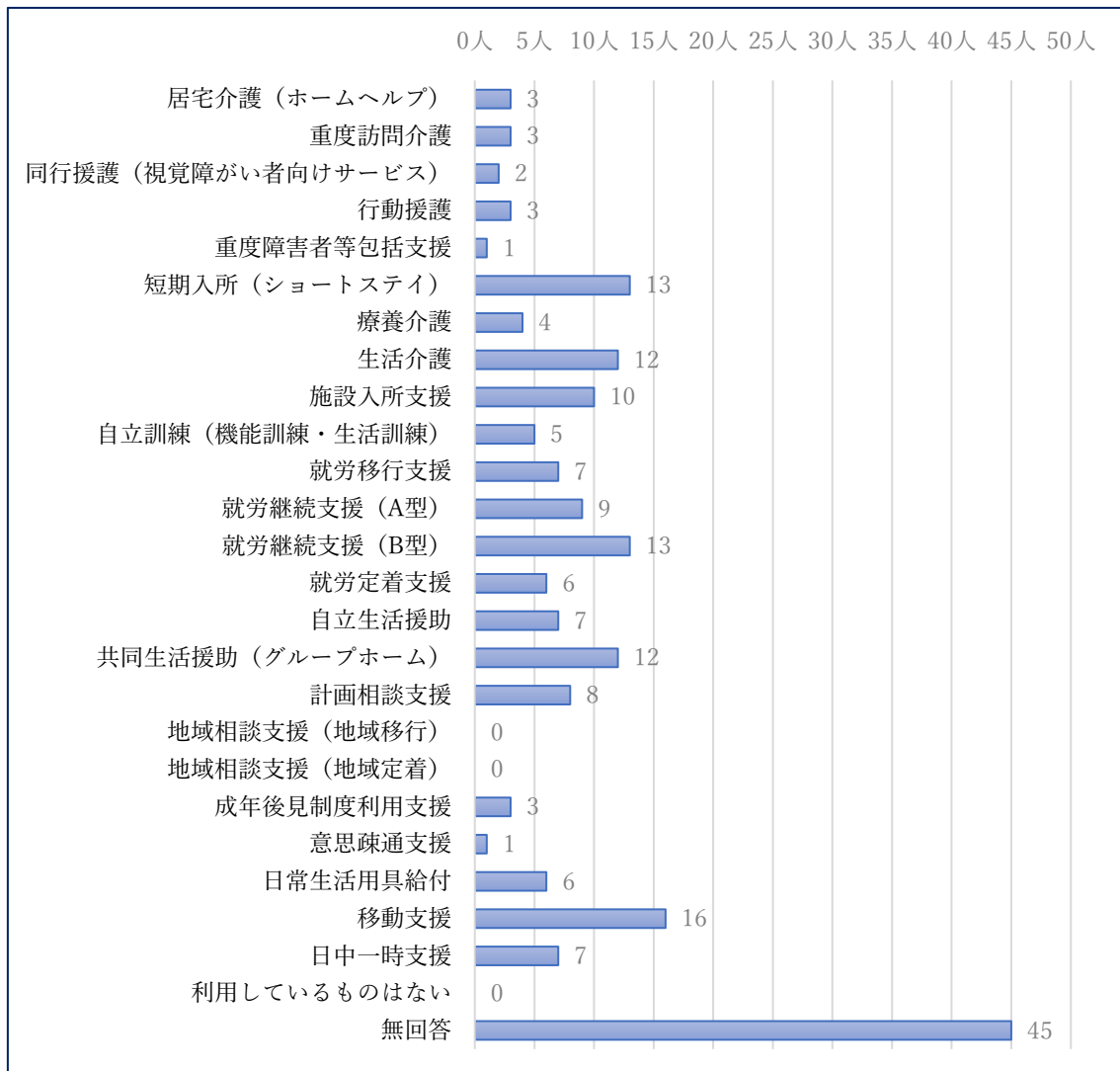
①現在、どのような障害福祉サービスを利用していますか。また、今後（3年以内に）利用を希望しますか（N=266）

※複数回答あり

○現在、利用中のサービス



○今後、利用したいサービス (N=196)

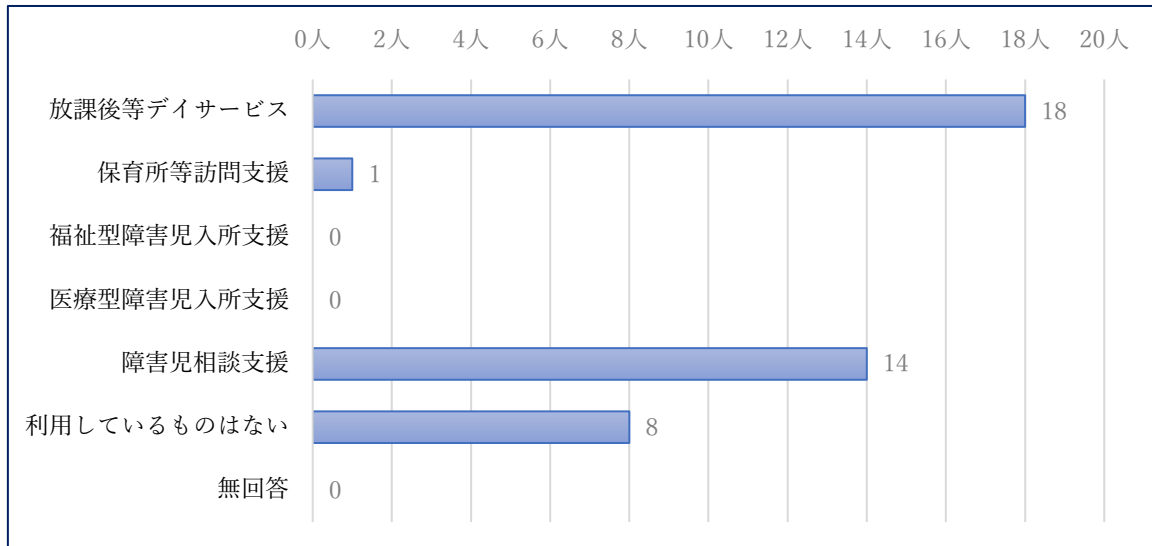


※18歳未満の方への質問

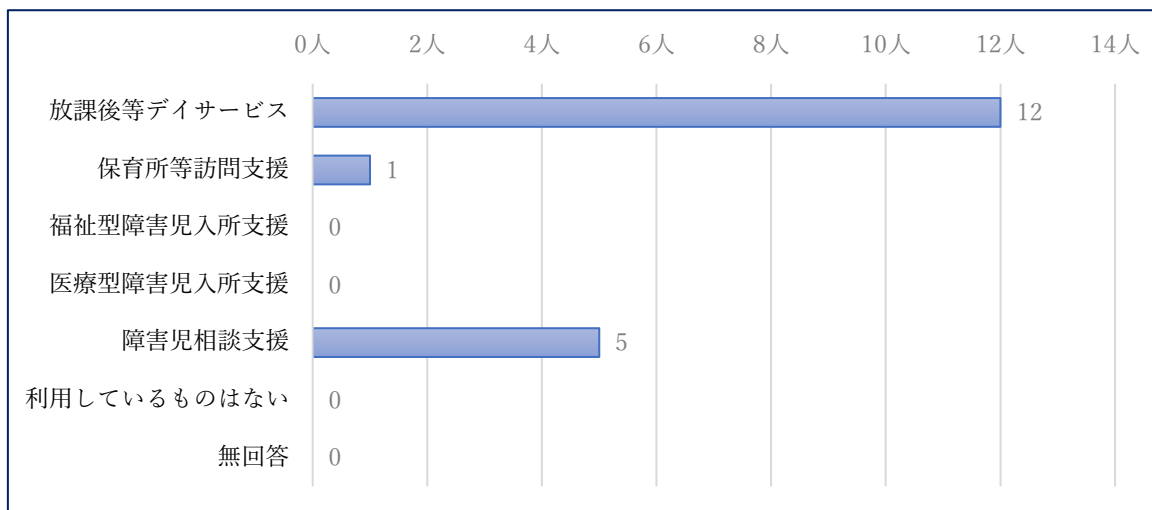
②現在、どのような福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいサービスはありますか（N=40）

※複数回答あり

○現在、利用中のサービス

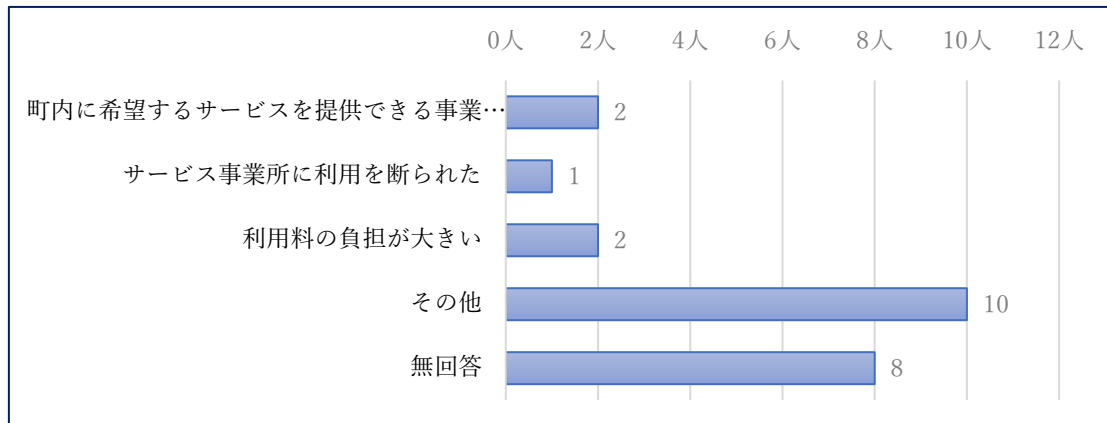


○今後、利用したいサービス（N=18）



※①又は②で「利用しているものはない」と答えた方への質問

③現在、サービスを利用していないのはなぜですか (N=32)

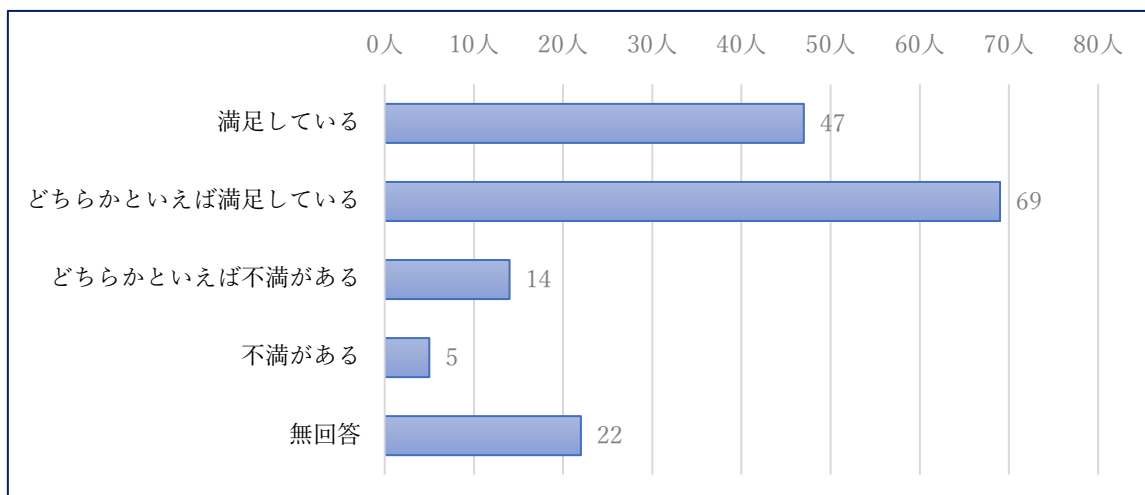


その他の内容

- ・ わからない
- ・ 人と会うのが苦手
- ・ 家族に協力してもらっているから
- ・ サービスを知らない
- ・ 高齢者福祉施設入所中
- ・ 仕事が忙しいので時間がない
- ・ 役場の人に「あなたは利用対象外だと思う」といわれて
- ・ 持病にともなく、症状が年々増えてきて、いっしょに活動しにくい

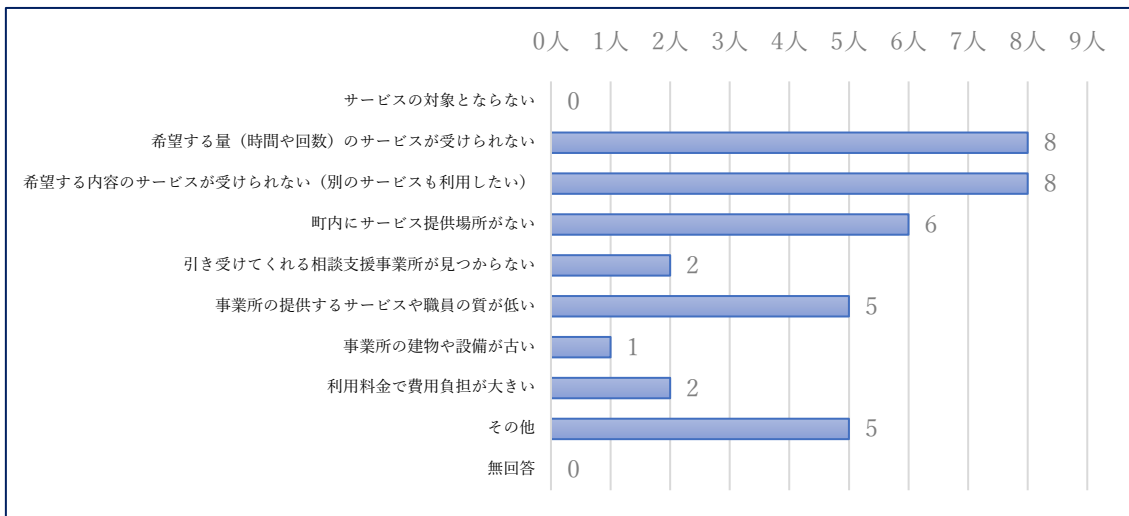
※①又は②で「利用しているサービスがある」と答えた方への質問

④利用しているサービスに満足していますか (N=157)



※④で「どちらかといえば不満がある」「不満がある」と答えた方への質問
 ⑤どのような点に不満をお持ちですか (N=19)

※複数回答あり

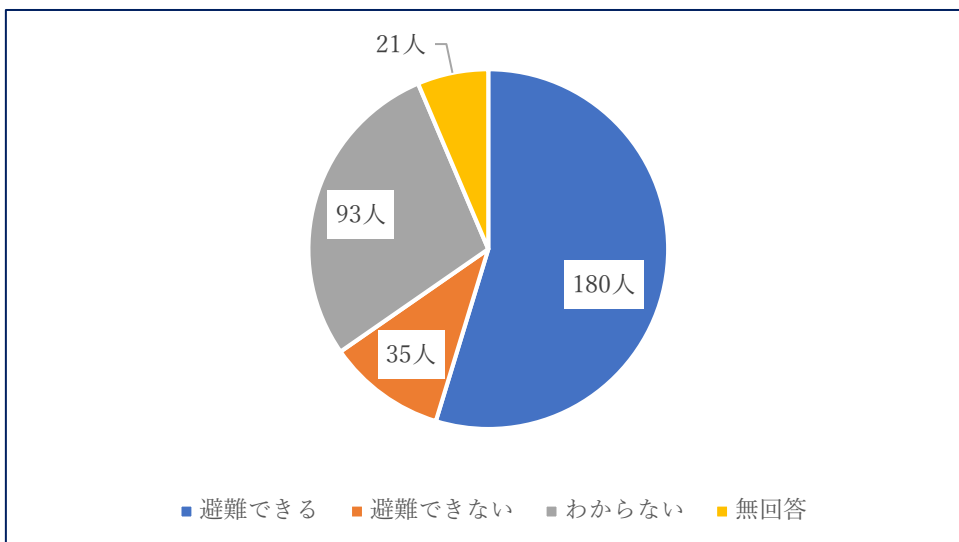


その他の内容

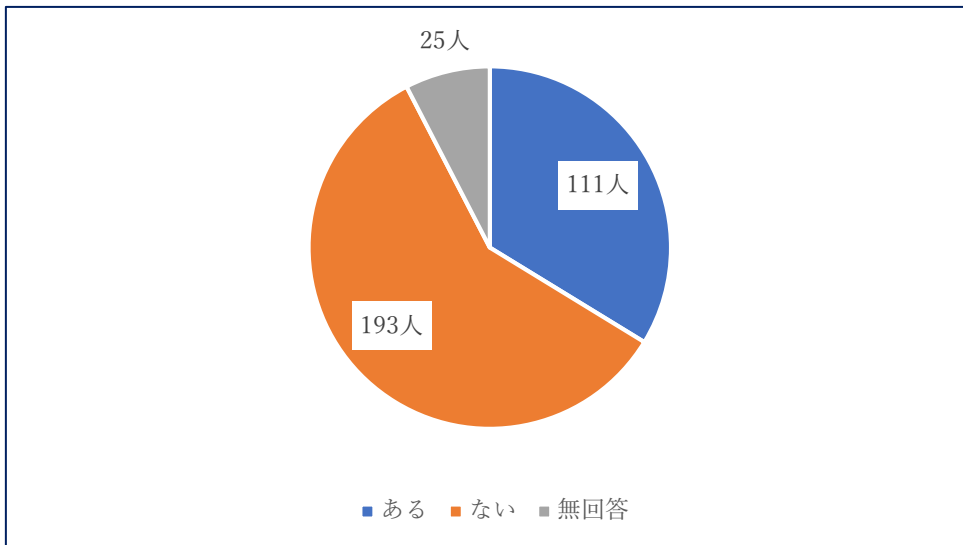
- ・ いじわるな人がいる
- ・ 賃金の低さ、事業所との対話が少ない
- ・ 人に接するのがしんどい
- ・ 町内に利用できる所がなく町外に行っているのが遠い
- ・ サービス申請のみで利用はしてません。自宅、放課後で見守り隊の支援があるとありがたいです。

〔9〕 災害対策について

①地震や豪雨、台風などの災害時にあなた(本人)は、一人で又は支援を受けながら、安全に避難できる環境にありますか (N=329)

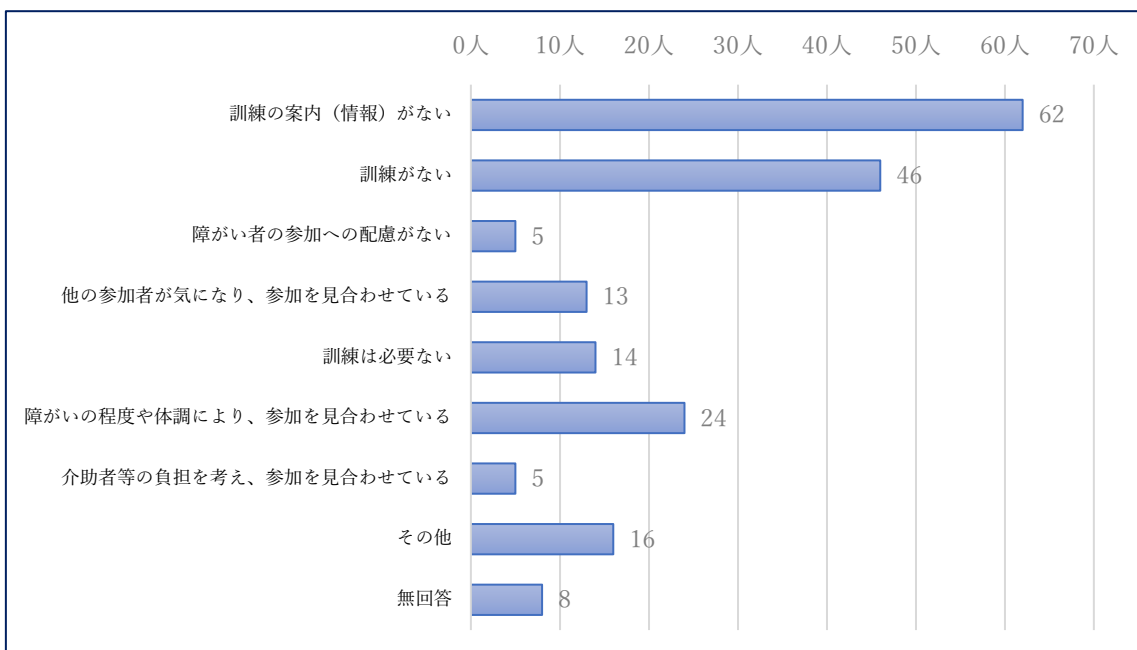


②これまで地域の避難訓練に参加したことがありますか (N=329)



※②で「ない」と答えた方への質問

③訓練に参加したことがない理由は何ですか (N=193)

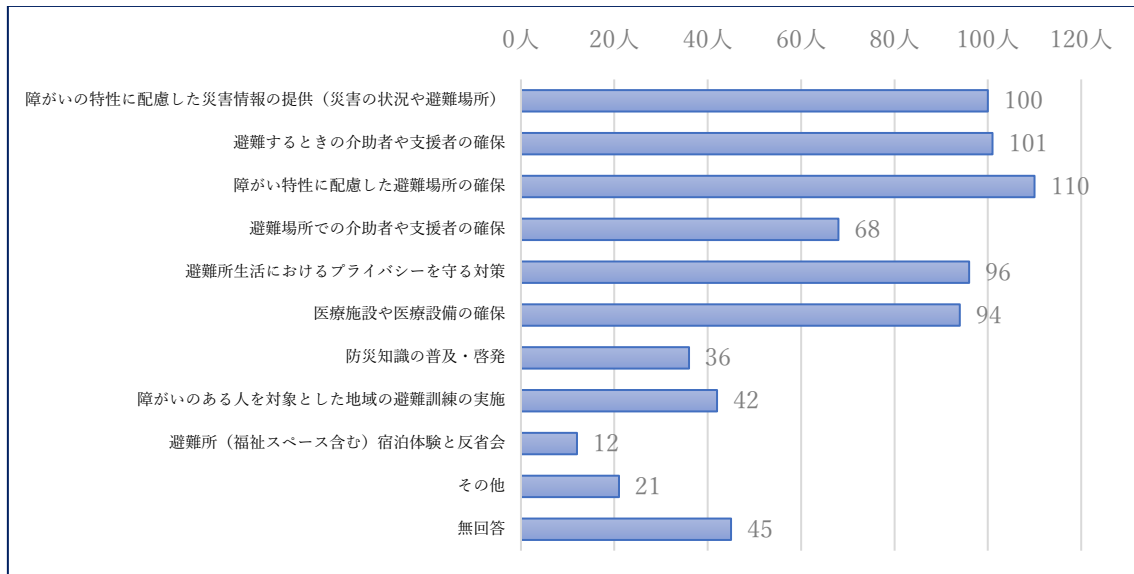


その他の内容

- ・ 体力が無い
- ・ わからない
- ・ 死んでもいいから
- ・ 入所施設が愛南町所在ではない
- ・ 人との関わり合いができない
- ・ 保育所で避難訓練している
- ・ 施設の訓練をしている
- ・ そこまで思う暇がない
- ・ 車椅子なのでできない
- ・ 仕事に行っているから
- ・ 訓練の案内があったかもしれないけれど目にしたり耳にしたことがない。
- ・ 今の状態になって自宅で過ごすのはまだ半年である。

④地震や豪雨、台風などの災害時に備えて必要な対策は、どのようなことだと思えますか（N=329）

※複数回答あり

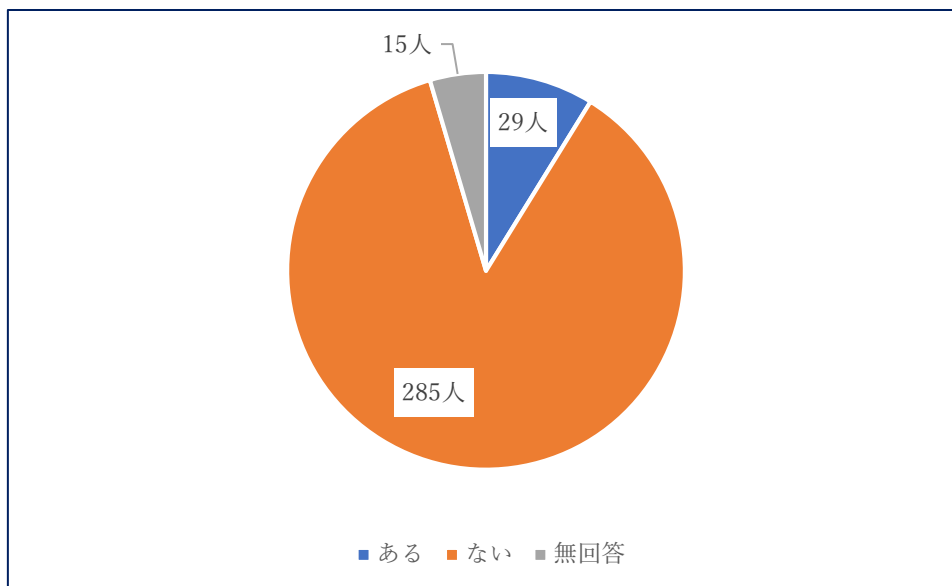


その他の内容

- ・ わからない
- ・ 直接避難の場
- ・ 日頃の職員の確保
- ・ 菓の確保
- ・ 菓、水、お茶、下着、色々
- ・ 家が大丈夫だと家にいるか、車の中にしようと思う

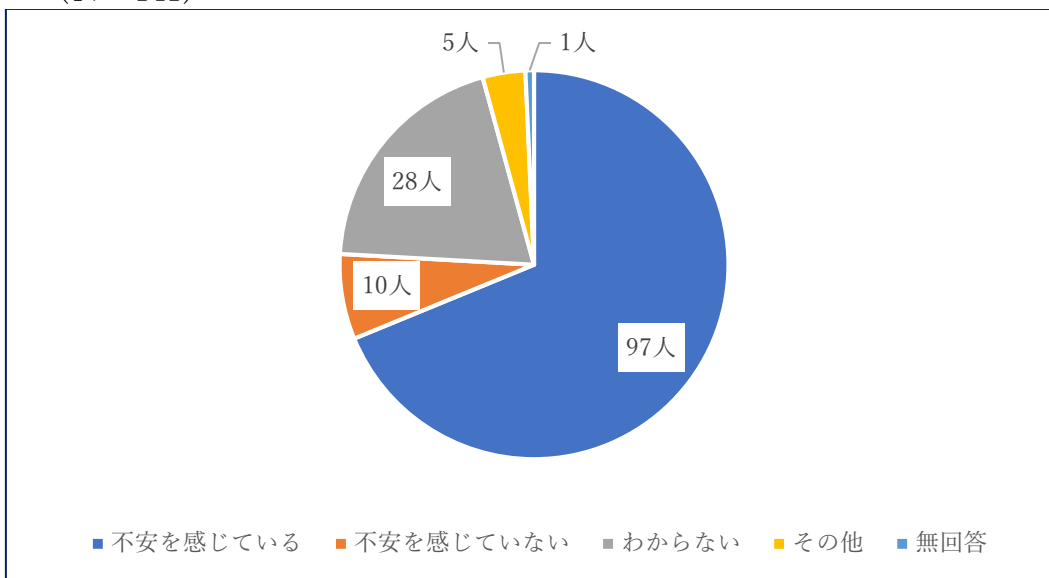
[10] 消費者被害について

①これまでに悪質（悪徳）商法などの消費者トラブルに巻き込まれたことはありますか（N=329）



〔11〕 親亡き後について

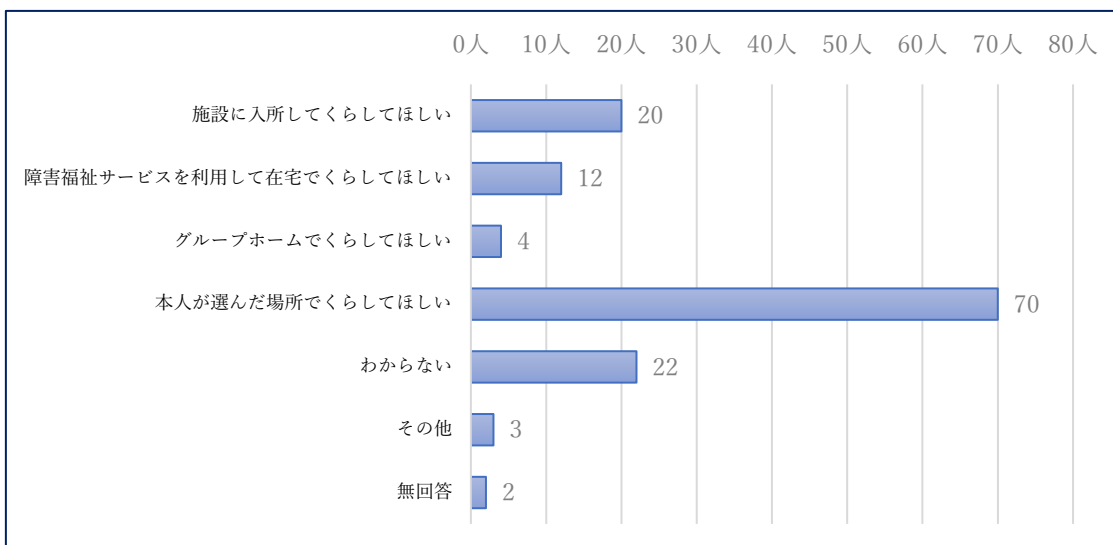
①あなた（保護者）は、親亡き後のことを考えたときに不安を感じていますか
（N=141）



その他の内容

- ・ もう親は亡くなっている
- ・ 特に日々不安を感じないようにしている

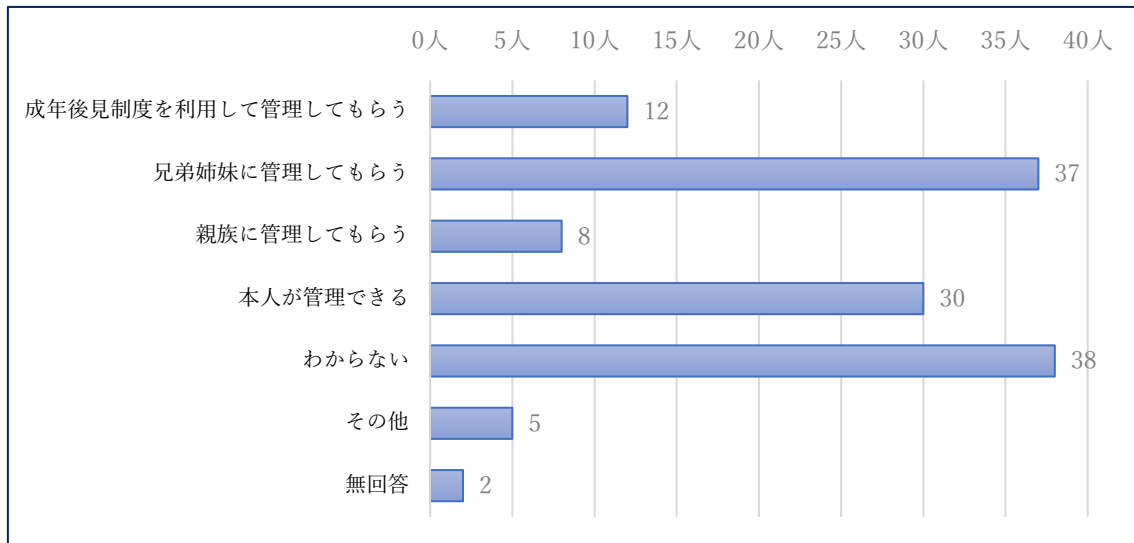
②親亡き後のお子さんの生活場所についてお伺いします（N=133）



その他の内容

- ・ 自宅
- ・ 入所している
- ・ 子どもはいない

③親亡き後のお子さんの金銭管理等についてお伺いします (N=132)



[12] 障がい者福祉計画策定に伴うアンケート調査結果 (自由記載欄)

【子どもの事】

- 子どもの療育の場が全く充実していません。個々の状況に応じて長所を伸ばして短所を補えるようにトレーニングできる場所があれば良いと思います。専門的な人が少ないです。以前、愛南町の放課後デイなど利用・見学しましたが、子どものどこを伸ばそうとしているのか伝わってこなかったです。今は生きづらい社会になっているので小さい頃からトレーニングして社会に適応できるように成長させてあげることが必要だと思います。発達障がいは克服できるし、障がいがあってもレベルを軽くできると思っているし克服した人の話も聞きます。障がいのある子に対して成長するための個々にあった計画、実施できる場が身近にあって欲しいです。
- 以前住んでいた街では支援が少なく、心ない言葉をかけられることも多く自分たちがいけないのだと落ち込むことも多かったです。愛南町は色んなところで出会う方、サポートして下さる方が皆さんとても温かく毎日しんどい中でも頑張れる支援が整っているなどおもいます。1つ要望をさせて貰うと発達障がいを持つ子の兄弟も気軽に一時預かり保育にあずけられるよう一時保育の園を増やしたりしてもらえたらとても助かります。
- 障がいのある10代の子ども達の相談場所がほしい。できれば個別で。子ども達が気軽に入出りできる相談所、相談員がいるいと子ども達も安心できるのではないのでしょうか。障がいの重度、軽度に関係なく学習支援や放課後デイサービス利用ができる、または場所を充実して、小中学生だけではなく、若年層の子ども達の居場所を作っていただけたら嬉しいです。障がいが原因で学校へ行きにくい子ども達の支援学習や行動スキル、働くにはどうすればいいの

か?など学べる施設がほしい。

○特に今、不安に思っていることは**児童クラブ卒業後の我が子をどうしよう**ということです。保育所にも、理解のない先生がいます。障がい故に食べられない物がある、という特性を理解できないのでしょうか。「給食を食べないことは、わがままだ。」と言うそうです。しかも偉い先生です。しかし多くの現場の先生は向上心を持って日々学んでおられます。一人一人の特性に合った保育を提供して下さっているのに、偉い先生の一言でそれを潰されるような環境にあるのでは、と不安です。学校の支援員も採用の幅が広がり、増員されてありがたいですが、学校教育課はその方々への研修を行っていません。定期的な研修の場、悩みを語り合い解決に向けたアドバイスをもらえるような時間が必要です。それが無いためにトラブルを起こしてしまい辛い思いをする支援員もいます。その際の保証も用意されていないのではありませんか。採用されたは良いが安心して仕事が継続できない環境は誰の特にもならないですよね。愛南町の障がい福祉を取り巻く環境はもっともっと努力すべきことが多いです。だからこそ、**発達支援センターの話は絶対に潰させません**。そのために声を上げる準備ができてい保護者は沢山います。必ず、当事者、子ども、保護者の意見を取り入れてください。私たちは愛南町の行政の動きを見ています。障がい児へのサービスについて。数が少ない質は低い、満員で利用日数を増やせない、が何年も続く、良いところは見当たりません。それでも現場で踏ん張っているスタッフの方々に応援の手が届いているのでしょうか。

【サービス等について】

(1) サービスの充実・拡充

- 土日に用事があっても本人(当事者)を見てくれる所がなく、困っています。事業所に通っていても、始まる時間が遅く終わる時間が早かったり、送迎の関係で他の兄弟の参観日やPTAの集まり、進路説明会、体験入学など、途中で抜けたり、参加出来ないことがとても多いです。仕事であれば休みを取れますが介護はそうもいかず困ってます。
- 使いたいサービスが利用できない。せめて必要最低限のサービスが町内でも利用できるようお願いしたいです。
- もっと福祉サービスを充実して欲しいです。お金をもらうことが仕事ではなくて相談ではなく本人に寄り添って親身に聞いて欲しい。
- 介護保険のお年寄りの利用する施設は多くあるように感じますが40歳以下で利用できる施設が1カ所しかなく、登録していても予約さえ出来ない状態です。介護してくれている親も年を取り体力も限界に近い中頑張ってくれています。今の施設状態だと何かあったときにすぐに利用できない。また介護者の

少しの休息のために日中一時支援を利用したいが人手不足とエアマットが無い
ため利用できず、困っています。

(2) 親亡き後について

○私は障がい者ですが親戚亡き後一人になります。一人になったとき色々な
ことで不安を感じています。年金でやっていけるか不安ですので町の方で助け
てもらえるサービスがあればお受けしたいと思っています。

○8050 問題を視野に入れた行政の支援体制を整備して欲しい。

○親亡き後に安心して生活できる環境を障がい者に優しい町を作って欲しい。

○役場の方、B型支援作業所の方、皆さん本当によくしてくださってます。将来、
私たちがいなくなったら兄弟にお金は管理してもらって施設で暮らす、とき
どき様子を見に行ってほしいと考えてます。当面、福祉のサポートは福祉サー
ビスではないでしょうか。その人の家族の本当に助けて欲しいときに手を貸
して下さるサービスを今から考えて欲しいです。その他になるのかもしれま
せん。例外について、という項目であるとか、見守り、手助けという形でサー
ビスの形を考えて欲しいなと思いました。ハンデのある人が本当に助けてい
ただけるサービス、その方々助けて下さる方の信頼できる適用性、人となりは、
見抜くことは難しいですが、私たちはみて下さる方に委ねる方なのでこの人
をお願いします。あの人はいけませんとは言えません。でも声を上げて、意見
を述べることは大切です。そのように思います。見守りサービスという形であ
ったり、何か違う文面ですが、内容はいっしょにいてくれる人なんです、そ
のようなサービスを考えて欲しいと思いました。

(3) 移動について

○介護タクシー券は本当にありがたいが4か月で使い切ってしまう全額自己負
担だと往復7千円近くかかり、収入がない人にとっては支払えず通院に困っ
ている。今は両親で運んで自家用車に乗っているが、寝たきりの人を車に運ぶ
のはかなりの体力を使うようで他の家事に手が回らないのが現状です。せめ
て移動の手伝いをしてくれる人がいたら良いが、そのサービスも今は人手不
足でないとのこと。救急車を呼ぶほどではないが緊急で受診したいときに片
親しかおらず受診できずに悪化したこともある。

○私の所は愛南バスがありません。週3回を南宇和病院まで通っています。いつ
まで車で行けるかわかりません。

○就労は宇和島の作業所を利用しているが送迎はあるが愛南町までは来てくれ
ないので待ち合わせ場所へは約1時間かかるので利用日には往復約4時間な

ので愛南町から宇和島まで送迎をお願いしたいと思っています。なぜなら町内就労 B 型が少なくどうしてというより子どもたちのことを第一に考えて配慮してくれている。今現在利用している作業所を長く利用しています。親子が安心して暮らせる場所が良いと願っています。

(4) 住まいについて

- 私は今家族と暮らしているけれど将来自立して生活したい。福祉アパート、身体障がいの方にはあって知的の方には無いのでそれを検討してもらいたい。金銭的な物や自立してやっっていけるか不安なのでそれを含めた福祉アパートも考えて欲しい。
- グループホームをもっと増やして欲しい。

(5) 就労について

- 障がい者の一般就労について町が積極的に関わり推進して欲しい。景気に左右されない仕事に、また希望する仕事に就けるよう支援して欲しい。
- 障がい者一人一人の特性を生かして楽しく働くことができ安定した収入を得られるようにしてほしい。
- 新しく作ろうとしている施設や既存の施設で積極的に障がい者を雇用して欲しい。
- 自宅において手作業パソコン等でできる仕事が欲しい
- B 型、A 型作業所を地元を増やし、他市町に通わなくてもよいようにしてほしい。
- 今は、B 型に通所しているけど就労の場所が少ないのもっと町内に色々な作業ができるところを作ってもらいたい。
- 就労できる作業所やグループホームの数を増やしてほしい。

(6) その他

- 通院している精神科に心理カウンセラーがいません。以前はいらっしゃったんですが辞職されて数年が経ちます。自立支援の関係で他の病院のカウンセリングを受けようとすると高額になり難しいです。また場所も遠方になります。障害福祉サービスの中にカウンセリングもあると有り難いです。
- 希望を出してもなかなか思うように進まないので諦めています。
- いまの所特にないです。デイサービス、リハ・プライド、訪問看護、ショート

でお世話になって助かってます。私は十分です。

【情報等】

- どのようなサービスが受けれるのか、当てはまるかが全くわからない。ホームページに掲載している場合は家にネットの環境が乏しいので本や紙だとありがたいです。
- 学校を卒業してからの生活の方がいずれ長くなってくるので卒業後に町に何があれば良いか当人や保護者を対象に意見交換をできる場を設けて欲しい。町内でも地域格差があるので住んでいる場所や障がいの程度によって生活の幅が狭くならないように力を貸してください。よろしくお願いします。
- 不安があるときに気軽に相談できる場所、どこに行けばよいかわからないので情報をもっと伝えてほしい。活動の場を増やしてほしい。
- 障がいと診断されても今後の見通しや方法、アドバイスや相談ができると言ったことが簡単にはできず親が色々な情報を収集することから始まります。自分たちで運良く収集できてその時期にサービスや支援を受けることができれば良いのですが、気がついたら「～をしておけばよかった」「～を知っていたらよかった」ということも多くあります。できれば、そういったことを少しでも、もしくは1か所で情報収集ができればありがたいです。特に保育時期は充実しているのですが、学童期になると療育や支援を受けるということも少なくなり情報収集をする場も限られてくるため一生を通じて見通し等が見える化されていると嬉しいです。
- 今、愛南町に障がい児・者が利用できる福祉サービスがどれだけあるのかわかりません。今は親も元気で生活をする上であまり不自由を感じてないので福祉サービスを調べてないということなのかもしれないですが今後どうなるかわからないので把握しておかなきゃいけないなとは思ってます。ただ、困ったときにサービスについて考えたりするのは遅いのではないかと思います。今、自分（親）が、病気で動けなくなったり、死んでしまったら子どもはどうなるのだろう。どんなサービスが使えてどんな待遇を受けるのか、子どもの特性は理解してもらえるのか心配ばかりです。これは極論ではありますが。前もってどんなときにどんなサービスが受けられるのかライフステージにあわせてどんなサービスが必要になるのかなど、見てわかるようなパンフレットや冊子があると良いなと思います。自分の子は知的障がいなのできっと一生支援が必要になります。親の私が最期まで見守り支えたいと思いますが、現実的には難しいです。そう思ってる親は沢山いると思います。障がいの有無は関係ないですが、誰もが住みやすい愛南町に、障がいがあっても住みやすい愛

南町になってほしいなと思います。そんな愛南町になれば親としては安心して子育てができますしそのために自分も力になれるよう頑張ろうと思います。福祉サービスが拡充して、障がいに対する理解が広がると良いなとは思いますが、事業の拡大に力を入れすぎず人材の確保、質の向上を補いながらにしてもらいたいなとも思います。親は無知です。子どもの支援とともに何も知らない親にどんな支援が子には必要なのかどんな手続きがいるのかなど教えてもらい親も含めた支援があると助かります。

【社会参加等】

- 情報不足のため、現在把握できていないが、障がい者や健常者が共に集い話ができる場所、何かの活動が行えるような場所（できれば居場所）があれば有り難いと思う。
- 意見ではありませんが、障がい者の方の会委員にはなっていますが、なかなかイベントには参加出来ていません。日常で手伝いしていますし、最近歩行困難が進んでいて難しいし、家族にも身障者おられます。社会活動の参加と現実には厳しいものです。このようなアンケートで把握していただけるのはありがたいことです。ありがとうございます。ただ、日常生活がいっぱいいっぱいですが、前向きに考えて引きこもりがちな自分を見直せる努力はしていきたいと思えます。
- 家族以外とのコミュニケーションが苦手です。家族とばかりなのでトラブルになることも多い。気軽にお話ができる場所が欲しい。（例えば、週に1, 2日オープンスペース的なところ）ちょっとお茶でも飲めたら嬉しい。

【権利擁護・理解促進】

- 小さなことですが、スーパー等の障がい者用駐車スペースが空いていないことが増えました。これは行政の仕事ではないけれど**健常者の意識改革が必要**だと思います。
- 自治体への要望ではありませんが、スーパーその他の（障がい者用）**駐車場への理解をまだまだ徹底してほしい。**
- 障がい者の家族である私（記入者）でさえ障がい者を特別な目で見ってしまう現状にある。理想論かもしれないが、**障がい者が当たり前**に存在する社会になってほしい。そのために行政は何ができるのか何をすべきかそれを考えていただきたいと思う。
- 学校の行事で障がいのある子が知らない大人に悪い意味で笑われていました。なので**普通学級**の子ども達には障がいのあることについて教えてあげられる

機会を作ってもらいたいです。性教育があるように、障がい教育も力を入れて欲しいです。正しく障がいについて教えてあげることのできない親が多いです。だから子ども達には正しい知識をわかって欲しいです。

- まだ学校での障がいに対する意識が少ないと思います。昔のままの決まり事が多いようで新しい時代に合った考え方をしてほしいです。誰から見ても差別を受けてるようなことがないように教育にもっととりいれてください。
- 就労をしたとして障がいのことを理解してくれない上司は注意ばかりで人を褒めることをしない。仕事内容を詳しく伝えることができない等々の点が、仕事が長く続かないことだと思います。企業の障がいを持っている人たちの上司の方々の勉強会が必要だと思います。仕事を自分から楽しく進んで仕事場へ行けるようにしてやって欲しい。また、障がい者年金をもらっているから給料が安くではなく、当たり前給料を支払って欲しいと思います。
- 愛南町で就労継続支援事業所を9年間利用したのですが、いつも仕事場にトラブルが絶えることなくいじめの対象にもなりました。何を言ってもいじめはなくなり、家庭内でもトラブルがあって、誰にも相談できませんでした。現在宿毛市に引っ越ししたので大半のトラブルもなくなり安心して生活できています。こうして書いても、きっと誰にも届かないことはわかっていても今後誰かがいじめられていると思います。
- 精神障がいのある人への理解をもっと深められるように各企業、団体へのセミナーのようなことを開き働きやすさ、働く場所の確保ができると良いと思います。会社の中で責任のある位置の人にはもっと障がい者に対しての知識や、理解を持ってほしいと思っています。
- 自動車免許を取得するときに自動車教習所の対応が納得いかなかったです。何回もこちらの気持ちを伝えたのですが、全然私たちに寄り添った回答を得られずすごく残念でした。結局、息子は別の自動車教習所の合宿で免許を取得しました。学校の相談員さん、役場の担当者さんにこの話をしたらどの方もびっくりしていました。役場の担当者さんから、免許センターに問い合わせてもらったところ、自動車教習所の対応は適切ではなかったように思います。今回、就職先の社長さんも、免許所得できるまで入社を待ってくださったのでよかったです。そういう対応してくれる会社ばかりではないと思います。今後、私たちみたいな思いをする人がいなくなれば良いなと強く思います。

【生活・金銭面】

- 障がいの程度が軽いと生きづらいように思えます。障害者年金はもらえない、けど一般就労はきびしい。A型作業所は入れない。B型で生活なんて出来ない。

親が活着ているときは何とかなるが死んでしまつて本人のみで生きていくとなると生活保護のみかと。シングルで、障がいのある子は成人しているのに仕事はB型の作業所。毎月の病院代、生活苦です。この年金代払わないと障がい者年金もらおうとしてももらえないでしょうし。

○将来の金銭面で不安あり

○生活の金銭面が特に苦しくなつてゐる。生活保護だけでは電気代、ガス代、また食費が高くなるにつれて、生活がきつくなつてゐる。友人にサポートを少ししてもらつてゐるが全くもつて足らない。お金の問題は心の問題になることが多々ある。政府に今の生活環境をもつと厳しく見つめてほしい。物が高くなるにつれて生活もやりにくいことを世の中の人を知つてほしい。特に政府の方々には失望してゐる。

○ストーマ用品の補助を受けてゐるが、物価高騰への検討をしてもらいたい。

○お店の商品の値段やガソリンが高くなつてゐるのでできる範囲で給付金を支給してほしい。

○インフルエンザワクチンの接種を毎年主治医から勧められてゐるが、経済的にきつい（家族全員の接種を言われてゐるため）高齢者には支援があるが、感染したら重症化のリスクの高い障がいの人にも支援があると良いのにと思つてゐる。

○病院受診が多いので医療費無償化してほしいです。障がい者に優しい世の中にしてほしい。予防ワクチン接種も無償化してほしい。

○精神障がいと身体障がいので寝たきり生活です。やる気も起きず人に会うのも苦痛です。将来どのように福祉を受けられるか不安です。もしこの先1人になるようなことになつたらどうしようか不安で不安で何も手につかない状態です。

【体調面】

○難病と重身2級はもらつてゐるが怪我や病気で入院するたび、家に帰ると体調が悪くなつて手足が不自由になるのが困る自分なりに頑張つてゐるがしんどすぎる。

○毎日、体が動きにくく辛いです。嫌になります。

【その他】

○兄は脳性小児麻痺で生まれてきました。両親は私の将来のことも考えてくれ

ていたので兄の就労やお金のことなど色々努力していたと思います。能力の問題があるのでなかなか思うようにはいかなかったと思います。小学校・中学校と母が特殊学級に入れてもらったことを「自分はバカなんだ、何も出来ないんだ」と思わせることになってしまったのではないかと反省・後悔していました。両親が他界した時点で預貯金をしてくれていたのでお金には苦労せずに兄のカバーは出来ています。お金は大切だと思つづく思います。皆さんのおかげでとても助かっています。ご迷惑をおかけしたこともおかけしていることも多々あると思いますが、感謝申し上げます。関係者の皆様ありがとうございます。

○放課後児童クラブ、おれんじくらぶ、ヨハネ、とても助かっています。保育園から、小学校に上がる時もとてもよくしてもらって、特に児童クラブの先生方には保育所に話を聞きに行ってくれたり、大きな不安がす〜と無くなりました。

○障がいをもって本当に嫌だったり辛かったりで本当に病気の怖い思いをしました。福祉について色々勉強にもなりこれからも本当に福祉に頑張ってもらいたいです。

○本庁での手続きはあまりやりたくない。手紙でのやりとりを可能にしてほしいし、無理なら支所での取次をしてほしい。以前、本庁の職員（係長級）の対応で不信感を覚えたから。保健師さんは配慮くださりありがたかったです。アンケートそのものについてフローチャート方式にしてくださる（視覚的に捉えやすいもの）と、答えやすかったです。なんとか答えましたが、回答困難な方も多かったのではないのでしょうか。

○現在本人の父母は別居しており母の実家で子を育てています。本人の実父は、このアンケートの宛先となった子（本人）の障がいを受け入れず認めたりません。家族内でこの病識を共有できないのに、他人である同級生の保護者、当の子ども達（我が子とクラスメイト）がどうしてわかり合えるというのでしょうか。また、2~3年で異動してしまう行政の担当者さんにあれこれと喋るのも気が引けますし、実際子どもの福祉サービスを受けていても本当に子どものためになっているのか疑問を抱きながらの毎日です。あまり愚痴ばかり書いても仕方ないので、（町独自の施策ではないにしろ）児童手当や特児（本児にはありませんが）を頂けることは本当に有り難く思います。馬鹿なことに消費することなく、子ども達の将来に役立てていきたいです。夜間会議等で本庁を訪れたとき、1階はほぼいつも遅くまで電気が点いていらっしやいます。役場の皆様におかれましては、時間外勤務や休日動員等に追われてゆとりある生活が送れていらっしやらないのかと勝手ながら心配になります。障がい福祉云々よりもそちらが心配です。

○本人に確認しながら回答しましたがほとんど首をかしげるようなことばかりで、内容が難しいと思われる。

○カタカナにもふりがなを入れてほしいという意見を反映していただきありがとうございます。おかげで娘と一緒にアンケートに回答することができました。この意見欄も広がっています。日々の言いたいこと思うことは山のようにあるのですが、その一部をこのような形で行政に届けることができると思うと少し不安が和らぐような気がします。娘の療育に同行していると、この一年、行政関係の方をお見かけすることが増えているように感じます。行政の方が現場に足を運ばれ状況を把握されていることを心強く思います。問27「普通学校」という言葉、初めて聞きました。差別的な言葉に感じられます。次回は別の言葉に代えていただきたいです。アンケートはホームページに乗せてほしいです。そこから誰でも見られるように。全国には結果まで乗せている市町もあります。何よりオンラインで回答できるようにしていただきたいです。目や指先など、動かせる身体の部位がわずかな方でも回答が可能になります。また障がいのある子ども達にとっては ICT の活用がなくてはならないものになっており、教育現場ではアンケートをオンライン上で答えることは当たり前のことです。紙に記入するかオンラインで答えるか、選べる環境を作ってほしいです。アンケートの回収率も上がるでしょうね。

4 パブリックコメントに寄せられた意見

【意見】

・障がいのある子どもを育てています。この計画に関する事前のアンケートには必ず答え、印刷されたものが配られるたびに読み込んでいます。ちょっとでも子どものためになる情報はないか、社会に出るまでに準備できることはないか、という焦りがあるからです。そして日々の愛南町での子育てに常に不安を感じるからです。一般の町民にも配られるものなので、誰がいつどうしてしているか（またはどうするか、具体的に分かる説明が欲しいと感じます。例えばP11「要支援」となった場合、その子やその親にどんな「支援」があるのか、P65「分かりやすい行政情報の提供」とは誰がどんな方法で提供するのか、などです。そうすれば手に取り読んでくれる町民も増え、アンケートの回収率も上がり内容も充実するのではないのでしょうか。障がいのあるなしに関わらず、子どもたちが愛南町でずっと暮らしていきたい、愛南町が好きだとこの計画を読んで思えるような内容をぜひお願いしたいです。

【回答】

・御指摘のあった、P11「要支援」については統計を掲載していますので、具体的な支援は明記していません。

「要支援」のお子さんに対しては個別の相談を行い、必要な場合には発達相談の利用や療育に繋げる等の対応をしています。

次にP65「分かりやすい行政情報の提供」につきましては、今回の計画から記載した内容であり、現状、障がいの特性に応じた情報発信などができていないため、今後、どのような方法で情報発信ができるかを協議して実施していきます。

第3章 計画の課題と実績

1 計画策定にあたっての課題

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定にあたっては、障がい者（児）の日常生活や社会生活の状況やニーズを把握し、愛南町の良さや強みを活かしつつ、必要なサービスを確実に提供できるサービス基盤整備を行うための目標設定を行わなければなりません。

また、目標設定については、「国の基本指針」を念頭に置きつつも、障がい者（児）の福祉の向上に向け、無理のない実現可能な計画が求められるため、アンケート調査結果や各種相談業務、窓口業務などで得られた様々な意見を勘案し、検討していく必要があります。

（1）生活支援（障がいのある人が地域で生活できるための支援）

障がいのある人が地域で安心して日常生活、社会生活を送ることができるよう、愛南町内の法人においては生活の基盤となる住宅を確保するためにグループホームを整備し、行政では住宅改修等による生活環境の改善に取り組んでいます。また、日常生活全般をサポートするためにヘルパーの派遣や日常生活用具の給付などの事業を実施しています。

アンケートでは、現在の住まいの状況は「持ち家（親族等の持ち家を含む）」で「親と一緒に」に暮らしているが多い状況です。

一方で、施設に入所されている方に対し、今後どのように暮らしたいですかとの質問には、「施設入所を希望」されている方が半数を占めますが、「家族と一緒に暮らしたい」と在宅での生活を希望されている方も増えてきています。

また、保護者自身の高齢化等により、障がいのある人の手助けができなくなることへ不安を感じている方も全体の半数以上おり、本人が近い将来への希望をしっかりと持ち、自身が自立し、安心して生活できるような、生活環境の整備に取り組む必要があります。

（2）生活環境（障がいのある人が暮らしやすいまちづくり推進）

障がいのある人には、障がいの特性による障壁（バリア）があり、日常生活、社会生活の様々な場面で行動が制限され、社会参加に支障をきたしている現状があります。

アンケートでは、社会参加等について、「旅行、ドライブ等」に出かける方が増えている一方で「活動したいと思わない」、「活動したいと思えない」、「活動できる場所がない」という孤立する危険性のある人も少なからずいるというのが現状です。不満を感じている方が社会活動に参加しやすくなるには、「一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報」の必要性につ

いて求める回答もありました。

また、地域の避難訓練に参加したことがない方が半数以上おられ、その理由として「訓練の案内（情報）がない」との回答が多くありました。

障がいの有無にかかわらず、地域住民が共生できる社会づくりを目指すため、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、ICT等を活用し情報提供を行っていく等の取り組みの強化が求められます。

（３）就業・就労（障がいのある人の自立と社会参加の支援）

障がいの有無に関わらず、就業・就労は極めて重要です。障がい等の特性に配慮された多様な雇用形態の必要性が高まっています。

アンケートでは、障がいや病気の状態が悪いという理由等で一般就労をしていない方が多い状況ですが、就職を希望しても就業・就労につながっていない方も少なくありません。

多様なニーズに対応できる雇用の場の創出や、離職者を出さないための定着支援、また就業・就労を支える生活や医療の支援等、総合的な支援に取り組む必要があります。

（４）療育・教育（子どもの健やかな発育のための支援）

障がい児とその家族は、地域の学校で、地域の仲間と学びたいと強く望む一方、療育・保育・教育に求める質の向上についても関心が高まっています。

アンケート結果では、「お子さんの困りごと」に対し「就園・就学に対する不安」、「子どもの特性を理解し、伸ばしてくれる教育や支援の場が近くにない」の回答が多くみられました。また、「保育・教育環境」では、障がいの内容・程度にあった保育・教育の充実の回答が最も多く、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等への支援の引継ぎや連携に不安を感じている方も一定数いる状況です。

地域で学び、遊び、育つ環境整備のため、きめ細かな専門性のある支援が求められています。

(5) 権利擁護（障がいのある人の権利擁護や障がいに対する理解促進）

愛南町では、地域自立支援協議会等で、障がい者の権利擁護のための議論を行い、町内で障がいを理由とする権利侵害によって、平穏な日常生活が脅かされることのないよう、各種団体と連携しながら啓発活動を行っています。

アンケート結果では、差別を受けたり、嫌な思いをした方が全体の約30%おり、中でも外出先や職場で感じた方が多く見られます。

今後の取り組みとしては、障がい者がより安心して暮らせる地域づくりのため、権利擁護の啓発を地域全体で取り組んでいくとともに、有事の際に迅速かつ的確な対応が取れる相談体制の強化を図り、障がい者の権利侵害、虐待などの未然防止に、より一層努める必要があります。

また、障がい者の意思決定支援に関しても、検討する必要があります。

2 第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の実績

成果目標（1）福祉施設入所者の地域生活への移行推進（継続）

- 基本指針 ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
 ②施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

目標（基本指針）	目標値	令和5年度 実績見込み	考え方
①地域生活移行者の増加	6人	0人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
②施設入所者の削減	2人	-1人	令和元年度末の施設入所者数から令和5年度末時点の利用人数を差し引いた数（減少数）

地域移行を推進するためには、原因を分析して計画的に地域移行への体制づくりをしなければなりません。第7期計画では関係機関と連携しながら必要な社会資源の洗い出しやネットワークの構築に取り組みながら施設入所者が地域移行できる体制整備に取り組んでいきます。

成果目標（2）地域生活支援拠点等における機能の充実（継続・追加）

- 基本指針 ・令和5年度末までの間、町内又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

地域生活支援拠点には数値目標がないため、しっかりと運用状況を検証・検討する必要があります。

愛南町では、地域活動支援拠点等については、面的整備をしています。

利用者、相談支援専門員、拠点等事業所からの意見を踏まえ整備した拠点等の課題や問題点を洗い出し機能強化・充実に取り組んでいきます。

面的整備しましたが、地域生活支援拠点として機能していません。今後、相談支援事業所等関係機関と課題や問題点を整理しながら機能の充実を図り障がいがあっても地域の中で安心して暮らしていける体制整備に取り組みます。

成果目標（3）福祉施設から一般就労への移行推進（継続・新規）

基本指針 【福祉施設利用者の一般就労への移行】（継続）

- ①福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ②上記①のうち、就労移行支援事業の利用者数を令和元年度実績からの1.3倍以上増加。
- ③上記①のうち、就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とする。
- ④上記①のうち、就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とする。

【職場定着率の増加】（新規）

- ⑤令和5年度において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を7割以上とする。就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とする。

基本指針	目標値	令和5年度 実績見込み	考え方
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	3人	1人	令和5年度に就労移行支援事業から一般就労する者の数
②就労移行支援事業の利用者の増加	2人	2人	上記①のうち、令和5年度に就労移行支援事業を利用する者の数
③就労継続支援A型利用者の一般就労への移行者の増加	1人	0人	上記①のうち、令和5年度に就労継続支援A型事業所から一般就労する者の数
④就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者の増加	2人	0人	上記①のうち、令和5年度に就労継続支援B型事業所から一般就労する者の数
⑤就労移行支援事業等及び就労移行支援事業の利用者の増加	7割	-	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者で、就労定着支援を利用している者の割合
⑤就労定着率8割以上の就労移行支援事業所の増加	1事業所	-	就労定着率8割以上の就労定着新事業所の数

福祉施設利用者に限らず障がいのある人が一般就労するためには、就労準備から就労定着、就労後の生活支援を行う必要があります。相談支援事業所、就

労移行支援事業所、ハローワーク、就業・生活支援センター等関係機関がそれぞれの役割を果たしながら一体的に支援する体制づくりに取り組みます。

成果目標（４）障害児通所支援等の地域支援体制の整備（継続・追加）

基本指針 ①令和５年度末までに児童発達支援センターを１か所設置

発達障がい児への支援を総合的に行う児童発達支援センターの計画年度内設置に向けてワーキンググループを設置して検討しています。

聴覚障がい児の支援に当たっては、宇和特別支援学校、医療機関等と包括的な支援体制構築に取り組みます。

児童発達支援センター設置に向けワーキンググループで協議をしていますが、令和５年度末の設置とはなりません。引き続き協議を進め、計画年度内の児童発達支援センター設置を目指します。

②令和５年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（継続）

児童発達支援センターで事業がスムーズに実施できるよう児童発達支援事業所、保育所、教育など関係機関が協力して保育所等訪問支援体制づくりに取り組みます。

また、相談支援専門員と協力して保護者への制度周知を行います。

児童発達支援センターの設置検討と並行して事業の実施に向けて協議を進めていきます。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所確保（継続）

現在、南愛媛療育センターが実施している「重症心身障がい児（者）を対象にした巡回型の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業、生活介護事業」が継続されるための協力体制を整え、重症心身障がい児の自立に向けたサポートができる事業所の確保を行います。

毎週木曜日に一本松支所で南愛媛療育センターが巡回して重症心身障がい児（者）を対象とした事業を実施しています。今後も定期的にサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

④医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置した医療的ケア児支援の場を令和5年度末までに町内又は圏域に設置（継続・追加）

医療的ケア児等を地域で支える体制の充実には、保健、医療、福祉及び教育分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築と資源を結びつける医療的ケア児等コーディネーターを配置することが重要になるため、その関係者で構成する地域自立支援協議会を活用した協議の場を確保しています。また、広域的に協議の必要な場合は、愛媛県自立支援協議会連絡調整会等に協力を求め、宇和島管内、南予圏域、愛媛県レベルで課題解決ができるよう努めます。

保健、医療、福祉及び教育分野の関係者で構成する愛南町地域自立支援協議会子ども部会を活用して、医療的ケア児等コーディネーター*を含めた協議の場を確保しています。今後、愛媛県医療的ケア児等コーディネーター養成研修に参加しコーディネーターの配置に取り組めます。

※ 医療的ケア児等コーディネーター

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っています。

成果目標（5）相談支援体制の充実・強化等（新規）

基本指針 ・令和5年度末までに町内又は圏域に相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保

相談支援体制の充実・強化を図るため、第3次愛南町障がい者計画年度内に基幹相談支援センターの設置について検討を開始します。

相談支援体制の充実については、愛南町相談支援事業所連絡会で事例検討や利用計画の評価、スーパーバイズ*研修会などを計画し、相談支援専門員のスキルの向上に取り組めます。

基幹相談支援センターが設置されることにより、子育て世代包括支援センター、子ども支援センター、児童発達支援センター、地域包括支援センターなどの公的機関で包括的な相談支援体制を確保することができます。

児童発達支援センターの設置と並行して基幹相談支援センターの設置の検討を行っています。

※ スーパーバイズ

経験の長いソーシャルワーカー（相談員）が経験の浅いソーシャルワーカーに指導、助言、援助することです。経験が長いワーカーをスーパーバイザー、浅いワーカーをスーパーバイジーと呼びます。

成果目標（6）障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築（新規）

基本方針 ・令和5年度末までにサービスの質の向上を図るための取り組みを行う体制を構築する。

障害福祉サービス等の質の向上には、サービス提供者の意識付けが大事です。相談支援専門員連絡会を通じて利用者からの意見を収集し、また、サービス提供事業者からの意見も確認し、サービスの提供内容について改善すべき点がないか検討していきます。

改善点がある場合は、サービス提供事業所とともに改善策について検討を行い、サービス等の質の向上に取り組みます。

相談支援専門員連絡会において、利用者からの意見を収集し、検討を行っています。

活動指標 必要量の計画（見込み）と実績

（1）障害福祉サービス等

サービス利用者は、令和3年度 309 人、令和4年度 293 人で、令和5年度は298 人の見込みです。（実人数／月）

① 訪問系サービス（月あたり）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み	
利用延時間（時間／月）	634	527	634	467	634	366	
利用者数（人／月）	47	38	47	34	47	29	
居宅介護	利用延時間	625	516	625	460	625	364
	利用者数	38	35	38	32	38	27
同行援護	利用延時間	9	11	9	7	9	2
	利用者数	3	3	3	2	3	2

訪問系サービスの利用状況をみると利用延時間、利用者数ともに減少していますが新規申請者も含め利用者一人ひとりに必要なサービスの提供はできています。

② 日中活動系サービス（月あたり）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
生活介護	日/月	1850	2162	1850	1969	1850	2009
	人/月	88	107	88	99	88	99
自立訓練 （機能訓練）	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	日/月	0	0	0	8	0	15
	人/月	0	0	0	1	0	2
就労移行支援	日/月	4	5	4	0	4	2
	人/月	1	1	1	0	1	1
就労継続支援 （A型）	日/月	750	568	750	521	750	459
	人/月	31	32	31	21	31	28
就労継続支援 （B型）	日/月	1083	1280	1083	1131	1083	1227
	人/月	67	72	67	70	67	73
療養介護	日/月	250	213	250	240	250	245
	人/月	8	8	8	8	8	8
短期入所	日/月	125	112	125	65	125	53
	人/月	8	7	8	5	8	7

生活介護については利用人数は横ばいですが、利用日数は増加しています。

就労継続支援A型は利用実績が前年度と比較して減少する見込みです。

就労継続支援B型は令和4年4月にB型事業所ヨハネファクトリーが新設されたこともあり利用希望が多く増加しています。

療養介護の利用日数は増加していますが、短期入所については、利用日数が減少しています。

③ 居住系サービス（月あたり）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
共同生活援助	人/月	59	60	59	58	59	58
施設入所支援	人/月	85	84	85	85	85	85

平成28年6月に日中サービス支援型グループホームが新設されて以降、グループホームの新規設置数がなく利用者数は横ばいです。施設入所も入所者数に増減がないため横ばいで推移しています。

④相談支援（月あたり）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
計画相談支援	人/月	58	25	58	24	58	24
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

平成24年4月の改正障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスを利用する全ての障がい者にサービス等利用計画の作成が義務付けられています。

これにより、障がい者の心身の状況、置かれている環境やニーズを把握し、本人の意向に合わせて、総合的な支援方法や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスを提供することができるようになりました。

（2）地域生活支援事業

①必須事業

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み	
相談支援事業	か所	5	5	6	6	6	6	
	件数/年	1500	2148	2000	2339	2000	2856	
成年後見制度利用支援事業	件数/年	1	0	1	0	1	2	
意思疎通支援事業	人/年	100	81	100	87	100	83	
	手話通訳者派遣	人/年	48	52	48	38	48	40
	点訳等支援	人/年	52	29	52	49	52	43
日常生活用具給付等事業	件/年	620	571	600	269	500	260	
	介護訓練支援用具	件/年	1	6	1	0	1	1
	自立生活支援用具	件/年	3	2	3	1	3	3
	在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件/年	3	0	3	14	3	3
	排泄管理支援用具	件/年	600	561	500	251	300	250
	住宅改修費	件/年	1	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実施	1	0	1	0	1	0	
移動支援事業	人/年	4	0	4	1	4	1	
	時間/年	40	0	60	9.5	60	5	
地域活動支援センター機能強化事業	か所/月	1	1	1	1	1	1	
	人/月	10	6	10	7	10	10	

相談支援事業

相談支援事業の利用状況をみると相談件数は増加しています。要因としては、民間の相談支援事業所が5か所、公的な相談支援事業所が1か所利用できるようになり、障がいの種別に応じ、事業所を選択し相談できる体制が整ったこと、また、障がい者・児の支援の充実を図るためモニタリングの標準期間の見直しも行われたことが考えられます。

意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業の利用状況をみると利用者数に大きな増減はありません。要因としては、事業の利用者が限定されていることが考えられます。

平成25年度から、宇和島圏域の連携事業として手話奉仕員養成研修事業を開始しました。令和元年度以降、研修の受講者はいません。引き続き周知を行い受講を呼びかけます。

日常生活用具給付等事業

日常生活用具の利用状況をみると給付件数はその年によって変動があります。日常生活用具給付件数は、「排泄管理支援用具」の給付対象者数の増減に左右されることが大きく、今後も同様に推移すると予想されます。

移動支援事業

移動支援事業の利用状況に大きな増減はありません。要因としては、事業の利用対象者が限定されていることと、同行援護や行動援護など目的に合ったサービスがあることなどが考えられます。

地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターのI型事業所を1か所整備していますが、センターの利用者数に伸びはありません。その要因としては、事業所や事業内容などの必要な情報が、町内の障がいのある人に浸透していないことが考えられます。

②任意事業

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
訪問入浴サービス事業	か所/年	1	1	1	1	1	1
	回/年	96	88	47	45	48	60
日中一時支援事業	か所/年	4	4	4	3	4	4
	回/年	501	257	257	220	163	252
重度障害者自動車改造費用助成	人/年	1	2	1	2	2	1
障害者自動車免許取得助成	人/年	1	4	1	2	2	3

訪問入浴サービス事業の利用状況をみると利用回数は微増しています。要因としては、利用対象者は限定されていますが、1人当たりの利用回数が増えたことが考えられます。

日中一時支援事業の利用状況をみると利用回数は増加しています。要因としては、利用対象者は限定されていますが、1人あたりの利用回数が増えたことが考えられます。また、町内に日中活動の場が少ないことも増加要因として考えられます。

(3) 児童福祉法によるサービス (月あたり)

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
児童発達支援	日/月	75	84	75	70	75	63
	人/月	32	35	32	34	32	33
放課後等デイサービス	日/月	308	328	308	422	308	441
	人/月	46	51	46	61	46	66
障害児相談支援	人/月	17	16	17	17	17	20

児童福祉法によるサービスの利用状況をみると放課後等デイサービスの月間延べ利用人数の伸びが顕著になっています。

要因としては、行政、保育所、幼稚園、南予子ども・女性支援センター、医療機関、サービス提供事業者等の連携により、療育の必要な児童の早期発見や相談体制の整備が図られたことなどが考えられます。

第4章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

第7期愛南町障がい福祉計画及び第3期愛南町障がい児福祉計画の策定にあたり、愛南町では「国の基本指針」に即した、障がい福祉施策に関する基本的な事項や成果目標等を定める、3か年の計画を策定します。

1 基本指針のポイント

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

障がいのある人が地域で安心して生活できるようにするために、居住支援や地域支援などの総合的な支援体制を構築することが必要です。

障害者支援施設入所者の地域移行は、相談支援や日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービス提供体制の充実を図るだけでなく、受け入れる側の職員の質の確保や地域住民の障がいに対する理解が進まなければ、障がいのある人やその家族の地域移行に対する不安は取り除けません。また、障がいの重度化・重複化、障がいのある人やその家族の高齢化や親亡き後などの問題にも対応しなくてはなりません。

まず、地域移行を検討する協議の場を設置し、障がいのある人やその家族の声を聞きながら地域移行を妨げる不安を関係者が共有し、地域移行に必要な体制整備を計画的に進める必要があります。

行政主導ではなく、関係者がそれぞれの役割を担いながら、障がいの有無に関係なく地域で共に生きる体制づくりに取り組みます。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人はもちろん、どのような障がいの人にも、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい・介護福祉、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

そのため、愛南町では、計画年度内に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し体制構築を目指します。

また、体制構築については、ギャンブル依存症をはじめとする依存症のある人への包括的な支援体制や地域住民への理解促進等も含めた協議を行います。

(3) 福祉就労から一般就労への移行等

障がいのある人が地域で生活し、その生活の質の向上を図るため、就労する機会を拡大するとともに、安心して就労を継続できるような支援体制が必要です。

現在、愛南町では福祉就労から一般就労への移行等の体制整備ができていないため、就労支援に関する関係者が集まり、その課題や問題点を整理する協議の場を設置し検討を始めなければなりません。また、障がいのある人の希望や能力に沿った就労を実現するため、就労移行支援や就労定着支援等を利用する意向がある人が、就労選択支援事業を利用できるよう、サービスの提供体制づくりに取り組んでいきます。

また、農福連携^{※1}の推進については、保健福祉課と農林課の連携により、農業者への周知、マッチング機能窓口を創設しながら就農への裾野を広げ、障がいのある人が農業を通じてステップアップして将来的に農業経営者として仕事ができる環境づくりを目指します。そこから障がいの枠を取り除いた福祉全体で農福連携に取り組んでいきます。

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

愛南町では、「地域共生社会」の実現に向けた取組として、令和3年度から令和5年度にかけて「重層的支援体制整備事業^{※2}への移行準備事業」を実施しました。令和6年度には本計画に移行し、誰も取り残されることなく住み慣れた地域の中で自分らしく生活が送れるよう地域全体で支え合う包括的な支援体制づくりを目標に取り組んでいきます。

(5) 発達障がい者等支援の一層の充実

愛南町では、令和4年度から相談支援事業所ままとに委託し「ペアレントサポーターあいなん」を開始しています。ペアレントサポーターあいなんでは、「おはなしCafé」を通じて保護者による保護者支援の活動を行っています。また、「ライフスキルトレーニング」、「楽しい親子関係づくりプログラム」にもペアレントサポーターが参加して保護者との交流を深めています。

今後、児童発達支援センターの設置を見据えて、町職員も積極的に関わりながら発達障がい者等支援の一層の充実に取り組みます。

※1 農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

※2 重層的支援体制整備事業

既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

※3 ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。

(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターでは、子育て世代包括支援センター、子ども支援センターなどの公的支援機関と連携しながら関係機関や地域を含めた縦横的支援ネットワークを構築し、地域全体で支援する体制整備に取り組みます。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児は、日常生活を営むために医療を要する状態にあることから、安心して地域の中で暮らしていくためにどのような資源や体制が必要なのかを把握しなければなりません。それらのニーズに対応するため、行政、医療的ケア児等コーディネーターと関係機関が連携しながら、子どもが地域で暮らしていける支援体制整備に取り組みます。

(7) 障害福祉サービスの質の確保

障害福祉サービスの利用にあたっては、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成が必要になります。その利用計画の内容次第で障がいのある人の日常生活が変わってしまうこともあります。質の高いサービスを利用するためには、相談支援専門員のスキルを全体的に底上げしなければなりません。

質の確保を図るため、相談支援専門員連絡会で事例検討会やサービス等利用計画の検証などを行い、障がいのある人に質の高い障害福祉サービスが提供できるよう相談支援専門員のスキルの向上に取り組みます。

(8) 福祉人材の確保・定着

障害福祉サービス等を担う人材を確保するためには、研修会の実施、多職種間の連携の推進等によるスキルの向上が必要です。また、その現場がやりがいのある魅力的な職場であることが重要です。やりがいのある魅力的な職場は、事業者がしっかりとしたビジョンを持っており、そこには自ずと多様な人材が集まります。

そのために、ICTの導入等による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進に取り組みます。

福祉現場で働く人や福祉職を目指している人が少しでもやりがいを持てるよう、障がい福祉施策の方向性やビジョンを示していきます。

(9) 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者等に対する虐待防止は、障害者虐待防止法に加え、精神保健福祉法においても法改正が行われ、より拡充する必要があります。

障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、行政における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携に取り組みます。

(10) 障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がいのある人に必要とする情報が効果的に行き届くよう、分かりやすい行政情報の提供に努めるとともに、手話通訳者等の派遣や支援機器の給付等を通じてコミュニケーション支援の充実を図ります。また、障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等に取り組みます。

2 成果目標に対する目標値の設定

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にかかる「国の基本指針」が見直され、「就労定着支援」及び「障がい児支援の提供体制の整備等」の項目が新たに追加となり、令和8年度を目標として、成果目標と目標値の設定が求められています。

成果目標（1）施設入所者の地域生活への移行推進（継続）

- 基本指針 ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
②施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減

目標（基本指針）	目標値	考え方
①地域生活移行者の増加	6人	令和5年4月1日以降に施設からグループホーム等へ移行した者の数
②施設入所者の削減	2人	令和4年度末の施設入所者数から令和8年度末時点の利用人数を差し引いた数（減少数）

成果目標（2）地域生活支援拠点等における機能の充実（継続・新規）

- 基本指針 ①令和8年度末までの間、町内又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等※を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

地域生活支援拠点には数値目標がないため、運用状況を検証・検討する必要があります。

愛南町では、地域活動支援拠点等については面的整備をしています。

利用者、相談支援専門員、拠点等事業所からの意見を踏まえ整備した拠点等の課題や問題点を洗い出し機能強化・充実に取り組んでいきます。

②強度行動障がいのある人に関し、町内又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を検討します。(新規)

令和8年度末までに、町内又は圏域において、強度行動障がいのある人に関して、その人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に取り組んでいきます。

※ 地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

成果目標（3）福祉施設から一般就労への移行（継続・新規）

基本指針 【福祉施設利用者の一般就労への移行】（継続）

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- ② 上記①のうち、就労移行支援事業の利用者数を令和3年度実績から1.31倍以上増加
- ③ 上記①のうち、就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上とする。
- ④ 上記①のうち、就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。

【職場定着率の増加】（新規）

- ⑤ 令和8年度において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とする。

基本指針	目標値	考え方
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	5人	令和8年度に就労移行支援事業等から一般就労する者の数
②就労移行支援事業の利用者の増加	5人	上記①のうち、令和8年度に就労移行支援事業を利用する者の数
③就労継続支援A型利用者の一般就労への移行者の増加	3人	上記①のうち、令和8年度に就労継続支援A型事業所から一般就労する者の数
④就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者の増加	2人	上記①のうち、令和8年度に就労継続支援B型事業所から一般就労する者の数
⑤就労移行支援事業等及び就労移行支援事業の利用者の増加	5割	令和8年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者で、就労定着支援を利用している者の割合

成果目標（4）障害児通所支援等の地域支援体制の整備（継続・追加）

基本指針 ①令和7年度末までに児童発達支援センターを1か所設置（継続）

発達障がい児への支援を総合的に行う児童発達支援センターの計画年度内設置に向けてワーキンググループを設置して協議をしています。

聴覚障がい児の支援に当たっては、宇和特別支援学校、医療機関等と包括的な支援体制構築に取り組みます。

②令和7年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（継続）

児童発達支援センターで事業がスムーズに実施できるよう児童発達支援事業所、保育所、教育など関係機関が協力して保育所等訪問支援の体制づくりに取り組みます。

また、相談支援専門員と協力して保護者への制度周知を行います。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町内又は圏域に1か所以上確保（継続）

現在、南愛媛療育センターが実施している「重症心身障がい児（者）を対象にした巡回型の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業、生活介護事業」が継続されるための協力体制を整え、重症心身障がい児（者）のサービスの確保を行います。

④医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置した医療的ケア児支援の協議の場を町内又は圏域に設置（継続・追加）

医療的ケア児等を地域で支える体制の充実には、保健、医療、福祉及び教育分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築と資源を結びつける医療的ケア児等コーディネーター※を配置することが重要になるため、その関係者で構成する地域自立支援協議会を活用した協議の場を確保しています。また、広域的に協議の必要な場合は、愛媛県自立支援協議会連絡調整会等に協力を求め、宇和島管内、南予圏域、愛媛県レベルで課題解決ができるよう努めます。

※ 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う。

成果目標（5）相談支援体制の充実・強化等（継続）

基本指針 ・令和7年度末までに町内又は圏域に相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保

相談支援体制の充実・強化を図るため、第3次愛南町障がい者計画年度内に基幹相談支援センターの設置について検討を開始しています。

相談支援体制の充実・強化については、愛南町相談支援事業所連絡会で事例検討会や利用計画の評価、スーパーバイズ※研修会などを計画し、相談支援専門員のスキルの向上に取り組みます。

基幹相談支援センターが設置されることにより、子育て世代包括支援センター、子ども支援センター、児童発達支援センター、地域包括支援センターなどの公的機関で包括的な相談支援体制を確保することができます。

成果目標（6）障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築（継続）

基本指針 ・ 令和8年度末までにサービスの質の向上を図るための取り組みを行う体制を構築する。

障害福祉サービス等の質の向上には、サービス提供者の意識付けが重要です。相談支援専門員連絡会を通じて利用者からの意見を収集し、また、サービス提供事業者からの意見も確認し、サービスの提供内容について改善すべき点がないか検討していきます。

改善点がある場合は、サービス提供事業所とともに改善策について検討を行い、サービス等の質の向上に取り組みます。

※ スーパーバイズ

経験の長いソーシャルワーカー（相談員）が経験の浅いソーシャルワーカーに指導、助言、援助することです。経験が長いワーカーをスーパーバイザー、浅いワーカーをスーパーバイジーと呼びます。

3 必要量の見込みと必要量確保の取り組み

（1）障害福祉サービス

①訪問系サービス

居宅介護

自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護など外出時に必要な援助を行います。

行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護の他必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間/年	5,424	5,424	5,424
行動援護 重度障害者等包括支援	人/年	396	396	396

◆必要量確保の取り組み

相談支援事業所やサービス提供事業者と連絡を密にして適正なサービス量の調整を図るとともに、福祉・医療・雇用関係部局と連携を図りながら、介護職の人員不足の解消に向けた啓発等の取り組みも行います。また、同行援護及び行動援護については介助者に資格が必要であるため、資格取得のための養成研修など各種研修会へ参加を促進し、専門的人材の確保を努めるよう、サービス提供事業所に働きかけます。

②日中活動系サービス

生活介護

障害者支援施設等で、常時介護を必要とする障がいのある人に対して、昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供など必要な援助を行います。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用延日数	日/年	24,552	24,552	24,552
利用者数	人/月	100	100	100

◆必要量確保の取り組み

地域移行が進むと自宅やグループホームからの通所による生活介護の利用が必要になります。施設等へサービスの拡充及び質的な充実を図られるよう働きかけます。

自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。利用期限は、1年6か月と定められています。

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上のために必要な支援や訓練を行います。利用期限が2年間（長期入院者等は3年間）と定められています。

◇見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	日/年	-	-	-
	人/年	-	-	-
自立訓練（生活訓練）	日/年	2	2	2
	人/年	2	2	2

◆必要量確保の取り組み

町内に自立訓練を提供する事業所はありませんが、障がいのある人のニーズ等、必要に応じて施設等と連携し提供事業所サービス提供体制の確保を検討します。

就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。

◇見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延日数	日/年	60	60	60
利用者数	人/年	4	4	4

◆必要量確保の取り組み

生活に近い場所で就労移行支援を受けることが可能になることで、円滑な障がい者就労支援を行うことができます。本町では、平成26年6月から、多機能型事業所南生がサービス提供を開始していましたが、令和5年にサービス提供を終了しました。圏域の事業所へ依頼することにより就労継続支援B型事業所の利用を希望する就労経験のない若年層の方等に対し、就労に関するアセスメントを行います。

就労継続支援A型

一般の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

就労継続支援B型

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き一般の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても一般の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の一般の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

◇見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型	日/年	6,336	6,336	6,336
	人/年	360	360	360
就労継続支援B型	日/年	14,556	14,556	14,556
	人/年	864	864	864

◆必要量確保の取り組み

愛南町では、A型はエコテリアなんぐん市場、B型はワークハウスたちばな、こころ、南生、令和4年4月からヨハネファクトリーがサービスを提供しています。今後も障がい者の就労の場の確保を目指し、持続可能な就労継続支援事業が行えるよう、事業所と連携しながら必要な支援を行います。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者に対し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を一定の期間にわたり行います。

◇見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/年	3	3	3

◆必要量確保の取り組み

十分なサービスが提供できるよう、事業者と連携しサービス提供体制の確保を図ります。

療養介護

病院において、医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行います。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	人/年	96	96	96

◆必要量確保の取り組み

県内では、旭川荘南愛媛療育センター（鬼北町）、国立病院機構愛媛医療センター（東温市）、愛媛県立子ども療育センター（東温市）でサービスの提供を受けることができます。

短期入所

居宅で介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用延日数	日/年	924	924	924
利用者数	人/年	72	72	72

◆必要量確保の取り組み

地域移行が進むと、サービス提供の増加が見込まれます。障害者支援施設いちごの里、グループホームあこう、障がいのある児童から高齢者まで多様の方にサービスを提供することができる看護小規模多機能型居宅介護事業所アロハ等と連携を図り、緊急時にサービスの提供が得られるようにします。

③居住系サービス

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などに、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	人/年	1	1	1

◆必要量確保の取り組み

町内に自立生活援助を提供する事業所はありませんが、障がいのある人のニーズ等、必要に応じて施設等と連携してサービス提供体制の確保を検討します。

共同生活援助

障害のある人が日常生活や社会生活上の支援を受けながら、共同生活を営むべき住宅において、主として夜間、相談その他日常生活上の援助を行います。平日の日中は日中活動系サービス等を利用します。

◇見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	59	59	59

◆必要量確保の取り組み

施設入所利用者の地域移行を進めるためには、地域における居住系サービスを充実する必要があります。また、単身在宅での生活は難しいものの、支援があれば地域での生活が可能な障がいのある人もおられます。本町には、ひかり荘、第2ひかり荘、第3ひかり荘、グループホームあこう、ケアホームすばるの5か所のグループホームがありますが、今後も新規開設の働きかけを行います。

施設入所支援

障害者支援施設の入所者に対して、夜間、休日において、入浴、排せつ又は食事の介助、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

◇見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	85	85	85

◆必要量確保の取り組み

入所による支援が必要な障がいのある人に対して、十分なサービスが提供できるよう、相談支援事業所、障害者支援施設と連携してサービスの確保を図ります。

④相談支援

計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及びモニタリングを行います。

地域移行支援

施設入所又は精神科病院に入所している障がいのある人が地域生活に移行するための相談等を行います。

地域定着支援

居宅等で、単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続するための支援を行います。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援利用者数	人/年	288	288	288
地域移行支援利用者数	人/年	1	1	1
地域定着支援利用者数	人/年	1	1	1

◆必要量確保の取り組み

愛南町では、愛南町障がい者（児）相談支援センター、地域活動支援センターいろり、指定特定相談支援事業所いちごの里（休止中）、愛南町社協相談支援事業所、指定障害児者相談支援事業所ままと、指定特定障害児者相談支援事業所愛南の風の6事業所で計画相談支援事業を実施しているほか、旭川荘南愛媛療育センター相談支援事業所にも一般相談業務を委託しており、障がい種別や特性に応じて事業所を選択することができます。地域移行支援、地域定着支援事業は、地域活動支援センターいろりがサービス提供を行っており、障がいのある人のニーズへの対応が可能です。近年、計画相談件数が増加傾向にあるため、今後も、事業所間の連携を更に強化しサービスの充実を図っていきます。

（2）地域生活支援事業

①必須事業

相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や児童の保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
事業者数	か所	5	5	5
相談件数	件/年	2,500	2,510	2,520

◆必要量確保の取り組み

愛南町直営指定特定相談支援事業所と愛南町が委託した指定特定相談支援事業所が相談に応じます。また、定期的に連絡会を実施し、困難ケースの対応、地域の社会資源の開発、ネットワークの拡充等課題を検討し、地域自立支援協議会へとつなげていきます。

成年後見制度利用支援事業

知的又は精神に障がいのある人で、成年後見制度の利用に要する経費の負担があると認められた場合に、成年後見制度の申立てに要する経費と後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

◇見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	件/年	1	1	1

◆必要量確保の取り組み

権利擁護の観点から相談に応じます。また、市民後見人等の人材育成・活用を図るための一般住民向けの研修の開催や、事業の啓発の機会を設けます。

意思疎通支援事業

障がいのある人に対し、点訳・音訳等による情報提供や手話通訳者の派遣を行います。

◇見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	人/年	90	90	90
手話通訳者派遣	人/年	50	50	50
点訳等支援	人/年	40	40	40

◆必要量確保の取り組み

現在実施している手話通訳者の派遣事業や点訳・音訳支援について今後も関係団体と連携し、サービスの円滑な提供を図ります。又、宇和島市が開催している手話奉仕員養成講座を通じて手話のできるボランティアの養成を進めます。

日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具、排泄管理支援用具などの給付又は貸与を行います。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日常生活用具給付等事業	人／年	312	312	312
介護訓練支援用具	人／年	1	1	1
自立生活支援用具	人／年	3	3	3
在宅療養等支援用具	人／年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	人／年	5	5	5
排泄管理支援用具	人／年	300	300	300
住宅改修費	人／年	1	1	1

◆必要量確保の取り組み

障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、ニーズの把握に努め、定期的な種目の見直しを検討し、障がいの特性に応じた適切な給付を行います。

移動支援事業

屋外での移動に著しい制限がある視覚障がい・全身性障がい（身体障害者手帳 1 級相当）・知的障がい・単独での外出が困難な精神障がいのある人に対して、外出のための移動支援を行います。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	人／年	5	5	5
利用時間	時間／年	50	50	50

◆必要量確保の取り組み

障がいのある人の健康管理や生命維持、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等社会参加促進等のための外出を支援するため、今後も安全でより質の高いサービスが提供できるよう委託事業所に専門的人材の確保及び質的向上を図るよう働きかけます。

②任意事業

訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、自宅の浴槽が使用できない重度の身体障がいがある人の身体の清潔保持と心身機能の維持回復を図ります。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
事業者数	か所	1	1	1
利用者数	人/年	100	100	100

◆必要量確保の取り組み

地域における重度の身体障がいのある人等の日常生活を支援するため、引き続き愛南町社会福祉協議会に事業を委託し、サービスを提供しています。

日中一時支援事業

介護者の負担軽減などを図るため、障がい者（児）を一時的に受け入れます。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
事業者数	か所	8	8	8
利用者数	人/年	300	300	300

◆必要量確保の取り組み

町内外の施設に事業を委託し、今後も必要なサービスが提供できるよう事業所と連携しサービス提供体制の確保を図ります。

(3) 児童福祉法によるサービス

児童発達支援事業

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童に対し、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において児童発達支援及び治療等の支援を行います。

放課後等デイサービス事業

就学している障がい児に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

保育所等訪問支援

訪問支援員が保育所等で集団生活を送る障害のある児童が保育所等において集団生活に適応するためには専門的な支援が必要と認めた場合、訪問支援を実施することでより安心して利用できるよう支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児相談支援事業

障がい児が障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用に関する意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直しを行います。

◇見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援事業	日/年	912	924	936
	人/年	410	420	432
医療型児童発達支援	日/年	0	0	0
	人/年	0	0	0
放課後等デイサービス事業	日/年	5,172	5,184	5,196
	人/年	792	804	816
保育所等訪問支援	日/年	10	10	10
	人/年	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	日/年	10	10	10
	人/年	1	1	1
障害児相談支援	人/年	252	264	276

◆必要量確保の取り組み

町内では、おれんじくらぶ、カサヨハネの2事業所が、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を実施しています。

障害児相談支援は、町内5か所の相談支援事業のうち、主に指定障害児者相談支援事業所ままと指定特定障害児者相談支援事業所愛南の風の2事業所が行っており、関係機関との連携により、療育の必要な児童の早期発見や相談体制の整備が図られています。

今後、児童発達支援センターを設置し、町内で保育所等訪問支援が行える体制の整備に取り組みます。また、センターの設置により、縦割の支援体制を解消し、ライフステージに沿った支援が継続して行える体制整備を進めていきます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、「障がい」や「障がい者」への理解を一層に深め、障がいの有無にかかわらずお互いが尊重し、支えあえる「心のバリアフリー」を社会全体で進めることが最も重要となります。

本計画では、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関をはじめ、障がい者団体、地域住民、事業者等との連携、協力を進めながら、全ての人々が安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指して、障がい者福祉施策を実行していきます。

2 行政の推進体制

障がい者を取り巻く問題は、医療、福祉、交通、防災、生活など多様な分野にまたがるうえ、家族や地域にも発展する問題の複雑化、複合化が顕著となってきています。行政には、障がいのある人の地域生活を総合的に支援する体制づくりが求められています。

愛南町では、障がいのある人に特化した問題にとどまらない重層的な支援が行える「総合相談窓口（ワンストップ窓口）」の設置を行い、関係各課を横断した包括支援体制を整備し、愛南町総合計画をはじめとする関係計画との連携と調整を図りながら、障がい者福祉施策を実行していきます。

また、計画の推進には、行政、地域自立支援協議会専門部会、障害福祉サービス提供事業者、地域がそれぞれの役割を果たし、一体的につながりながら取り組んでいきます。

3 計画の進捗状況の管理・評価

愛南町地域自立支援協議会専門部会と連携し、障がい者計画にある基本目標の達成に向けて事業を実施していきます。また、愛南町福祉関係計画策定懇話会及び愛南町地域自立支援協議会[※]へ進捗状況を報告し、多様な立場の方へ意見、評価を求め、本計画の実効性を高めていきます。

また、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる進行管理を行い、愛南町総合計画の推進に基づく事務事業の評価を行いながら、計画の着実な推進に努めます。

※ 地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う機関。

計画策定までの経過

時 期	内 容
令和5年10月4日 ～10月20日	○障がい福祉に関するアンケート調査（業者委託）
令和5年12月26日	◎令和5年度 第1回 愛南町福祉関係計画策定懇話会 〔協議事項〕 ・第7期愛南町障がい福祉計画及び第2期愛南町障がい児計画に係る指針について
令和6年2月	◎令和5年度 第2回 愛南町福祉関係計画策定懇話会 〔協議事項〕 ・第7期愛南町障がい福祉計画及び第3期愛南町障がい児計画について
	各種団体への第7期障がい者計画、第3期障がい児福祉計画（パブリックコメント）の周知
	・第6回愛南町相談支援専門員連絡会 ・第7期愛南町障がい者計画、第3期愛南町障がい児福祉計画の基本目標と施策について（内容確認）
	○パブリックコメントの実施
令和6年3月	○愛南町地域自立支援協議会 ・第7期愛南町障がい福祉計画、第3期愛南町障がい児福祉計画の策定について
令和6年3月末	・第7期愛南町障がい福祉計画、第3期愛南町障がい児福祉計画完成

(資料2)

愛南町福祉関係計画策定懇話会委員名簿

令和5年7月4日～令和8年7月3日

委員の構成	氏名	現職
一般公募	竹場 妙	
	鎌田 先	
	砂田 陽子	
障がい者団体	山田 功	愛南町身体障害者福祉協議会
	田村 八千代	手をつなぐ育成会
	斎藤 弘文	愛南町民生児童委員協議会
	森岡 眞由美	愛南町ボランティア連絡会
	吉田 英史	愛南町社会福祉協議会
医療関係者	長野 敏宏	御荘診療所
教育関係者	前田 和美	愛南町教育支援委員会

愛南町地域自立支援協議会委員名簿

令和6年3月1日～令和7年3月31日

委員の構成	氏名	現職
相談支援事業所管理者	橋本 友美子	地域活動支援センターいろり 施設長
障害福祉サービス事業所管理者	新田 光寿	障害者支援施設いちごの里 施設長
	岩上 加恵	通園(デイサービス)事業おれんじくらぶ 管理者
障害者就業・生活支援センター長	武下 志保	障害者就業・生活支援センターきら 施設長
障がい者団体の会長	山田 功	愛南町身体障害者福祉協議会 会長
福祉団体の会長又は事務局長	吉田 英史	愛南町社会福祉協議会 事務局長
	斎藤 弘文	愛南町民生児童委員協議会 会長
南宇和郡医師会の医療機関代表者	岡澤 朋子	岡沢クリニック 院長
宇和特別支援学校進路指導代表者	久保 徹	愛媛県立宇和特別支援学校進路指導課 課長
南宇和郡校長会の代表者	若松 隆仁	愛南町立長月小学校 校長
顧問	長野 敏宏	御荘診療所 所長

国の障害者制度改革等と愛南町の福祉資源の変遷

年	法律・制度等の主な内容	愛南町の主な福祉資源
H15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCAP「新アジア太平洋障害者の十年」開始年(～2012年) ・支援費制度の開始 	(昭和49年) ・精神障害者社会復帰施設「平山寮」開所(御荘病院) (昭和62年) ・精神障害者小規模作業所開所(たちばな) (平成10年) ・知的障害者更生施設いちごの里開所 (平成12年) ・福祉ホームB型に移行(平山寮) ・地域活動支援センターいろいろ開所(正光会) ・リサイクルショップなんぐん市場開所 (平成14年) ・障害児通園事業開始(おれんじくらぶ) (平成15年) ・心身障害者共同作業所こころ開所 ・重症心身障害児通園事業開始(南愛媛病院)
H16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援法の成立(発達障がいの早期発見等における国・地方自治体の責務の明確化など) ・障害者基本法の改正[都道府県・市町村障害者計画策定の義務化など] 	・地域交流センター「ブラザじょうへん」開所
H17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法の一部を改正する法律(障がい者の雇用促進のため、民間企業・国・地方公共団体に一定割合の障がい者雇用の義務付けなど) ・障害者自立支援法成立(就労支援の強化や地域移行の推進など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳半、3歳児の健診に加え、5歳児健診開始 ・経過観察事業「とまとくらぶ」開始(～R1) ・療育連絡会開始
H18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・第61回国連総会本会議が障害者権利条約を採択 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)(公共交通機関・施設等のバリアフリー化の一体的な推進など) ・学校教育法等の一部を改正する法律(盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛南町地域自立支援協議会設置(愛南町) ・グループホームひかり荘開所(正光会) ・地域活動支援センターI型へ移行(いろいろ) ・相談支援事業開始 [地域活動支援センターいろいろ 南愛媛療育センター 愛南町障がい者(児)支援センター
H19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約署名 ・重点施策実施5か年計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型事業開始、山出憩いの里温泉運営指定管理業務開始(NPO法人ハートinハートなんぐん市場) ・第2ひかり荘開所(正光会) ・就労支援B型事業へ移行(NPOたちばな)
H20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の発効 ・障害者雇用促進法の一部を改正する法律(中小企業における障がい者雇用の促進や雇用率制度の見直しなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所「アロハ」構造改革特区(愛南町地域共生型福祉サービス特区)の認定により障がい者(児)の利用開始(正光会)
H21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者制度改革推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型へ移行(NPO法人こころ)
H22 (2010)		<ul style="list-style-type: none"> ・愛南町内の小学生を対象に通級指導教室を設置(城辺小学校) ・愛南町就学相談開始

年	法律・制度等の主な内容	愛南町の主な福祉資源
H23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律(虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援など) ・障害者基本法の一部を改正する法律(障がい者の定義の見直しなど) 	
H24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法(障害者自立支援法の改正、難病の追加等) ・障害者優先調達推進法(障がい者就労施設などからの優先的な調達の推進など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者入所支援施設へ移行(いちごの里) ・相談支援事業開始(いちごの里) ・グループホーム「すばる」開所(いちごの里) ・児童通所支援事業開始(NPO法人 CASA JOHANNE) ・第3 ひかり荘開所(正光会) ・平山寮グループホームへ移行(正光会) ・障害者虐待対応窓口設置(愛南町) ・児童通所支援事業へ移行(おれんじくらぶ)
H25 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法の一部を改正する法律(雇用分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去を行うための合理的配慮の提供など) ・精神保健福祉法の一部を改正する法律(精神障がい者の医療に関する指針の策定や保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しなど) ・障害者差別解消法(障がい者に対する差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去を行うための合理的配慮の提供など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業開始(愛南町社会福祉協議会) ・優先調達推進法による調達開始
H26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・多機能型事業所「南生」開所、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業開始。(正光会) ・生活介護事業開始(NPO 法人 CASA JOHANNE) ・愛南町内の中学生を対象に通級指導教室を設置(城辺中学校)
H27 (2015)		
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律(障がい者が望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行う) ・発達障害者支援法の一部を改正する法律(切れ目なく、発達障がい者の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとりこと等を規定した) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行へ向け入院を廃止し、御荘病院から御荘診療所へ移行(正光会) ・グループホームあこう、短期入所あこう開設(正光会) ・子育て支援講座開始 ・愛南町内の小学生を対象に通級指導教室を設置(平城小学校)
H29 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携事業を試験的に実施
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者文化芸術推進法(障がい者による文化・芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援相談会開始(1回/月) ・グループホームあこう、介護サービス包括型から日中サービス支援型に施設区分を変更(正光会) ・新第2 ひかり荘開所(正光会)
R1 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・読書バリアフリー法(視覚障がい者等の読書環境の整備し総合的かつ計画的に推進する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業開始(ままと) ・小規模多機能型居宅介護事業所を福祉型から看護型へ移行(正光会・アロハ) ・NPO 法人 CASA JOHANNE がカサヨハネ株式会社へ変更
R2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法の改正 	

R3 (2021)	障害者差別解消法の改正(令和6年4月施行) 医療的ケア児支援法の施行	・宇和特別支援学校寄宿舎生徒送迎事業開始
R4 (2022)	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の施行 障害者総合支援法及び関連法の改正(一部を除き令和6年4月施行)	・就労継続支援B型事業所「ヨハネファクトリー」開設 ・指定特定障害児者相談支援事業所「愛南の風」開設
R5 (2023)	障害者雇用促進法の改正	・相談支援事業開始(愛南の風) ・障がい者(児)タクシー利用助成事業開始

みんなでつなごう
愛なん障がい者計画

第7期 愛南町障がい福祉計画・第3期 愛南町障がい児福祉計画

発行：愛媛県愛南町

編集：保健福祉課

発行年月：令和6年3月

〒798-4196

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

[TEL] 0895-72-1212 [FAX] 0895-70-1777